求職者支援法の検討３

No	対象文書の名称
1	求職者支援法の検討3（うち平成23年1月6日内閣法制局説明資料）
2	求職者支援法の検討3（うち平成23年1月7日内閣法制局説明資料）
3	求職者支援法の検討3（うち平成23年1月7日内閣法制局説明資料）
4	求職者支援法の検討3（うち平成23年1月8日内閣法制局説明資料）
5	求職者支援法の検討3（うち平成23年1月8日内閣法制局説明資料）
6	求職者支援法の検討3（うち平成23年1月11日内閣法制局説明資料）
7	求職者支援法の検討3（うち平成23年1月12日内閣法制局説明資料）
8	求職者支援法の検討3（うち平成23年1月14日内閣法制局説明資料）
9	求職者支援法の検討3（うち平成23年1月16日内閣法制局説明資料）

就職支援事業の創設（法第64条関係）

1　新たな事業の必要性について

現在の附帯事業が、事業主の行動に起因する課題を事業主の共同連帯の責任で解決するものであるのに対し、労働者側の要因として、

① 就業経験に乏しいこと

② 基礎的な能力開発の機会が与えられていなかったこと

③ 能力開発を行うために必要な生活基盤がないケースが多いこと

といった要因から、事業主、労働者及び国のすべての行動に起因し、これらすべての共同連帯の責任で解決すべき課題が生じてきており、これは、現在の二事業では解決することができないものである。

2　新たな附帯事業の概念整理

次のいずれにも該当する事業となり、雇用安定事業（第62条）、能力開発事業（第63条）とは別の概念となる。

① 事業主に雇用された経験に乏しいか、経験がない者に対して能力開発（主として基礎的な知識及び技能の付与を念頭）を行うものであること

② ①を確実に実施するため、労働者本人に対して直接給付を実施することにより、就職の支援を行うものであること

③ 事業主、労働者及び国のすべての行動に起因し、これらすべての共同連帯の責任で解決すべき課題への対処であること

3　条名について

職業訓練や生活の支援等を一体的に行うことで、「就職の支援」を目的とするものであることから、「就職支援事業」とする。

なお、本事業は、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強いため、雇用量を増大する場合に用いる「促進」ではなく「支援」とし、職業訓練の実施等求職者本人に対する措置であることから、労働者に着目した「就職」を用いるものである。

4　規定ぶりについて

第62条、第63条の柱書きにおいて当該事業の目的を規定していることを踏まえ、本条についても、柱書きには本事業の目的である「就職の支援」を規定する。

その際、職業訓練や生活の支援等を一体的に行うという本事業の特徴的手法が明確となるような規定ぶりとする。

第１項として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律　　号）」（以下「求職者支援法」という。）に基づく認定特定求職者職業訓練を行う者への奨励金及び訓練を受講する求職者への給付を規定し、第２項として、その他求職者の就職を支援するための事業として厚生労働省令で定めるものを包括的に規定する。

5　第1項第1号において求職者支援法を引用することについて

第1項第1号において、同一国会に提出され、未成立である求職者支援法を引用することとしている。

このように、未成立の法律を引用している例としては、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号。国会提出時は「消費者庁設置法案」。）第4条第4号において、同一国会で審議され、当時未成立であった消費者安全法（平成21年法律第50号）を、法律番号を空欄にした上で規定した例等がある。

6　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への委任規定について

（1）現行の附帯事業に関する規定の整理

現行の雇用保険法上、同法の附帯事業である雇用安定事業について規定する第62条第3項においては、同条第1項に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「高障機構」という。）に行わせることとしており、また、同様の附帯事業である能力開発事業について規定する第63条第3項においては、同条第1項に掲げる事業の一部を能開機構に行わせることとしている。このように、それぞれ事業の根拠規定において、独立行政法人に事務を行わせる旨を規定している。

（2）第2項の考え方

本条においても、上記の2事業と同様、就職支援事業の実施主体として、独立行政法人に事業を行わせる旨を明記することとするものである。

なお、就職支援事業の根拠法である雇用保険法とは別途、個別事業の根拠法である求職者支援法においては、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成を就職支援事業として行う旨規定されており、当該助成の前提となる同職業訓練の認定に関する事務を機構に行わせる旨も併せて規定されている。このため、雇用保険法と求職者支援法の双方において、機構を活用する旨が規定されることとなるが、このように、個別の事業法においても、雇用保険法上の附帯事業規定とは別に、独立行政法人への委任を規定している例としては、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条（地域雇用開発のための助成及び援助）の規定等があり、従来の雇用保険事業に関する規定例に沿ったものと整理される。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案と職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案のいずれかが成立しなかった場合について

1　雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（以下「雇用保険法一部改正案」という。）のみ成立した場合

（1）留意点

第64条第1項第1号において、未成立の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（以下「求職者支援法」という。）を引いている状態となる。

（2）想定される対応

議員修正により、第64条第1項第1号の規定を、求職者支援法を引かない形に修正する。

2　求職者支援法案のみ成立した場合

（1）留意点

求職者支援法第19条（同法第5条の規定による認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成等は雇用保険法第64条に規定する就職支援事業として行う旨の規定）及び附則第6条（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）の一部改正）において、未成立の雇用保険法第64条を引いている状態となる。

（2）想定される対応

議員修正により、求職者支援法の施行日を修正する。

被保険者等以外の者による事業の利用（法第６５条関係）

１．雇用保険法第65条の考え方

雇用保険法上の附帯事業については、第62条第1項に規定する被保険者等をその対象としており、被保険者のほか、雇用保険受給資格者（被保険者であった者）、就職内定者（被保険者になろうとする者）等が主な対象として考えられる。

一方、被保険者等に該当しない者についても、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、附帯事業の利用が可能である旨、第65条において規定されているが、同条において対象となる者としては、例えば、雇用保険の被保険者たり得ない65歳以上の求職者等が該当するものと考えられる。

２．就職支援事業への適用について

過去の雇用保険法の附帯事業と第65条との関係については、

①雇用保険法制定時：雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業の3事業がいずれも第65条の対象

②雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和52年法律第43号）による改正後：雇用安定事業、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業の4事業がいずれも第65条の対象

③雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律第36号）による改正後：雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業の3事業がいずれも第65条の対象

となっており、雇用保険法の附帯事業については、どの場合においても第65条の規定により被保険者等以外の者による利用が認められている。

このような経緯に鑑み、附帯事業として新設する就職支援事業についても、第65条の適用対象とすることが適当と考える。

雇用保険の附帯事業について

1　現行の附帯事業について

（1）現在、附帯事業として「雇用安定事業」（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条）及び「能力開発事業」（雇用保険法第63条）を行っているが、これらの事業は、我が国の企業における雇用賃金慣行その他企業の行動に起因するところが多く、事業主の共同連帯の責任で解決すべき課題への対応として、事業主に対する給付等を実施しているものである（労働者本人に対する給付等は全く想定していない）。

（2）このため、当該事業の実施によって企業が利益を還元されることも併せ考え、事業主のみの負担により行っている（雇用保険法第68条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第12条第6項、第31条第1項及び第4項）。

（参考）

失業等給付に係る費用の負担については、次のとおり。

① 求職者給付に要する費用については、保険料（労使折半）及び国庫負担（1/4。現在暫定的にその55/100に相当する額。）

② 雇用継続給付に要する費用については、保険料（労使折半）及び国庫負担（1/8。現在暫定的にその55/100に相当する額。）

2　新たな附帯事業について

（1）今般新たに実施する附帯事業は、労働者が、就業経験に乏しく、また、就職活動を行うために必要な生活基盤がないケースが多いといった要因から、事業主、労働者及び国のすべての行動に起因し、これらすべての共同連帯の責任で解決すべき課題への対応として、労働者本人への給付等を実施するものである。

（2）このため、その費用については国及び労使で負担するものとし、求職者に対する雇用政策に係る国の責任、労使の責任、支援により利益を受けることとなる者を勘案し、給付に要する費用は、国庫１／２、労使１／４ずつ、それ以外に要する費用は、労使の負担及び予算の範囲内での国庫の負担とすることとしている。

第三節　雇用保険

○雇用保険法

（昭和四十九年十二月二十八日法律第百十六号）

改正　昭和五一年　五月二七日法律第三三号
同　五二年　五月二〇日同　第四三号
同　五三年　五月　八日同　第四〇号
同　五四年　六月　八日同　第四〇号
同　五六年　四月二五日同　第二七号
同　五九年　七月一三日同　第五四号
同　五九年一二月二五日同　第八七号
同　六〇年　六月　八日同　第五六号
同　六一年一二月　四日同　第九三号
同　六二年　三月三一日同　第二六号
同　六三年　五月　六日同　第二六号
平成　元年　六月二八日同　第三六号
同　三年　五月　二日同　第五六号
同　四年　三月三一日同　第八号
同　四年　三月三一日同　第二三号
同　四年　六月　三日同　第六七号
同　六年　六月二九日同　第五七号
同　七年　三月一七日同　第二七号
同　八年　五月二二日同　第四二号
同　八年　六月一四日同　第八二号
同　九年　三月三一日同　第一八号
同　九年　五月　九日同　第四五号
同　九年一二月一九日同　第二三号
同　一〇年　三月三一日同　第一九号
同　一一年　三月三一日同　第二〇号
同　一一年　七月一六日法律第八七号
同　一一年一二月二二日同　第一六〇号
同　一二年　三月三一日同　第二五号
同　一二年　五月一二日同　第五九号
同　一三年　四月二五日同　第三五号
同　一四年　八月　二日同　第一〇二号
同　一四年一二月一三日同　第二六五号
同　一五年　四月三〇日同　第三一号
同　一六年　六月　二日同　第七六号
同　一六年一二月　一日同　第一五〇号
同　一六年一二月　八日同　第一六〇号
同　一七年　七月二六日同　第八七号
同　一八年　六月二一日同　第八一号
同　一九年　四月二三日同　第三〇号
同　二一年　三月三〇日同　第五号）
同　一九年　七月　六日同　第一〇九号
同　一九年　七月　六日同　第一一一号
同　二一年　三月三〇日同　第五号
同　二一年　七月　一日同　第六五号
同　二二年　二月　三日同　第二号
同　二二年　三月三一日同　第一五号
（一部未施行　五八四九・13ページ参照）

雇用保険法をここに公布する。

雇用保険法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　適用事業等（第五条―第九条）
第三章　失業等給付
第一節　通則（第十条―第十二条）
第二節　一般被保険者の求職者給付
第一款　基本手当（第十三条―第三十五条）
第二款　技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）
第三款　傷病手当（第三十七条）
第二節の二　高年齢継続被保険者の求職者給付（第三十七条の二―第三十七条の四）
第三節　短期雇用特例被保険者の求職者給付（第三十八条―第四十一条）
第四節　日雇労働被保険者の求職者給付（第四十二条―第五十六条の二）
第五節　就職促進給付（第五十六条の三―第六十条）
第五節の二　教育訓練給付（第六十条の二・第六十条の三）
第六節　雇用継続給付
第一款　高年齢雇用継続給付（第六十一条―第六十一条の三）
第二款　育児休業給付（第六十一条の四・第六十一条の五）

第三款　介護休業給付（第六十一条の六・第六十一条の七）
第四章　雇用安定事業等（第六十二条―第六十五条）
第五章　費用の負担（第六十六条―第六十八条）
第六章　不服申立て及び訴訟（第六十九条―第七十一条）
第七章　雑則（第七十二条―第八十二条）
第八章　罰則（第八十三条―第八十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（昭五二法四三・昭五四法四〇・平元法三六・平六法五七・平一〇法一九・一部改正）

（管掌）

第二条　雇用保険は、政府が管掌する。

2　雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（平一一法八七・一部改正）

（雇用保険事業）

第三条　雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。

（昭五二法四三・平元法三六・平六法五七・平一九法三〇・一部改正）

（定義）

第四条　この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

2　この法律において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3　この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

4　この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対価として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。

5　賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（平一一法一六〇・一部改正）

第二章　適用事業等

（適用事業）

第五条　この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2　適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働

期間における当該休業を開始した日又は休業開始応当日から当該休業を終了した日までの日数

5　前項の規定にかかわらず、第一項に規定する休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に当該支給単位期間における介護休業給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における介護休業給付金の額とする。この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、同項の規定にかかわらず、当該賃金が支払われた支給単位期間については、介護休業給付金は、支給しない。

6　第一項の規定にかかわらず、被保険者が対象家族を介護するための休業についてこの款の定めるところにより介護休業給付金の支給を受けたことがある場合であつて、当該休業を開始した日から起算して九十三日を経過する日後において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する休業をしたときは、介護休業給付金は、支給しない。

一　当該休業を開始した日から引き続き要介護状態にある当該対象家族を介護するための休業

二　当該対象家族について当該被保険者がした休業（対象家族を介護するための休業をいう。以下この号において同じ。）ごとに、休業を開始した日から休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が九十三日に達した日後の休業

（平一〇法一九・追加、平一一法一六〇、平一二法五九・平一六法一六〇・平一九法三〇・一部改正、平二二法五・旧第六十一条の七繰上、平二二法六五・一部改正）

（給付制限）

第六十一条の七　偽りその他不正の行為により介護休業給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、介護休業給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、介護休業給付金の全部又は一部を支給することができる。

2　前項の規定により介護休業給付金の支給を受けることができない者とされたものが、同項に規定する日以後、新たに前条第一項に規定する休業を開始し、介護休業給付金の支給を受けることができる者となつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該休業に係る介護休業給付金を支給する。

（平一〇法一九・追加、平二二法五・旧第六十一条の八繰上）

第四章　雇用安定事業等　（昭五二法四三・改称）

（雇用安定事業）

第六十二条　政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一　景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業さ

せる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二　離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十六条第一項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

三　定年の引上げ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条に規定する継続雇用制度の導入等により高年齢者の雇用を延長し、又は同法第二条第二項に規定する高年齢者等（以下この号において単に「高年齢者等」という。）に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

四　雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主その他雇用に関する状況を改善する必要がある地域における労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五　前各号に掲げるもののほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2　前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。

3　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）並びにこれらに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせるものとする。

（昭五二法四三・追加、昭五四法四〇・昭五六法二七・一部改正、平元法三六・旧第六十一条の二繰下・一部改正、平一一法一六〇・平一二法五九・平一三法三五・平一四法一六五・平一四法一七〇・平一九法三〇・一部改正）

（能力開発事業）

第六十三条　政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

一　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十三条に規定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、同法第十一条に規定する計画に基づく職業訓練、同法第二十四条第三項（同法第二十七条の二第二項において準

用する場合を含む。）に規定する認定職業訓練（第五号において「認定職業訓練」という。）その他当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと並びに当該職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

二　公共職業能力開発施設（公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。）又は職業能力開発総合大学校（職業能力開発総合大学校の行う指導員訓練又は職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。）を設置し、又は運営すること、職業能力開発促進法第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練を行うこと及び公共職業能力開発施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

三　求職者及び退職を予定する者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習（第五号において「職業講習」という。）並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。

四　職業能力開発促進法第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五　職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第十一条に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

六　技能検定の実施に要する経費を負担すること、技能検定を行う法人その他の団体に対して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと及び技能検定を促進するために必要な助成を行う都道府県に対して、これに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

七　前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2　前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準については、同項第二号の規定による都道府県に対する経費の補助に係るものにあつては政令で、その他の事業に係るものにあつては厚生労働省令で定める。

3　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

（昭五三法四〇・昭五六法二七・昭六〇法五六・平四法六七・平九法四五

・平一一法二〇・平一一法一六〇・平一三法三五・平一四法一六五・平一四法一七〇・平一八法八一・一部改正）

第六十四条　削除　（平一九法三〇）

（事業等の利用）

第六十五条　第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（昭五二法四三・平元法三六・平一九法三〇・一部改正）

第五章　費用の負担

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

2　前項第一号に掲げる求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。

3　前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一　次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ　徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が同条第五項又は第八項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。）に応ずる部分の額（徴収法第十一条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（同条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額）

ロ　徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

二　徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額

厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額

三　一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三・五の率（徴収法第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八条第二項において「二事業率」という。）を乗じて得た額

4　徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、前項第三号中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

5　日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一　次に掲げる額を合計した額

イ　徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額

ロ　イの額に相当する額に第三項第二号に掲げる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に二事業率を乗じて得た額を減じた額

二　支給した日雇労働求職者給付金の総額の三分の二に相当する額

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（昭五一法三三・昭五二法四三・昭五四法四〇・平元法三六・平六法五七・平一〇法一九・平一一法一六〇・平一九法三〇・一部改正）

第六十七条　第二十五条第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかわらず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した当該求職者給付の総額」とあるのは「支給した当該求職者給付の総額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、「一般保険料の額を超える場合には」とあるのは「一般保険料の額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には」と読み替えるものとする。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

（昭五二法四三・平元法三六・平六法五七・平一九法三〇・一部改正）

（就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置）

第十条　第五十七条第一項第一号に規定する再離職の日が平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条第二項中「いずれか」とあるのは、「いずれか又は再離職について第十三条第三項に規定する特定理由離職者」とする。

（平二一法五・追加）

（教育訓練給付金に関する暫定措置）

第十一条　教育訓練給付対象者であつて、第六十条の二第一項第一号に規定する基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがないものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「三年」とあるのは、「一年」とする。

（平一九法三〇・追加、平二二法五・旧第八条繰下）

（育児休業給付金に関する暫定措置）

第十二条　第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した被保険者に対する同条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の四十」とあるのは、「百分の五十」とする。

（平一九法三〇・追加、平二二法五・旧第九条繰下・一部改正）

（国庫負担に関する暫定措置）

第十三条　国庫は、第六十六条第二項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。

2　国庫が前項に規定する額を負担する会計年度については、第六十六条第二項（第六十七条後段において読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項の規定は、適用しない。

3　第一項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第十三条第一項」とする。

（平一九法三〇・追加、平二二法五・旧第十条繰下・一部改正、平二三法二一・一部改正）

第十四条　国庫は、平成二十一年度における第六十六条第一項に規定する求職者給付及び雇用継続給付並びに第六十七条に規定する求職者給付に要する費用の一部に充てるため、前条第一項に規定する額のほか、三千五百億円を負担する。

2　平成二十一年度における前条第三項の規定の適用については、同項中「附則第十三条第一項」とあるのは、「附則第十三条第一項及び第十四条第一項」とする。

（平二二法二・追加）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

（平二二法二・追加）

附　則　（昭和五一年五月二七日法律第三三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。ただし、第十条及び附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四章　労働保険

第一節　通則

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律

（昭和四十四年十二月九日法律第八十四号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律をここに公布する。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　保険関係の成立及び消滅（第三条―第九条）
第三章　労働保険料の納付の手続等（第十条―第三十二条）
第四章　労働保険事務組合（第三十三条―第三十六条）
第四章の二　行政手続法との関係（第三十六条の二）
第五章　不服申立て及び訴訟（第三十七条・第三十八条）
第六章　雑則（第三十九条―第四十五条の二）
第七章　罰則（第四十六条―第四十八条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険（以下「雇用保険」という。）を総称する。

2　この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その

改正　昭和四五年　四月　一日法律第　一三号
同　四五年　五月二二日同　第　八八号
同　四七年　四月二八日同　第　一八号
同　四八年　九月二一日同　第　八五号
同　四九年一二月二八日同　第一一七号
同　五一年　五月二七日同　第三二号
同　五一年　五月二七日同　第三三号
同　五二年　五月二〇日同　第　四三号
同　五三年一一月一八日同　第一〇七号
同　五四年　六月　八日同　第　四〇号
同　五五年一二月　五日同　第一〇四号
同　五八年　五月一七日同　第　三九号
同　五九年　七月一三日同　第　五四号
同　五九年一二月二五日同　第　八七号
同　六一年　五月二三日同　第　五九号
同　六一年一二月　四日同　第　九三号
同　六二年　三月三一日同　第一二三号
同　平成　元年　六月二八日同　第　三六号
同　二年　六月二二日同　第　四〇号
同　四年　三月三一日同　第　八号
同　五年一一月一二日同　第　八九号
平成　六年　六月二九日法律第　五七号
同　七年　三月二三日同　第　三五号
同　八年　六月一四日同　第　八二号
同　一一年　七月一六日同　第　八七号
同　一一年一二月二二日同　第一六〇号
同　一二年　五月一二日同　第　五九号
同　一二年一一月二二日同　第一二四号
同　一三年　四月二五日同　第　三五号
同　一五年　四月三〇日同　第　三一号
同　一六年一二月　一日同　第一五〇号
同　一七年一一月　二日同　第一〇八号
同　一九年　四月二三日同　第　三〇号
同　一九年　七月　六日同　第一〇九号
同　一九年　七月　六日同　第一一〇号
同　一九年　七月　六日同　第一一一号
同　二一年　三月三〇日同　第　五号
同　二一年　五月　一日同　第　三六号
同　二二年　三月三一日同　第　一五号
（一部未施行　三六九九・8ページ参照）

事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

2　前項に規定する場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に関して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人を元請負人とみなして同項の規定を適用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

（継続事業の一括）

第九条　事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

（昭四九法一一七・平一一法一六〇・平一九法三〇・一部改正）

第三章　労働保険料の納付の手続等

（労働保険料）

第十条　政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2　前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

一　一般保険料

二　第一種特別加入保険料

三　第二種特別加入保険料

三の二　第三種特別加入保険料

四　印紙保険料

（昭五一法三二・一部改正）

（一般保険料の額）

第十一条　一般保険料の額は、賃金総額に第十二条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

2　前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

3　前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

（昭四九法一一七・平一一法一六〇・一部改正）

第十一条の二　政府は、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主がその事業に高年齢労働者（厚生労働省令で定める年齢以上の労働者をいう。以下同じ。）を使用する場合には、政令で定めるところにより、その事業に係る一般保険料の額を、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、事業主がその事業に使用する高年齢労働者に支払う賃金の総額（厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより

算定した額。第十五条の二及び第十九条の二において「高年齢者賃金総額」という。）に雇用保険率（その率が次条第五項又は第八項の規定により変更されたときは、その変更された率。同条第四項を除き、以下同じ。）を乗じて得た額を超えない額を減じた額とすることができる。

（昭四九法一一七・追加、昭五四法四〇・平一一法一六〇・平一九法三〇・一部改正）

（一般保険料に係る保険料率）

第十二条　一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

一　労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率とを加えた率

二　労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率

三　雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、雇用保険率

2　労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の業務災害（労災保険法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第二号の通勤災害をいう。以下同じ。）に係る災害率並びに二次健康診断等給付（同項第三号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第十三条において同じ。）に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

3　厚生労働大臣は、連続する三保険年度中の各保険年度において次の各号のいずれかに該当する事業であつて当該連続する三保険年度中の最後の保険年度に属する三月三十一日（以下この項において「基準日」という。）において労災保険に係る保険関係が成立した後三年以上経過したものについての当該連続する三保険年度の間における労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付（労災保険法第十六条の六第一項第二号の場合に支給される遺族補償一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかかつた者（厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。）に係る保険給付（以下この項及び第二十条第一項において「特定疾病にかかつた者に係る保険給付」という。）及び労災保険法第三十六条第一項の規定により保険給付を受けることができることとされた者（以下「第三種特別加入者」という。）に係る保険給付を除く。）の額（年金たる保険給付その他厚生労働省令で定める保険給付については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。第二十条第一項において同じ。）に労災保険法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので厚生労働省令で定めるものの額（一時金として支給された給付金以外のものについては、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。）を加えた額と一

般保険料の額（第一項第一号の事業については、前項の規定による労災保険率（その率がこの項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応ずる部分の額）から非業務災害率（労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の通勤災害に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率をいう。以下この項及び第二十条第一項において同じ。）に応ずる部分の額を減じた額に第二種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率（非業務災害率から第十三条の厚生労働大臣の定める率を減じた率をいう。第二十条第一項各号及び第二項において同じ。）に応ずる部分の額を減じた額に業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率（第二十条第一項第一号において「第一種調整率」という。）を乗じて得た額との割合が百分の八十五を超え、又は百分の七十五以下である場合には、当該事業についての前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を百分の四十の範囲内において厚生労働省令で定める率だけ引き上げ又は引き下げた率に非業務災害率を加えた率を、当該事業についての基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とすることができる。

一　百人以上の労働者を使用する事業

二　二十人以上百人未満の労働者を使用する事業であって、当該労働者の数に当該事業と同種の事業に係る前項の規定による労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数が厚生労働省令で定める数以上であるもの

三　前二号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定める規模の事業

4　雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。

一　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二　動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

三　土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

四　清酒の製造の事業

五　前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額

を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6　前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額（前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額（前条の規定により第十一条第一項の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この項及び第三十条において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額）の総額と第一項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額とを合計した額（以下この項及び第八項において「一般保険料徴収額」という。）から当該一般保険料徴収額に二事業率（千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率をいう。同条第一項において同じ。）を乗じて得た額（第八項において「二事業費充当徴収保険料額」という。）を減じた額及び印紙保険料の額の総額の合計額をいう。

7　厚生労働大臣は、第五項の規定により雇用保険率を変更するに当たつては、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（第三十条及び第三十一条において「被保険者」という。）の雇用及び失業の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る失業等給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする。

8　厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の二・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」と

あるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の四」とする。

（昭四五法八八・昭四七法一八・昭四八法八五・昭四九法一一七・昭五一法三二・昭五二法三三・昭五二法四三・昭五三法一〇七・昭五四法四〇・昭五五法一〇四・昭六一法五九・平元法三六・平二法四〇・平六法五七・平一一法一六〇・平一二法五九・平一三法一二四・平一五法三一・平一九法三〇・一部改正）

（労災保険率の特例）

第十二条の二　前条第三項の場合において、厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、連続する三保険年度中のいずれかの保険年度においてその事業に使用する労働者の安全又は衛生を確保するための措置で厚生労働省令で定めるものを講じたときであつて、当該措置が講じられた保険年度のいずれかの保険年度の次の保険年度の初日から六箇月以内に、当該事業に係る労災保険率につきこの条の規定の適用を受けようとする旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を提出しているときは、当該連続する三保険年度中の最後の保険年度の次の次の保険年度の同項の労災保険率については、同項中「百分の四十五」とあるのは、「百分の四十五」として、同項の規定を適用する。

（平七法三五・追加、平一一法一六〇・一部改正）

（第一種特別加入保険料の額）

第十三条　第一種特別加入保険料の額は、労災保険法第三十四条第一項の規定により保険給付を受けることができることとされた者について同項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額にこれらの者に係る事業についての第十二条第二項の規定による労災保険率（その率が同条第三項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）と同一の率から労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率（以下「第一種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

（昭四八法八五・昭五二法三三・昭六一法五九・平一一法一六〇・平一二法一二四・一部改正）

（第二種特別加入保険料の額）

第十四条　第二種特別加入保険料の額は、労災保険法第三十五条第一項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者（次項において「第二種特別加入者」という。）について同条第一項第六号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率（労災保険法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害に係る災害率）、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第二種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

二　納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。
三　延滞金の額が百円未満であるとき。
四　労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。
五　労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。
（昭四五法一三・平二二法三六・一部改正）

（先取特権の順位）
第二十八条　労働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（徴収金の徴収手続）
第二十九条　労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

（労働保険料の負担）
第三十条　次の各号に掲げる被保険者は、当該各号に掲げる額を負担するものとする。
一　第十二条第一項第一号の事業に係る被保険者　イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額
イ　当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額（高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額）
ロ　イの額に相当する額に二事業率を乗じて得た額
二　第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者　イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額
イ　当該事業に係る一般保険料の額
ロ　イの額に相当する額に二事業率を乗じて得た額
2　高年齢者免除額に係る事業に使用される高年齢労働者は、政令で定めるところにより、前項の規定にかかわらず、同項の規定による被保険者の負担すべき一般保険料の額を負担しない。
3　日雇労働被保険者は、第一項の規定によるその者の負担すべき額のほか、印紙保険料の額の二分の一の額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を負担するものとする。
4　事業主は、当該事業に係る労働保険料の額のうち当該労働保険料の額から第一項及び前項の規定による被保険者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。
（昭四九法一一七・昭五二法四三・平元法三六・平一一法一六〇・平一五法三二・平一九法三〇・一部改正）

（賃金からの控除）
第三十一条　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項又は第三項の規定による被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う賃金から控除することができる。この場合において、事業主は、労働保険料控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該被保険者に知らせなければならない。

第二十八条から第三十一条は、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成二十二年法律第十五号）第二条により改正

2　第八条第二項又は第二項の規定により事業主とされる元請負人は、前条第一項の規定によるその使用する労働者以外の被保険者の負担すべき額に相当する額の賃金からの控除を、当該被保険者を使用する下請負人に委託することができる。

3　第一項の規定は、前項の規定により下請負人が委託を受けた場合について準用する。

（昭四九法一一七・平一一法一六〇・平一五法三一・一部改正）

第三十三条　削除　（昭四九法一一七）

第四章　労働保険事務組合

（労働保険事務組合）

第三十三条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。

2　事業主の団体又はその連合団体は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3　前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体（以下「労働保険事務組合」という。）は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、六十日前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　厚生労働大臣は、労働保険事務組合がこの法律、労災保険法若しくは雇用保険法若しくはこれらの法律に基づく厚生労働省令（以下「労働保険関係法令」という。）の規定に違反したとき、又はその行うべき労働保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

（昭四九法一一七・平一一法一六〇・一部改正）

（労働保険事務組合に対する通知等）

第三十四条　政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に対してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなす。

（労働保険事務組合の責任等）

第三十五条　第三十三条第一項の委託に基づき、事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

雇用保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第十五号

雇用保険法等の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第五十六条」を「―第五十六条の二」に、「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。

第六条中「の各号」を削り、同条第一号の二及び第一号の三を削り、同条第二号を次のように改める。

二　一週間の所定労働時間が二十時間未満である者（この法律を適用することとした場合において第四十三条第二項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

第六条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三　同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者（前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第四十二条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）

四　季節的に雇用される者であつて、第三十八条第二項各号のいずれかに該当するもの

五　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第百二十四条又は第百三十四条第一項の学校の学生又は生徒であつて、前各号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

第十条の四第三項中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第十四条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「の日」の下に「（第二十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日）」を加える。

第二十二条に次の一項を加える。

5　次に掲げる要件のいずれにも該当する者（第一号に規定する事実を知つていた者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「当該確認のあつた日の二年前の日」とあるのは、「次項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

一　その者に係る第七条の規定による届出がされていなかつたこと。

二　厚生労働省令で定める書類に基づき、第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二条第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。

第三十八条第一項中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「季節的に雇用されるもののうち次の各号のいずれにも該当しない者」に改め、同項各号を次のように改める。

一　四箇月以内の期間を定めて雇用される者

二　一週間の所定労働時間が二十時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満である者

第四十二条中「雇用された者」の下に「及び同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された者」を加える。

第四十三条第一項中「及び第六条第一号の三の認可を受けたもの」を削り、同項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げる者のほか、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者

第四十三条第二項中「場合」の下に「又は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された場合」を加え、同条第三項中「雇用された日雇労働被保険者」の下に「又は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された日雇労働被保険者」を加え、同条第四項中「第二号」を「第四号」に改める。

第五十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例）」を付し、同条第三項中「おいて、」の下に「第一項中」を加える。

第五十六条の二を第五十六条の三とし、第三章第四節中第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二　日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された後に離職した場合（前条第一項本文に規定する場合を除く。）には、その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四条の規定による被保険者期間の計算において被保険者であつた期間とみなすことができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

2　前項の規定により第十四条の規定による被保険者期間を計算することによつて同条第二項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合には、日雇労働被保険者であつた期間のうち、同条第一項に規定する算定対象期間における被保険者期間として計算された最後の六箇月間に含まれる期間において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額を当該期間に支払われた賃金額とみなす。

3　第一項の規定は、第二十二条第三項の規定による算定基礎期間の算定について準用する。この場合において、第一項中「その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四条の規定による被保険者期間の計算において被保険者であつた期間とみなす」とあるのは、「当該日雇労働被保険者であつた期間を第二十二条第三項に規定する基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間に該当するものとして計算する」と読み替えるものとする。

第六十条第五項中「第五十六条の二第四項」を「第五十六条の三第四項」に改める。

第六十一条の二第四項中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

第七十二条第一項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の三第一項」に改め、「第六条第一号の二の時間数又は」を削り、「つ」の基準」の下に「又は第三十八条第一項第二号の時間数」を加える。

第七十九条の二中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の三第一項」に改める。

附則第九条中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次の一号を加える。

五　特例納付保険料

第十二条第六項中「第三十条」を「第三十一条」に改め、同条第七項中「第三十条及び第三十一条」を「第三十一条及び第三十二条」に改める。

第十五条の二中「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第二十一条の二第二項中「第二十六条及び第二十七条」を「第二十七条及び第二十八条」に改める。

第二十二条第三項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第三十条、第三十一条」を「第三十一条、第三十二条」に、「つど」を「都度」に改める。

第三十二条を削り、第三章中第三十一条を第三十二条とし、第二十六条から第三十条までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の次に次の一条を加える。

（特例納付保険料の納付等）

第二十六条　雇用保険法第二十二条第五項に規定する者（以下この項において「特例対象者」という。）を雇用していた事業主が、第四条の規定により雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、第四条の二第一項の規定による届出をしていなかつた場合には、当該事業主（当該事業主の事業を承継する者を含む。以下この条において「対象事業主」という。）は、特例納付保険料として、対象事業主が第十五条第一項の規定による納付する義務を履行していない一般保険料（同法第十四条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める日から当該特例対象者の離職の日までの期間に係るものであつて、その徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る。）の額（雇用保険率に応ずる部分の額に限る。）のうち当該特例対象者に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

2　厚生労働大臣は、対象事業主に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3　対象事業主は、前項の規定により勧奨を受けた場合においては、特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、書面により申し出ることができる。

4　政府は、前項の規定による申出を受けた場合には、特例納付保険料の額を決定し、厚生労働省令で定めるところにより、期限を指定して、これを対象事業主に通知するものとする。

5　対象事業主は、第三項の規定による申出を行つた場合には、前項の期限までに、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する特例納付保険料を納付しなければならない。

第三十五条第三項中「第二十六条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。

附則第十一条を次のように改める。

（雇用保険率に関する暫定措置）

第十一条　平成二十二年度における第十二条第四項の雇用保険率については、同条第八項の規定は、適用しない。

附則第十二条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百二条第二項中「印紙保険料の額」の下に「、徴収法第二十六条第一項の規定に基づく特例納付保険料の額」を加える。

附則第二十条の二の次に次の一条を加える。

（雇用勘定の積立金の特例等）

第二十条の三　平成二十二年度及び平成二十三年度において、第百三条第三項の規定による雇用勘定の積立金は、同条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

2　平成二十二年度及び平成二十三年度においては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百四条第四項の規定により雇用安定資金から繰入れてなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。

3　第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百四条第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。この場合における第百三条第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十条の三第三項の規定による繰入金」とする。

4　前項の規定による繰入金の総額が第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び第二項の規定により補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの間、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項及び第八項の規定の適用については、同条第五項中「加減した額」とあるのは「加減した額並びに当該会計年度までの特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十条の三第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第二項の規定により補足した金額の総額の合計額から同条第三項の規定による繰入金の総額を控除して得た金額の合計額」と、同条第八項中「繰り入れられた額」とあるのは「繰り入れられた額及び特別会計に関する法律附則第二十条の三第三項の規定による繰入金の額」と、「加減した額」とあるのは「加減した額から当該会計年度までの同条第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び同条第二項の規定により補足した金額の総額の合計額から同条第三項の規定による繰入金の総額を控除して得た金額とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二条に一項を加える改正規定、第二条の規定（労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十一条第二項ただし書の改正規定を除く。）、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用除外に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に被保険者となり、かつ、引き続き施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、第一条の規定による改正後の雇用保険法（附則第四条において「新法」という。）第六条第二号から第五号までの規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

（短期雇用特例被保険者に関する経過措置）

第三条　第一条の規定による改正前の雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者であって、離職の日が施行日前であるもの及び施行日以後引き続き同一の事業主の適用事業に雇用され離職したものに対する特例一時金の支給については、なお従前の例による。

（被保険者期間及び算定基礎期間に関する経過措置）

第四条　新法第十四条第二項第二号及び第二十二条第五項の規定は、離職の日が附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後である者について適用する。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第五条　労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第十二条の三第三項中「第二十六条、第二十八条、第二十九条」を「第二十七条、第二十九条、第三十条」に改める。

第三十一条第一項第二号中「第二十六条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条第二項ただし書中「第二十二条の二第四項」を「第二十二条の二第三項」に改め、同条第四項中「第二十六条、第二十八条、第二十九条」を「第二十七条、第二十九条、第三十条」に改める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第六条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第七条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項及び第七項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第十項及び第十一項中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前に国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ。）であった者であって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する前条の規定による改正後の同法第十条第六項及び第七項の規定の適用については、なお従前の例による。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「第二十六条から第二十九条まで」を「第二十七条から第三十条まで」に改め、同項の表附則第十二条の項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

（賀金の支払の確保等に関する法律の一部改正）

第十条　賀金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正）

第十一条　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「第二十六条から第二十九条まで」を「第二十七条から第三十条まで」に改め、同項の表附則第十二条の項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第三項中「第二十六条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。

第六十六条第四項中「第二十六条」を「第二十七条」に、「第二十八条、第二十九条」を「第二十九条、第三十条」に改める。

（社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

（附則に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　直人
厚生労働大臣　長妻　昭
環境大臣　小沢　鋭仁
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

雇用保険法における就職支援事業の創設について（附則第５条関係）

１　新たな事業の必要性について

現在の附帯事業が、事業主の行動に起因する課題を事業主の共同連帯の責任で解決するものであるのに対し、労働者が、就業経験に乏しく、また、就職活動を行うために必要な生活基盤がないケースが多いといった要因から、事業主、労働者及び国のすべての行動に起因し、これらすべての共同連帯の責任で解決すべき課題が生じてきており、これは、現在の二事業では解決することができないものである。

２　新たな附帯事業の概念整理

次のいずれにも該当する事業となり、雇用安定事業（第 62 条）、能力開発事業（第 63 条）とは別の概念となる。

① 失業期間中の生活の安定を図るための給付を、求職者本人に支給し、その就職活動を容易にすることを中心とした事業であること

② 事業主、労働者及び国のすべての行動に起因し、これらすべての共同連帯の責任で解決すべき課題への対処であること

３　条名について

失業期間中の生活の安定を図るための給付を支給する等により「就職の支援」を図ることを目的とするものであることから、「就職支援事業」とする。

なお、本事業は、現に存在する雇用に結び付けていく面が強いため、雇用量を増大する場合に用いる「促進」ではなく「支援」とし、失業期間中の生活の安定を図るための給付等本人に対する措置であることから、労働者に着目した「就職」を用いる。

４　規定ぶりについて

第 62 条、第 63 条の柱書きにおいて当該事業の目的を規定していることを踏まえ、柱書きには「就職の支援」を規定する。その際、失業期間中の生活の安定を図るための給付を支給することが特徴的な手法であることから、これを規定する。

第１項第１号として「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律　　号）」（以下「求職者支援法」という。）の規定による求職者への給付を規定し、第２号として同法第３条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者への奨励金を規定し、第３号としてその他求職者の就職を支援するための事業として厚生労働省令で定めるものを包括的に規定する。

５　第１項第１号及び第２号において求職者支援法を引用することについて

第１項第１号及び第２号において、同一国会に提出され、未成立である求職者支援法を引用することとしている。

このように、未成立の法律を引用している例としては、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号。国会提出時は「消費者庁設置法案」。）第4条第4号において、同一国会で審議され、当時未成立であった消費者安全法（平成21年法律第50号）を、法律番号を空欄にした上で規定した例等がある。

6　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への委任規定について

（1）現行の附帯事業に関する規定の整理

現行の雇用保険法上、同法の附帯事業である雇用安定事業について規定する第62条第3項においては、同条第1項に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「高障機構」という。）に行わせることとしており、また、同様の附帯事業である能力開発事業について規定する第63条第3項においては、同条第1項に掲げる事業の一部を能開機構に行わせることとしている。このように、それぞれ事業の根拠規定において、独立行政法人に事務を行わせる旨を規定している。

（2）第2項の考え方

本条においても、上記の2事業と同様、就職支援事業の実施主体として、独立行政法人に事業を行わせる旨を明記することとするものである。

なお、就職支援事業の根拠法である雇用保険法とは別途、個別事業の根拠法である求職者支援法においては、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成を就職支援事業として行う旨規定されており、当該助成の前提となる同職業訓練の認定に関する事務を機構に行わせる旨も併せて規定されている。このため、雇用保険法と求職者支援法の双方において、機構を活用する旨が規定されることとなるが、このように、個別の事業法においても、雇用保険法上の附帯事業規定とは別に、独立行政法人への委任を規定している例としては、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条（地域雇用開発のための助成及び援助）の規定等があり、従来の雇用保険事業に関する規定例に沿ったものと整理される。

被保険者等以外の者による事業の利用（附則第5条関係）

1．雇用保険法第65条の考え方

雇用保険法上の附帯事業については、第62条第1項に規定する被保険者等をその対象としており、被保険者のほか、雇用保険受給資格者（被保険者であった者）、就職内定者（被保険者になろうとする者）等が主な対象として考えられる。

一方、被保険者等に該当しない者についても、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、附帯事業の利用が可能である旨、第65条において規定されているが、同条において対象となる者としては、例えば、雇用保険の被保険者たり得ない65歳以上の求職者等が該当するものと考えられる。

2．就職支援事業への適用について

過去の雇用保険法の附帯事業と第65条との関係については、

① 雇用保険法制定時：雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業の3事業がいずれも第65条の対象

② 雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和52年法律第43号）による改正後：雇用安定事業、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業の4事業がいずれも第65条の対象

③ 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律第36号）による改正後：雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業の3事業がいずれも第65条の対象

となっており、雇用保険法の附帯事業については、どの場合においても第65条の規定により被保険者等以外の者による利用が認められている。

このような経緯に鑑み、附帯事業として新設する就職支援事業についても、第65条の適用対象とすることが適当と考える。

就職支援事業の創設に伴う雇用保険率の弾力条項の見直し
（附則第７条関係）

１　制度の概要

雇用保険においては、毎会計年度において、当該会計年度の差引剰余を当該会計年度末の積立金残高に加減した額が、当該会計年度に失業等給付として支払った額（＝＊）の２倍に相当する額を超え、又は１倍に相当する額を下るに至った場合、厚生労働大臣が保険収支の推移、経済の動向などを勘案の上、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を変更できることとされている（徴収法第 12 条第５項）

$$＊＝\frac{\overbrace{\text{（徴収保険料額＋国庫の負担額）－失業等給付額}}^{\text{当該会計年度の差引剰余}}＋\text{当該会計年度末積立金}}{\text{失業等給付額}}$$

２　見直しの概要

今般創設する就職支援事業が、求職者に直接給付する等、事業主のみの負担により実施している他の附帯事業とは異なること等を勘案し、失業等給付に係る保険料収入により事業実施することとしている。このため、雇用保険率に係る弾力的変更の適用の検討を行うための前提となる国庫の負担額及び失業等給付額に、就職支援事業に係る費用等も含まれることとする必要がある。

①　「国庫の負担額」について

就職支援事業については、その要する費用を国庫において負担するため、国庫の負担額の中に、当該事業に要する費用が含まれることとなるよう改める。

②　「失業等給付額」について

就職支援事業により実施した給付等についても、失業等給付額と同様の取扱いとなるよう改める。

就職支援事業（仮称）の創設に伴う住民基本台帳法の規定の整備について
（附則第９条関係）

１　現行制度の概要

（１）住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の７の規定により、都道府県知事は、同法別表第１の上欄に掲げる国の機関等から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとされている。

（２）同法別表第１の７０の項において、上欄に厚生労働省又は独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）、下欄に雇用保険法の附帯事業（雇用安定事業又は能力開発事業）の実施に関する事務の処理が規定されており、厚生労働省等の求めに応じ、本人確認情報の提供がなされているところである。

（３）これは、例えば、雇用安定事業の雇入れ助成金の申請のため、事業主が提出した労働者に係る本人確認資料に疑義が生じた際など、都道府県に本人確認情報の提供を依頼できるようにしておく必要に備えた規定である。

※　継続審議中の「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」（平成２３年４月１日施行（予定））において、機構が行っていた住民基本台帳の利用を必要とする助成金業務については、国に移管することとしている。

このため、同法案において、同事業に係る住民基本台帳法の別表第１の７０の項の規定から「独立行政法人雇用・能力開発機構」を削除することとしている。

２　改正の趣旨

就職支援事業の実施に係る①及び②の事務の処理に関し、それぞれ、以下のとおり、本人確認情報の提供を受ける必要が生じる場合が想定される。

①　特定求職者に対する給付の支給等

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第７条の規定による特定求職者に対する給付の支給や、求職者支援法第５条の規定による助成は、就職支援事業として厚生労働省において行うところ、当該事業の実施のため、特定求職者や訓練実施機関の代表者の氏名等について、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

②　職業訓練の認定

求職者支援法においては、厚生労働大臣が行う職業訓練の認定に関する事務を、新機構に行わせることとしている。

このうち、上記の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）を行う訓練実施機関が、機構に対し職業訓練の認定を申請する際に記載する代表者の氏名等を、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

なお、当該認定行為は、求職者支援法第５条の規定に基づき認定特定求職者職業訓練を実施する者に助成を行う前提として必要なものであり、また、当該助成を雇用保険法第６４条第１項の就職支援事業として行うこととしていることから、機構が行う認定に関し必要な本人確認情報を住民基本台帳から取得できる根拠を規定する必要がある。

３　具体的内容

（１）①の事務の処理に際して厚生労働省が、②の事務の処理に際して機構が、それぞれ本人確認情報の利用をできるようにする必要がある。

（２）このため、住民基本台帳法別表第１の７０の項の上欄に、新たに事務実施主体として、厚生労働大臣と並列して「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を追加し、また、その行う事務として下欄に「雇用保険法第６４条の就職支援事業（の実施に関する事務）」を追加することとする。

就職支援事業に係る特別会計に関する法律における規定の整備
（附則第10条関係）

1　制度の趣旨・概要

特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第96条においては、「労働保険特別会計は、（中略）雇用保険法（昭和４９年法律第116号）による雇用保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。」とされている。

2　改正の趣旨

今般、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）に基づく職業訓練や求職者の訓練期間中の生活支援等を行うための事業（以下「就職支援事業」という。）を雇用保険法の事業として位置付けることとしていることから、当該事業に要する国庫負担分を一般会計から雇用勘定に繰り入れる等の措置を講ずるため、特別会計に関する法律の規定を改める必要がある。

3　具体的内容

次ページ資料「雇用保険制度の概要」において、下線部箇所について、改正措置を講じるもの。

雇　用　保　険　制　度　の　概　要

厚生労働省所管　労働保険特別会計　雇用勘定

事業主・労働者

保険料

徴収勘定

特会法第102条

一般会計より受入等

特会法第102条

雇用勘定

（取崩し）

（積立金）

（雇用安定資金）

【歳　入】

【歳　出】

特会法第102条　（他勘定へ繰入）

他勘定より受入

（徴収勘定）

一般会計より受入

雇保法第66条
特会法第101条

運用収入

積立金より受入

特会法第103条第5項

雇用安定資金より受入

特会法第104条第5項

独立行政法人納付金

雑収入

（過誤納金、不正受給金等返還金等）

前年度繰越資金受入

（庁舎新営工事の繰越）

失業等給付

（失業等給付費、業務取扱費、施設整備費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入、予備費）

就職支援事業費

二事業

（中小企業退職金共済等事業費、労使関係安定形成促進費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出事業等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、男女均等雇用対策費、独立行政法人運営費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入、予備費）

求職者給付

雇保法第10条第2項3項

一般求職者給付　（基本手当等）

雇保法第13条

高年齢求職者給付　（高年齢求職者給付金）

雇保法第37条の3

短期雇用特例求職者給付　（特例一時金）

雇保法第39条

日雇労働求職者給付　（日雇労働求職者給付金）

雇保法第45条，第53条

就職促進給付

雇保法第10条第4項

就業手当

雇保法第56条の2

再就職手当

雇保法第56条の2

常用就職支度手当等

雇保法第56条の2、第58条、第59条

教育訓練給付

（教育訓練給付金）
雇保法第10条第5項、
雇保法第60条の2

雇用継続給付

雇保法第10条第6項

高年齢雇用継続給付　（高年齢雇用継続基本給付金等）

雇保法第61条

育児休業給付　（育児休業基本給付金）

雇保法第61条の4

介護休業給付　（介護休業給付金）

雇保法第61条の7

事務費

就職支援事業費

雇用安定事業　（雇用調整助成金，特定求職者雇用開発助成金，地域雇用開発促進助成金等）

雇保法第62条

能力開発事業　（キャリア形成促進助成金，職業訓練施設の設置運営等）

雇保法第63条

剰余（不足）

（剰余金積立て（組入れ）又は不足額補足）
積立金：特会法第103条第3項又は4項、雇用安定資金：第104条第3項又は第4項

※ 雇保法・・雇用保険法（平成22年改正）
特会法・・特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

（雇用保険法の一部改正）

第五条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

（就職支援事業）

第六十四条　政府は、被保険者等に関し、失業期間中の生活の安定を図るための給付を支給し、その就職活動を容易にする等その就職の支援を図るため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第二条に規定する認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条の規定による給付を行うこと。

二　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと。

三　前二号に掲げるもののほか求職者の就職の支援を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十五条中「第六十一条及び第六十三条」を「前三条」に改める。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」の下に「及び就職支援事業」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業のうち、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による給付に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「において、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援事業」を加える。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び給付に充てられた額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改める。

第八条　前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定は、平成二十四年度以降の年度に係る雇用保険率の変更について適用する。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を

加え、「又は同法第六十三条の能力開発事業」を「、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の就職支援事業」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項第二号イ中「及び能力開発事業費」を「、能力開発事業費及び就職支援事業費」に改める。

第百一条第二項中「雇用継続給付」の下に「、就職支援事業」を加える。

第百三条第三項及び第五項中「失業等給付費」の下に「及び就職支援事業費」を加える。

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（就職支援事業） 第六十四条　政府は、被保険者等に関し、失業期間中の生活の安定を図るための給付を支給し、その就職活動を容易にする等その就職の支援を図るため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。 一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条の規定による給付を行うこと。 二　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと。 三　前二号に掲げるもののほか求職者の就職の支援を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。 2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。	第六十四条　削除

（案2）

第六十四条　政府は、被保険者等に関し、失業期間中の生活の安定を図るための給付の支給、給付と組み合わせた職業訓練を受ける機会の確保その他就職の支援を図るため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。

（事業等の利用）

第六十五条　前三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び就職支援事業に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

四　就職支援事業のうち、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による給付に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

（事業等の利用）

第六十五条　第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

○　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び給付に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）

○　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（法第三十条の七関係）			別表第一（法第三十条の七関係）		
提供を受ける国の機関又は法人	事務		提供を受ける国の機関又は法人	事務	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
七十　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の就職支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）	七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）

○　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（歳入及び歳出） 第九十九条　労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 （略） 2　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　歳入 （略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び就職支援事業費 （略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付、就職支援事業及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略）	（歳入及び歳出） 第九十九条　労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 （略） 2　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　歳入 （略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費及び能力開発事業費 （略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略）

3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費及び就職支援事業費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費及び就職支援事業費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

用例集

◎雇用保険法関係
【第六十四条関係】
・「失業期間中」
○船員法（昭和二十二年法律第百号）
（失業手当）
第四十五条　船舶所有者は、第三十九条の規定により雇入契約が終了したときは、その翌日（行方不明となつた船員については、その生存が知れた日）から二箇月（その行方不明について行方不明手当の支払を受くべき船員については、二箇月から行方不明中の期間を控除した期間）の範囲内において、船員の失業期間中毎月一回その失業日数に応じ給料の額と同額の失業手当を支払わなければならない。

・「就職活動を容易に」
・「生活の安定を図るため」
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）
（手当の支給）
第二十六条　国及び都道府県は、第二十四条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間中、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき、手当を支給することができる。

・「就職」と「支援」を一つの条文で用いている例
○母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）
（寡婦就業支援事業等）
第三十五条　（略）
2　（略）
三　寡婦及び事業主に対し、雇用情報の提供その他寡婦の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「奨励するため」の例
○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
（事業主等に対する助成等）
第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他

労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によって講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

・「～に対して、必要な助成…を行う」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第六十二条　政府は、被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一　景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二～四　（略）

・「未施行の法律を引用している例」

○消費者庁設置法案（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）として成立・施行）抄

（所掌事務）

第四条　消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　消費者安全法（平成二十年法律第▼▼▼号）の規定による消費者安全の確保に関すること。

五～二十七　（略）

・「個別法において独立行政法人への委任を規定している例」

○地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）抄

（地域雇用開発のための助成及び援助）

第七条　政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第七項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実

施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項の助成及び援助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

○中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）抄

（雇用安定事業等としての助成及び援助）

第七条　政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする。

一～五　（略）

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

【第六十六条第六項関係】

・「［一部の事業］に要する費用及び（並びに）［事業全体］の事務の執行に要する費用」の例

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（保険料率）

第百六十条　（略）

3　（略）

三　保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係

【第十二条第五項関係】

・「費用（：の事務の執行に要する費用を除く。）」の例

○石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（基金）

第三十一条　機構は、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため石綿健康被害救

済基金を設ける。

就職支援事業（仮称）について

Ⅰ　就職支援事業の必要性

1．我が国の労働市場の変化

（1）我が国の労働市場を取り巻く環境は、近年大きく変化してきているが、バブル崩壊以降、グローバル化や経済成長の鈍化、景気変動の振幅の拡大、デフレへの対応などの経済環境の変化、少子高齢化、就業者の意識の変化、所得格差の拡大などの社会の変化など近年の労働市場を取り巻く様々な変化に伴って、雇用システムにも変化が現れ、非正規労働者の増加等の問題が顕在化してきている。

（2）具体的には、日本の雇用情勢の悪化の中で、非正規労働者の労働者全体に占める構成比を見ると、1999年には24.9%であったものが、2009年には33.7%に上昇している。

（3）こうした非正規労働者は、雇用調整の対象となり易く、また、

- 低賃金、賃金上昇が少ないこと等により経済的自立が困難であること
- OJT、OFF-JTといった企業内能力形成機会の不足、技能の蓄積の面での問題等により、職業キャリアの形成が十分でないこと
- 各種公的制度が適用されない等、セーフティネットの整備が不十分であり、生活が不安定であること

等の問題に直面している。

（4）また、失業者に占める長期失業者（失業期間が1年以上）の割合を見てみると、1999年の22.4%から2009年の28.3%になっており、長期失業者についても趨勢的に増加してきている。こうした失業の長期化に伴い、意欲や能力が低下し、失業状態から抜け出しにくくなるとの問題も生じているものと考えられる。

2．トランポリン型社会の構築へ向けた動き

（1）日本においては、長期雇用慣行の下、賃金を含めた人事管理・処遇体系について、労働者の生活を安定して支え、長期的なスパンで利益が回収できるように設計し、これに則って、新規学校卒業者を正社員として一括採用し、企業内において人材育成を行うことが主流であった。したがって、この仕組みから逸脱する者については、極めて例外と考えられてきた。もちろん、景気変動等に対するバッファー等として非正規労働者は必要であったが、それはこうした仕組みに組み込まれることが想定されていない家庭の主婦層を中心に供給され、企業による生活保障に支えられた主たる稼ぎ手と組み合わされていたことから、非正規労働者の上記1（3）のような問題は問題であると認識されてこなかった。

(2) しかしながら、労働市場が変化し、また、企業の経営環境が厳しくなる中で、これまでは正社員として企業による生活保障のシステムの中にいたような類型の者にまで非正規労働が広まってきたことで、非正規労働者をめぐる問題が顕在化してきたと言える。非正規労働者の割合のこれ以上の増加を肯定はしなくても、かつてのような正社員を中心とした企業による生活保障を大多数が享受できる状況に戻ることは考えにくい。このため、正社員を中心とした企業による生活保障は評価しつつも、非正規労働者や企業内部の労働市場から退出する者がいることを前提に、企業外部の労働市場の整備を含め、その労働環境や生活が支えられるようにしていくことが必要である。

(3) これには、産業構造の変化や成長産業への移行に対応しつつ、失業しても再就職しやすい「高質な労働市場」の形成が必要であり、そのためには、労働市場インフラたる積極的労働市場政策とセーフティネットの整備の双方が重要である。

(4) まず、積極的労働市場政策については、今後の労働力人口の減少が見込まれる中で、若者、女性、高齢者、障害者をはじめ就労を希望する者が能力を発揮して働くことができるようにする支援が求められる。これは、変化する労働市場の中で、女性の活躍の場の拡大や、若者対策の充実等雇用失業情勢にも対応する形で、支援が進められてきた。

(5) 他方、セーフティネットについては、正社員を中心とした企業による生活保障とともに、公的な制度としては、雇用保険が整備されてきた。しかしながら、増加する非正規労働者等については、雇用保険をはじめとするセーフティネットが十分に用意されておらず、いったん正社員を中心とするセーフティネットの網から脱落してしまうと、あとは最後のよりどころとして運用されている生活保護しかない。

(6) これにより、いったん脱落すれば戻ってこられない社会となっていることが指摘されており、今後は、積極的労働市場政策の展開とあわせ、セーフティネットを重層化させて、失業しても再就職しやすい「トランポリン型社会」を構築していく必要がある。

3. 就職支援事業の必要性

(1) こうした状況に対応するため、まずは、第1のセーフティネットたる雇用保険制度について必要な見直しを行うとともに、緊急的な対応として予算措置を講じてきた。具体的には、

① 雇用保険制度については、2009年、2010年に雇用保険法（昭和49年法律第116号）を改正し、適用範囲の拡大や受給資格要件の緩和を行うとともに、

② 非正規労働者や長期失業者に代表される雇用保険を受給できない者の就職を支援し、セーフティネットの重層化を図るべく「第2のセーフティネット」

の構築として、例えば、以下のような予算措置を講じたところである。

- 2008 年秋の経済危機後には、離職によって住宅等を失った非正規労働者等に対する支援として、住宅支援や生活費等の貸付・給付を実施。
- 住まいの確保は生活の基盤であり、失業者等が住まいを失ったとしても、直ちに生活保護に陥ることなく、安心して就職活動ができる支援が必要であることから、2009 年 10 月から、離職により住まいを失った者等を対象に、家賃補助する住宅手当緊急特別措置事業を実施。

（2）その一方で、2009 年 11 月に行ったハローワーク来所者の求職活動に関するアンケート調査によると、仕事がなくハローワークを利用して求職活動を行っている者のうち雇用保険非受給者の割合は約４割となっている。また、先にも述べたとおり、完全失業者のうち、失業期間が１年以上の長期失業者の割合は 1999 年の 22.4%から 2009 年には 28.3%に上昇している。

（3）こうした状況に照らしてみれば、これまでの雇用保険の見直し、予算措置により講じた対応では不十分な面があり、熱心に就職活動を行っているにもかかわらず、就職先が決まらぬまま雇用保険が切れてしまった者、就職に役立つような職業訓練の受講を希望しながら目先の生活費がないために安心して訓練を受けられず失業から抜け出せない者などに対する更なる就職支援策が必要である。

（4）しかしながら、雇用保険は保険であることから、適用範囲の拡大、給付日数の延長等により対応することには一定の限界があり、また、予算事業や緊急措置的な事業ではその対応に限界がある。このため、従来の雇用保険や予算事業とは別に、これらの者の就職に向けた就職支援を行う恒久的な新たな制度を構築する必要があるものである。

（5）その際、

- 非正規労働者はそもそも職業能力開発の機会が少ないこと、
- 職業訓練を受講した求職者の就職率は職業訓練を受講せずに就職活動を行っている求職者に比べて高くなっていること、
- 支援によりかかって生活する者が生じる等のモラルハザードは防止する必要があること

等から、新たな事業においては、就職可能性を高めるために有効な職業訓練を受ける機会を提供するとともに、これらの者の中には、雇用保険を受給できないこと等により生活に困窮している者が確実に想定されるため、安心して職業訓練を受講することができるよう、訓練とあわせ、必要に応じ本人に対して給付を行うことにより、その生活を支援することが必要である。

Ⅱ　就職支援事業と既存の失業等給付、雇用保険二事業との相違

１．失業等給付と雇用保険二事業

（１）失業等給付は、雇用保険制度の中核をなすものであり、「失業」という保険リスクを、労働者を被保険者とした労働者及び事業主の相互扶助の保険制度の中でリスク分散を図ろうとするものである。具体的には、被保険者である労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合に、保険制度により、これに一定期間所得の保障を行い、労働者の生活の安定を図るとともに、産業に必要な労働力の維持を行おうとするものである。

（２）社会保険制度であることから、相互扶助であり、個人単位で給付・反対給付の原則が徹底されているものではない。しかしながら、保険制度であることから、給付と負担の関係が比較的明確であり、求職者給付は、従前の所得保障を基本としているため、高賃金であった者は、結果として高い給付となる。また、被保険者期間も給付に勘案され、被保険者期間が長いほど給付日数が長い仕組みとなっているところである。このため、国庫負担も原則１／４と低くなっている。

（３）なお、雇用継続給付は、育児休業など「失業」そのものではないが、職業生活の円滑な継続を阻害する要因の発生について、「失業」に準ずるリスクととらえ、在職中の者に対して給付を行うことにより、失業を未然に回避しようとするものであり、失業者への給付に比べれば、相対的に緊要度は低く、求職者給付の国庫負担が原則１／４なのに対して、雇用継続給付の国庫負担は原則１／８となっているところである。

（４）雇用保険二事業は、失業等給付が、被保険者を対象にしているのに対して、被保険者、被保険者であった者、被保険者になろうとする者を対象としている。また、失業等給付が被保険者に直接給付を行う手法と採るのに対して、雇用保険二事業は、主として事業主に対する給付金による還元を行う等の手法をとっており、一定の政策効果に沿って企業行動の是正を図る等の方法により事業主の共同連帯として処理することがふさわしい事項に対処していくものである。

（５）具体的にみると、自社の従業員に対する能力開発事業など、在職者訓練は、事業主に直接的に還元されているものである。また、定年延長の推進、障害者等就職困難者の雇入れ助成、ワークライフバランスの推進など、事業主の社会的責務を果たすことをサポートするものなど、事業主の共同連帯の観点から実施することがふさわしい事業を実施しているものである。

（６）企業行動の是正を図るために事業主に対して還元を行う等の方法をとっており、また、失業中の労働者の生活の安定を図る失業等給付に比べれば、その緊要度は低く、国庫負担はなく、事業主負担のみで事業は実施されている。

2．就職支援事業について

（1）一方、今般新たに実施する就職支援事業は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者だけを対象としている。保護の程度も即座に雇用の安定、生活の安定までを保障するものではなく、生活を支援するものである。これらの点において、失業等給付とも、雇用保険二事業とも異なっている。

（2）また、労働者にとっては、直接的に給付を受ける点では失業等給付と同様の面はあるが、失業等給付のように拠出を前提とするものではないことから、給付と負担の関係もなく、相互扶助による保険の本体給付と位置付けることはできない性格のものである。

（3）事業主にとっては、自社の従業員の能力開発への助成等直接的に事業主に還元されるものでもなく、また、事業主の社会的責務を果たすことをサポートするものなど、事業主の共同連帯の観点から実施することがふさわしい事業でもないことから、雇用保険二事業として位置付けることがふさわしい事業でもない。

（4）さらに、類似の事業の実績において、対象者のうち、そもそも雇用保険が適用にならない働き方をしていた者や長期失業者が40.5%であったことを踏まえ、こうした者については全額一般財源で、それ以外の者については求職者給付と同様の負担割合を国の負担割合とするとの考え方の下、本事業については、国が１／２を負担することとしている。

（5）他方、労働者にとっても、失業した場合には長期失業となり得るリスクはあり、給付と負担の関係を見出すまでには至らないが、将来受益があり得るものである。また、事業主にとっては、本事業が失業中の労働者に直接的に給付等を行うものであり、自社の従業員の能力開発につながるものでもないが、労働者の能力の底上げを図っていくことは、将来的に事業主に貢献する労働者を労働市場に提供していくものであり、メリットが生じる。このため、労使も１／４ずつ負担することとしている。こうした負担割合の点においても、求職者給付や雇用保険二事業と異なるものである。

（6）以上のとおり、就職支援事業は、失業等給付及び雇用保険二事業とは、対象者や事業の性格の面で異なるものであることから、雇用保険制度の新たな事業として実施することとしたい。

	金額	
	個別	総額
失業等給付 （求職者給付、雇用継続給付）	（給付額） 15万円／月（平均額） （拠出額） 労働者（1人当たり） 1605円／月 使用者（1事業所当たり） 2万9080円／月	2兆円／年 （うち国庫0．59兆円） （21年度決算額） （参考） 1．35兆円（20年度） 1．26兆円（19年度） 1．28兆円（18年度） 1．38兆円（17年度）
雇用保険2事業	（給付額） （雇用調整助成金の場合） 82万円／件 （拠出額） 使用者（1事業所当たり） 4万2218円／月	1兆円／年 （21年度決算額） （参考） 0．6兆円（20年度） 0．3兆円（19年度） 0．3兆円（18年度） 0．3兆円（17年度）
就職支援事業	（給付額） 10万円／月 （拠出額） 労働者（1人当たり） 124円／月 使用者（1事業所当たり） 2244円／月	0．15億円 （うち国庫0．04億円） （23年度予算額）

新たな附帯事業の名称について

1．基本的な考え方について

雇用安定事業（第62条）及び能力開発事業（第63条）が、事業の目的をその名称に冠していることを踏まえ、新たな附帯事業についても同様に目的をその名称に冠することとする。

2．具体的な名称について

（1）本事業は、職業訓練や生活の支援等を一体的に行うことを通じて、求職者の「就職の支援」を目的とするものであることから、事業名は「就職支援事業」とする。

（2）なお、本事業は、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強いため、雇用量を増大する場合に用いる「促進」ではなく「支援」とし、職業訓練の実施等求職者本人に対する措置であることから、「雇用」に至るまでの過程のうち、労働者に着目した「就職」を用いるものである。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への委任規定について

1　現行の附帯事業に関する規定の整理

現行の雇用保険法上、同法の附帯事業である雇用安定事業について規定する第 62 条第 3 項においては、同条第 1 項に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「高障機構」という。）に行わせることとしており、また、同様の附帯事業である能力開発事業について規定する第 63 条第 3 項においては、同条第 1 項に掲げる事業の一部を能開機構に行わせることとしている。このように、それぞれ事業の根拠規定において、独立行政法人に事務を行わせる旨を規定している。

2　第 2 項の考え方

本条においても、上記の 2 事業と同様、就職支援事業の実施主体として、独立行政法人に事業を行わせる旨を明記することとするものである。

なお、就職支援事業の根拠法である雇用保険法とは別途、個別事業の根拠法である求職者支援法においては、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成を就職支援事業として行う旨規定されており、当該助成の前提となる同職業訓練の認定に関する事務を機構に行わせる旨も併せて規定されている。このため、雇用保険法と求職者支援法の双方において、機構を活用する旨が規定されることとなるが、このように、個別の事業法においても、雇用保険法上の附帯事業規定とは別に、独立行政法人への委任を規定している例としては、地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第 7 条（地域雇用開発のための助成及び援助）の規定等があり、従来の雇用保険事業に関する規定例に沿ったものと整理される。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

（雇用保険法の一部改正）

第五条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び能力開発事業」を「、能力開発事業及び就職支援事業」に改める。

第六十四条を次のように改める。

（就職支援事業）

第六十四条　政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者（第十五条第一項に規定する受給資格者を除く。第六十五条の二において同じ。）に関し、職業訓練を受ける機会を確保し、これを受けることを容易にすることを通じ、その就職を支援するため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと及び当該訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定

する特定求職者に対して、同法第七条の規定による給付を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職を支援するために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十五条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二　第六十四条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者以外の者に利用させることができる。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」の下に「及び就職支援事業」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業のうち、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規

定による給付に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「において、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援事業」を加える。

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（雇用保険事業） 第三条　雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業、能力開発事業及び就職支援事業を行うことができる。	（雇用保険事業） 第三条　雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。
（就職支援事業） 第六十四条　政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者（第十五条第一項に規定する受給資格者を除く。第六十五条の二において同じ。）に関し、職業訓練を受ける機会を確保し、これを受けることを容易にすることを通じ、その就職を支援するため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。 一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと及び当該訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条の規定による給付を行うこと。 二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職を支援するために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。 2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部	第六十四条　削除

を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十五条の二　第六十四条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者以外の者に利用させることができる。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によって、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び就職支援事業に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

四　就職支援事業のうち、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による給付に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によって、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、

失業等給付及び就職支援事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

用例集

◎雇用保険法関係

【第六十四条関係】

・「訓練を受ける機会を確保」の例

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）抄

（関係者の責務）

第四条　事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行うとともに、その労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他その労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助を行うこと等によりその労働者に係る職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

・「・・・を受けることを容易にする」の例

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）抄

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

・「就職」と「支援」を一つの条文で用いている例

○母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

（寡婦就業支援事業等）

第三十五条　（略）

2　（略）

三　寡婦及び事業主に対し、雇用情報の提供その他寡婦の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「奨励するため」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）抄

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

・「～に対して、必要な助成…を行う」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）抄

第六十二条　政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一　景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二～四　（略）

・「未施行の法律を引用している例」

○消費者庁設置法案（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）として成立・施行）抄

（所掌事務）

第四条　消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　消費者安全法（平成二十年法律第▼▼▼号）の規定による消費者安全の確保に関すること。

五～二十七　（略）

・「個別法において独立行政法人への委任を規定している例」

○地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）抄

（地域雇用開発のための助成及び援助）

第七条　政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する

求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項の助成及び援助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

○中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）抄

（雇用安定事業等としての助成及び援助）

第七条　政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする。

一～五　（略）

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

【第六十六条第六項関係】

・「［一］部の事業」に要する費用及び（並びに）「事業全体」の事務の執行に要する費用」の例

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（保険料率）

第百六十条　（略）

3　（略）

三　保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

（内閣法制局第四部長御説明資料）

平成２３年１月

厚生労働省職業安定局雇用保険課

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

1 概要・・・

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
（概要）

第１　趣旨

○　雇用保険制度においては、雇用失業情勢の急激な悪化や、こうした悪化が非正規労働者の雇用の安定に大きな影響が出ていること等を踏まえ、非正規労働者への適用拡大や、暫定的に就業促進手当の給付額を拡充するなどの措置を講じてきたところである。

○　このような中、依然として厳しい雇用失業情勢等を踏まえると、適切に失業者の生活を保障するとともに、失業者の早期再就職意欲を喚起することによって雇用の安定等を図るための早期再就職支援を行うとともに、就業機会のない求職者への就職の支援等を行うことが必要である。

○　このため、失業者の就職の促進等を図るために必要な支援を適切に実施するため、失業等給付の見直しを図るとともに、失業等給付に係る雇用保険料の引下げ等の改正を行うものである。

第２　改正事項の概略

１　雇用保険法の一部改正（第１条関係）

（１）失業等給付の充実・見直し

（ｉ）賃金日額の見直し

失業者に対する「基本手当」の算定の基礎となる「賃金日額」については、直近の賃金分布等をもとに見直しを図り、その下限額等の引上げを図る。（雇用保険法第１６条、第１７条関係）

（ii）就業促進手当の充実（雇用保険法第５６条の３、附則第９条関係）

早期再就職のインセンティブを強化するため、就業促進手当のうち

ア　安定した職業に就いた者に支給されるものについて、支給残日数に係る支給要件を緩和する暫定措置を恒久化するとともに、支給額を引き上げ、

イ　アを受給しない就職困難者に支給されるものについて、支給額を引き上げている暫定措置の恒久化を図る

こととする。

（２）雇用保険の国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し（雇用保険法附則第15条関係）

雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止することとする。

２　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正（第２条関係）

雇用保険率を、雇用保険の財政状況等を勘案し、現行の１０００分の１９．５から１０００分の１７．５に引き下げる。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第１２条関係）

第３　施行期日

平成２３年８月１日

（ただし、１（２）について、公布日、２について、平成２４年４月１日。）

賃金日額の上限額等の見直し（第１６条及び第１７条関係）

1　現行制度の趣旨・概要

失業者に対して支給する基本手当の額は、離職前最後の６ヶ月間に支払われた賃金の総額を１８０で除した「賃金日額」に給付率５０～８０％を乗じて得た額として算定しているが、

・　最低生活の保障という趣旨に照らし、賃金が高額であった者がいたずらに基本手当に依存しないように、賃金日額の上限額が、

・　低所得者の保護を手厚いものとするために、賃金日額の下限額が、

それぞれ設けられている。

2　見直しの趣旨

賃金日額の上限額等（上限額、下限額及び屈折点（給付率が移行する額））は、毎年、毎月勤労統計調査における平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて自動変更することとなっている。

賃金日額に係る直近の改正である、平成15年改正においては、改正時点における最新の額である平成13年の賃金構造基本統計調査にもとづく60歳未満の者に係る賃金分布を踏まえて、法定の額を改定していることから、今般の改正に際しても、平成21年賃金構造基本統計調査等をもとに、法定の上限額等を見直すこととする。

賃金日額の下限額等の見直しの具体的内容（法第１７条関係）

1　賃金日額の下限額の現状

賃金日額の下限額は、雇用保険制度の創設時に、最低賃金（全国加重平均の場合）を勘案して決定した額について、毎月勤労統計調査における平均定期給与額が前年度の平均定期給与額と比較して上昇し、又は低下した比率に応じて自動変更してきたものであるが、平成２２年度において、はじめて、最低賃金（全国加重平均の場合）で就業した賃金を日額換算した額が、賃金日額の下限額を上回る状況となった。

また、現行の賃金日額の下限額は、賃金構造基本統計調査の賃金分布（65 歳未満）の下位4％程度の水準となっている。

2　下限額及び屈折点（給付率が逓減給付率から 80％に移行する点）の見直し

（１）下限額設定の考え方

雇用保険の基本手当が失業者の失業期間中の生活を保障することを目的とするものであること等から、賃金日額の下限額は最低賃金により就業した場合を下回らない水準に設定する必要がある。

また、賃金日額の下限額が最低賃金を下回らないよう設定する必要性に加えて、賃金構造基本統計調査で、四分位・十分位の数値が算出されているので、額の算定につき技術的観点も考慮する必要がある。

（２）下限額及び屈折点の設定

①　賃金日額の下限額については、賃金構造基本統計調査の賃金分布（65 歳未満。短時間労働者以外の労働者に係る分布。）の第１十分位点以下の中位数の１／２の額（2,320 円）とすることとする。

②　屈折点（低）については、従来と同様、下限額の２倍の額とし、4,640 円とする。

（参考）

・最低賃金の全国加重平均：時給 730 円（平成 22 年度）

これを賃金日額に換算すると 2,086 円（730 円×20 時間÷７日＝2,086 円）

・2,320 円（改正後の法定の下限額）を時給換算した額は、812 円

賃金日額の上限額の見直しの具体的内容（法第１７条関係）

1　賃金日額の上限額等に係るこれまでの整理

これまで、「60 歳以上 65 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額は、他の年齢区分の者に係る額と異なる賃金分布に基づき設定してきた。

しかしながら、高年齢者雇用確保措置を講じている企業の割合は 97.6%（平成 22 年（平成 18 年においては、84.0%））となる（「高年齢者の雇用状況」集計結果による）等、高年齢者雇用確保措置が義務化された平成 18 年以後、60 歳以上の労働者を取り巻く環境には大きな変化が生じており、60 歳以上 65 歳未満の者について、別途の取扱いをする必要性は薄れている。

2　上限額の具体的設定

「65 歳未満」全労働者の賃金分布を元として、各年齢区分の上限額について、「30 歳以上 45 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額に一定割合を乗じた額とする方法とすることとし、「60 歳以上 65 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額の設定については、

・　各年齢階層の賃金日額の上限額については、現在、賃金構造基本統計調査における、各年齢階層の第３四分位以上の中位数の額が、「30 歳以上 45 歳未満」の者に係る賃金分布の第３四分位以上の中位数の額と比較してどの程度の割合かを把握した上で、一定の範囲内（±10%）の額として決定していること、

・　一方、受給資格者数に占める基本手当日額の上限額を受給する者の割合については、60 歳以上の者で他の年齢階層よりも高いことも考慮する必要があること、

を踏まえ、「30 歳以上 45 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額に 105/100 を乗じた額とする。

	30 歳未満	30 歳以上 45 歳未満	45 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 65 歳未満
改正前の整理	Ａ×０．９	60 歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数の額（＝Ａ）	Ａ×１．１	60 歳以上 65 歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数の額
賃構（平成 21 年）の第３四分位以上の中位数	8,890 円（30 歳以上 45 歳未満の額の 63.5%）	14,300 円	18,550 円（30 歳以上 45 歳未満の額の 132.5%）	14,360 円（30 歳以上 45 歳未満の額の 102.6%）
改正後の整理	Ｂ×０．９	65 歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数の額（＝Ｂ）	Ｂ×１．１	Ｂ×１．０５
改正後の額	12,870 円	14,300 円	15,730 円	15,020 円

賃金日額の屈折点（給付率が逓減給付率から50%に移行する点）の見直しの具体的内容（法第１６条関係）

1　屈折点（高）（給付率が逓減給付率から50%に移行する点）に係るこれまでの整理

給付率が80%から50%まで逓減する部分から50%に移行する点（以下「屈折点（高）」という。）については、60歳以上65歳未満と、60歳未満の年齢区分について、それぞれ別に第３四分位の額を算出し、それぞれの屈折点（高）としてきた。

2　屈折点（高）の具体的設定

（１）屈折点（高）の設定の考え方

今回の改正においては、上限額と同様の考え方により、60歳以上65歳未満の屈折点（高）について、65歳未満共通の屈折点とすることが基本的には妥当であるが、就業促進手当のうち安定した職業に就いた者に支給されるものの受給者数の受給資格決定件数に占める割合（平成21年度）は、60歳以上65歳未満の層で6.8%と、他の年齢階層（29歳未満は18.0%、30歳以上45歳未満は19.7%、45歳以上60歳未満は18.4%）に比べて極めて低く、基本手当によるモラルハザードが特に顕著であることから、別途の取扱いとすることが必要である

※　ＩＬＯ第102号条約において、失業給付の給付率は、前職賃金の100分の45以上であることが要請されており、給付率を引き下げることは適切でない。

（２）屈折点（高）の額の設定

年齢階層別の上限額が30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額に比べて、上下１割以内の範囲で設定されていることを勘案し、60歳以上65歳未満の屈折点（高）については、60歳未満の屈折点（高）である第３四分位点に９／１０を乗じて得た数とするものとしたい。

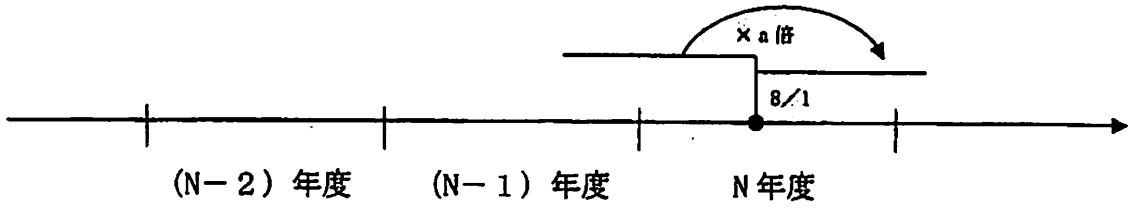
【屈折点】

	60歳未満	60歳以上65歳未満
改正前	60歳未満の賃金分布の第３四分位	60歳以上65歳未満の賃金分布の第３四分位
改正後	65歳未満の賃金分布の第３四分位（＝D）	D×0．9
改正後の額	11,740円	10,570円

自動変更対象額の改正（第１８条関係）

1　現行制度の趣旨・概要

基本手当の日額等の算定の基礎となる自動変更対象額は、毎月勤労統計調査における労働者の平均定期給与額を基礎として算定した年度の平均給与額がその前年度の平均給与額に対する上昇又は低下した比率に応じ、当該年度の翌年８月１日以後、賃金日額等を自動変更した額を適用することとしている。



$$\frac{\text{（N－１）年度の平均給与額}}{\text{（N－２）年度の平均給与額}} = a \text{（倍）}$$

2　見直しの趣旨

本改正では、自動変更する日（８月１日）と同日に、賃金日額の下限額等の改定に係る規定を施行することとしている。

このように法定の額等を施行と同日に変更することについて、こうした取扱いを前提とする既存の法制度としては、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第31号）の例がある。（次頁）

（参考）自動変更対象額等の変更の基礎となる平均給与額の年度について

自動変更対象額等を変更する年度	上記１の（N－２）年度の賃金構造基本統計調査の賃金分布を基にした法定の額	上記１の（N－２）年度	上記１の（N－１）年度
15 ※８月１日から変更	13	13	14
16 ⋮	14（＊） ⋮	14 ⋮	15 ⋮
23	21	21	22
24	22（＊）	22	23

＊：雇用保険法18条の規定により変更されたときは、その変更された額

（参考）法に定めた事項を当該規定の施行日に変更することとした事例

○　国民年金法等の一部を改正する法律（平成１６年法律第３１号）により、厚生年金保険法の在職老齢年金の支給停止調整額に係る規定を改正した際に、

・　厚生年金保険法に規定する支給停止調整額は、「４８万円」と規定したうえで、

・　平成１７年度以後において、支給停止調整額に、各年度の名目賃金変動率（各年度の物価変動率に実質賃金変動率を乗じて得た率）を乗じて得た額（ただし、5,000円未満は切り捨てるものとする。）を適用する

との規定（厚生年金保険法第４６条第２項）を平成１７年４月１日施行で設けた例がある。

○　当該規定については、施行日（平成１７年４月１日）において、「４８万円」に、平成１７年度の物価上昇率（年金制度においては、「A年度の物価上昇率」と規定された場合、「A－１年の物価上昇率」を使用して算出。本件では、平成１６年物価上昇率により算出）に、実質賃金変動率（平成１２年度から平成１５年度までの実質賃金変動率の平均）を乗じて得た率を乗じた額を、同日以後、支給停止調整額として適用するための規定である。

なお、平成１７年度において、「４８万円」に乗じた率は「1.003」であり、乗じて得た額が「481,400円」であったため、1,000の位以下は切り捨てられ、結果として、法定の額と同額の「４８万円」が適用されたが、規定の趣旨は、法に定めた事項を、施行日において、そのまま変更するとの前提に則ったものであり、本改正法において、施行日に自動変更を行うこととすることの例となるものである。

○国民年金法等の一部を改正する法律（平成１６年法律第３１号）　抄

第八条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

（中略）

第四十六条中、（中略）同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

3　前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　（略）、第八条、（略）までの規定　平成十七年四月一日

二～七　（略）

○厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）　抄

（再評価率の改定等）

第四十三条の二　再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。

一　（略）

二　イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ　当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度におけるこの法律又は他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下この号において「被用者年金被保険者等」という。）に係る標準報酬額等平均額（各年度における標準報酬月額等（この法律及び他の被用者年金各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額並びに標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下この号において同じ。）の総額を各年度における被用者年金被保険者等の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬月額等の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

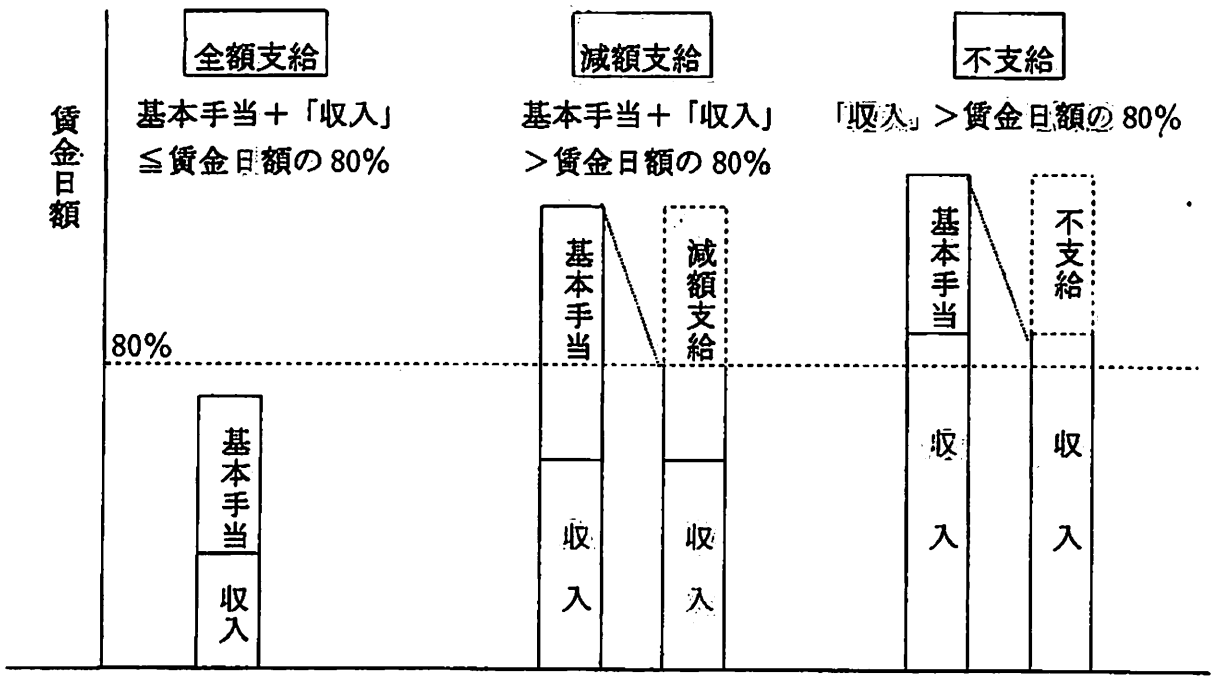
ロ　当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

（以下、略）

内職収入に係る控除額及び高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額の改定
（第１９条及び第６１条関係）

１　制度の趣旨・概要

（１）内職等自己の労働による収入に係る控除額



（注）１　「収入」＝「収入の１日分に相当する額」－1,295円（改正後）
　　２　説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

（※）現在の法定の控除額である「1,388円」は、平成３年改正時に1,300円に改定したものを、以後、平均給与額の変化に伴い自動変更したものである。

（２）高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額

雇用保険の被保険者として雇用されている60歳以上65歳未満の者について、60歳時点に比して賃金が75%未満に低下した場合に支給される高年齢雇用継続基本給付金は、支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、支給しない扱いとしている。

（※）支給限度額は、30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額に、給付率の上限である８割を乗じた額として設定されている。

２　見直しの趣旨

内職収入に係る控除額及び高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額（以下「控除額等」という。）は、これまで賃金日額等の法定額を改正する際に改正を行っているところであり、今回も同様に、控除額等の改定を行うものである。

（※）控除額等については、平成６年及び平成15年改正時においても、賃金日額等の法定の額の改正に併せ改定を行っている。

3　具体的内容

（1）内職等自己の労働による収入に係る控除額（法定の控除額は1,388円、現在適用されている額は1,295円）を1,295円に、高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額（法定の支給限度額は358,800円、現在適用されている額は327,486円）を343,200円にそれぞれ改める。

（※）内職等自己の労働による収入に係る控除額については、従来から、直近の適用されている額を法律上規定しているところ。

（2）賃金日額の上限額等と同様の整理にもとづき、控除額等の変更の基礎である「平成13年4月1日」を「平成21年4月1日」に改める。

就業促進手当の給付額の引上げ（第５６条の３関係）

1　現行制度の概要・趣旨

就業促進手当については、「生活防衛のための緊急対策」（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）において「今年度からの３年間のうちに景気回復を最優先で実現する」とされたことを踏まえ、雇用保険のセーフティネット機能強化の一環として、平成21年度から３年間、暫定的に支給要件を緩和し、支給額を引き上げているところである。

これは、当時、雇用保険の基本手当の支給終了者（所定給付日数の受給中に再就職できなかった者）が７割以上に達していたところ、雇用失業情勢の悪化に伴い基本手当の支給終了者割合がさらに増加することが見込まれたことから、安定した再就職に向けたインセンティブを強化する観点から、当面の措置として講じられたものである。その際、「今年度からの３年間のうちに景気回復を最優先で実現する」とされたことから、他の多くの雇用対策と同様、３年間の措置とすることとしたところである。

2　見直しの趣旨

（１）近時の失業の構造を見ると、失業者に占める長期失業者（失業期間が１年以上の者）の割合が上昇しているところである。現在長期失業者の発生を事前に防止する観点から、雇用保険法においても、雇用保険受給中の者に対する再就職に向けたインセンティブをさらに強化する新たな取組が必要とされている。

（※）	失業者に占める長期失業者の割合（労働力調査）	平成11年	22.4%
		平成21年	28.3%
		平成22年上半期	34.0%

（２）暫定措置が講じられた平成21年度は、完全失業率が5.2%（平成20年度：4.1%）、有効求人倍率が0.45倍（平成20年度：0.77倍）となる等、平成20年度と比べて非常に厳しい雇用失業情勢であった中で、受給資格決定件数に占める、就業促進手当のうち安定した職業に就いた者に支給されるものの受給者数は17.3%となり、平成20年度（15.8%）より増加しているところである。

このことから、就業促進手当の支給要件の緩和及び支給額の引上げは、失業者の早期再就職の促進に大きな効果があるものと考えられる。長期失業者の発生防止は至急を要する課題であるため、暫定措置を恒久化するとともに、一部支給額の引上げを図る。

3　具体的内容

【就業促進手当のうち、安定した職業に就いた者に支給されるもの】

支給要件に係る暫定措置（支給残日数が所定給付日数の３分の１以上かつ45日以上であるとの要件を、所定給付日数の３分の１以上のみを要件とすると緩和）を恒久化するとともに、支給額について、基本手当に支給残日数の５０％を乗じて得た額（３分の２以上残して早期に再就職した者については、基本手当に支給

残日数の６０％を乗じて得た額（※））とするものとする。

（※）当該手当の支給額の、支給残日数分の基本手当日額に対する割合については、かつて60%が上限（昭和59年度から平成12年度まで、所定給付日数が300日の者について、支給残日数200日の場合120日分の再就職手当（就業促進手当の前身を支給）であったことも考慮し、60%とする。

【就業促進手当のうち、上の給付を受給しない就職困難者に支給されるもの】

支給額を基本手当に支給残日数の「３０%」を乗じて得た額から、基本手当に支給残日数の「４０%」を乗じて得た額に引き上げている暫定措置について、恒久化する。

雇用保険の国庫負担の本則復帰について
（附則第１５条関係）

1　制度の趣旨・概要

失業等給付に係る国庫負担については、附則第13条により、平成１９年度から当分の間、法律の本則（１／４）の５５％（１３．７５％）とされているが、平成２２年雇用保険法改正により、原始附則第１５条の規定が設けられたところである。

これは、「緊急経済対策」（平成２１年１２月８日閣議決定）において、平成２３年度以降について、安定財源を確保した上で、国庫負担を法律の本則に戻す旨を雇用保険法に規定することとされていることを踏まえたものである。

2　見直しの趣旨

（１）現行の規定

附則第15条では、「平成２３年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。」とされている。

（２）今回の対応

国の厳しい財政状況等を勘案し、平成２３年度において国庫負担に関する暫定措置を廃止することは難しいが、できるだけ速やかに、安定した財源を確保したうえで廃止することとするための規定を置くこととする。

3　具体的内容

雇用保険の国庫負担に関する暫定措置については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保したうえで、当該規定を廃止するものとする旨、規定することとする。

※　用例

「引き続き検討を行（う）」の例

○中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）　抄

（国家公務員制度の改革）

第四十八条　政府は、中央省庁等改革が行政の組織及び運営を担う国家公務員に係る制度の改革を併せて推進することにより達成されるものであることにかんがみ、政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能との分離に対応した人事管理制度の構築、人材の一括管理のための仕組みの導入、内閣官房及び内閣府の人材確保のための仕組みの確立、多様な人材の確保及び能力、実績等に応じた処遇の徹底並びに退職管理の適正化について、早期に具体的成果を得るよう、引き続き検討を行うものとする。

「できるだけ速やかに、･･･ものとする」の例

○健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）　抄

附　則

（医療保険制度の改革等）

第二条　（略）

2　政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに（第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に）、所要の措置を講ずるものとする。

一～三　（略）

雇用保険率の見直し（徴収法第１２条関係）

1　制度の概要

現在、雇用保険率は労働者の総賃金に対して1000分の19.5（原則。労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第12条第４項）であり、このうち、1000分の16相当が失業等給付に係る保険料収入とされ、事業主及び被保険者が折半で負担しているところである。

ただし、失業等給付に係る保険料率とされている1000分の16について、現在は雇用保険率の弾力的変更（注）により、1000分の12相当分を事業主及び被保険者が折半で負担しているところである。

（注）雇用保険率の弾力的変更

雇用保険においては、毎会計年度において、当該会計年度末の積立金残高に当該会計年度の差引剰余（徴収保険料額及び国庫の負担額の合計額から、失業等給付額を差し引いたもの）を加減した額が、当該会計年度に失業等給付として支払った額の２倍に相当する額を超え又は１倍に相当する額を下るに至った場合において、厚生労働大臣が保険収支の推移、経済の動向などを勘案の上、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を±1000分の４の範囲で変更できることとされている（徴収法第12条第5項）。

2　見直しの趣旨

失業等給付に係る保険料率については、平成15年改正により、従前の1000分の12から1000分の16へ引き上げた。しかしながら、実際の保険料率の推移を見ると、平成19年度以降は、弾力的変更の適用により引下げの下限である1000分の12となっている（平成21年度は、1年間限りの暫定措置として1000分の８）。

積立金残高は、平成２１年度実績で約５兆3,800億円であるが、今回、失業等給付の収支試算を行ったところ、受給者実人員が平成21年度ベース（486万人）で高止まりし雇用失業情勢が悪化するシナリオで推移したとしても、現行の雇用保険率を1000分の19.5から1000分の17.5に引き下げたうえで（即ち、失業等給付に係る保険料率を1000分の14にする）、さらに弾力的変更を適用して1000分の13.5とした場合でも、単年度赤字は約4,000億円、平成27年度における積立金残高は約３兆5,900億円と試算され、少なくとも今後五年間程度は雇用保険制度の安定的運営が図られる水準であることから、前述の通り、失業等給付に係る保険料率を1000分の14とすることとする。

また、農林水産業、清酒製造業、建設業等についても、平成13年改正や平成15年改正にならい、失業等給付に係る保険料率を1000分の２ずつ引き下げることとしたい。

経過措置について

法律名	改正事項	要否	理由
雇用保険法	基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の法定の上限額等を改定するもの（第16条及び第17条関係）	○	施行前後における賃金日額及び基本手当の日額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（賃金日額及び基本手当の日額を改定した平成15年改正法附則第３条と同様の整理）
	賃金日額の範囲等の自動変更の基準となる年度の改正（第18条）	×	法に定められた事項を当該規定の施行日にそのまま発動することから、経過措置は不要。（国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第31号）においても経過措置は設けられていない。）
	控除額の変更の基礎となる年度等の改正（第19条）	×	法に定められた事項を当該規定の施行日にそのまま発動することから、経過措置は不要。（国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第31号）においても経過措置は設けられていない。）
	第37条	○	疾病等のため職業に就くことができない場合、疾病等のために基本手当の支給を受けることができない日について、基本手当の所定給付日数を限度に、基本手当日額に相当する額の傷病手当を支給することから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における傷病手当の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（賃金日額及び基本手当の日額を改定した平成15年改正法附則第５条と同様の整理）

雇用保険法	第37条の４	○	高年齢継続被保険者が失業した場合に、一時金として支給する高年齢求職者給付金は、基本手当日額に一定の日数分を乗じて得た額とされていることから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。 なお、平成６年改正及び平成15年改正の際には、当該給付金の給付日数や支給要件等を改正したことから、経過措置において、支給の適用関係を明らかにするための規定をおいたところ。 一方、本改正は、基本手当日額の改定に伴う適用関係を明らかにすることのみが経過措置を置く目的であるため、同様の経過措置の例（法第40条の特例一時金に関して、過去の改正の際に、基本手当日額の改定に伴う適用関係を明らかにするための経過措置を置いたもの）を参考に、高年齢求職者給付金の経過措置の規定を置くこととする。
	第40条	○	特例受給資格者に対して一時金として支給する特例一時金は、基本手当日額に応じて支給するものであるから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における当該一時金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。 （賃金日額及び基本手当の日額を改定した平成15年改正法附則第７条と同様の整理）
	就業促進手当の額の見直し等を行う改正（第56条の３、附則第９条）	○	就業促進手当については、支給額の引上げ等を行うとともに、基本手当日額の改定に伴う支給上限額の引上げも行うことから、施行前後における当該手当の支給の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正法附則第８条第１項と同様の整理）

雇用保険法	第61条 第61条の２	×	法に定められた事項を当該規定の施行日にそのまま発動することから、経過措置は不要。（国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第31号）においても経過措置は設けられていない。）
	第61条の４	○	育児休業給付金の額は、休業開始時賃金日額（育児休業を開始した日の前日を離職の日とみなした場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額）を基礎とすることから、賃金日額の改定に伴い、施行前後における当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正法附則第12条と同様の整理）
	第61条の６	○	介護休業給付金の額は、休業開始時賃金日額（育児休業を開始した日の前日を離職の日とみなした場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額）を基礎とすることから、賃金日額の改定に伴い、施行前後における当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正法附則第13条と同様の整理）
	雇用保険の国庫負担に関する暫定措置廃止に係る規定の改正（附則第15条）	×	検討規定のため、経過措置は不要
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	雇用保険率の引下げ及び求職支援事業の実施に伴う弾力的運用の規定の整備（第12条）	○	雇用保険率の改正にあたり、施行前後における、雇用保険率の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（雇用保険率を改正した平成12年改正時と同様の整理）

基本手当の日額等に関する経過措置（附則第２条関係）

1　今回の改正における基本手当の日額等に関する経過措置

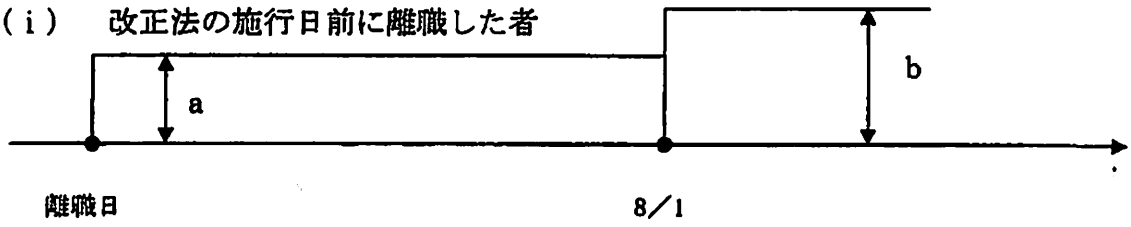
本改正法による改正前後における賃金日額及び基本手当日額の適用関係を明らかにする必要があるが、その取扱いは、「2　平成１５年改正時の整理」と同様、

- 法の施行前の離職者の、施行日前の期間に係る賃金日額及び基本手当日額は、なお従前の例による、
- 自動変更された後の期間については、全ての受給資格者に、自動変更した後の下限額、上限額、及び屈折点（給付率が異なることとなる額）を適用する

こととする。

なお、当該経過措置の規定は、法第１５条第３項の「失業の認定を、４週間に１回ずつ各日について行う」との規定に基づき、基本手当の支給は４週間単位で行うものの、施行日に係る基本手当から改正後の自動変更した額を適用することによって、施行日前後の適用額に紛れが出ないよう、入念的に設けるものである。

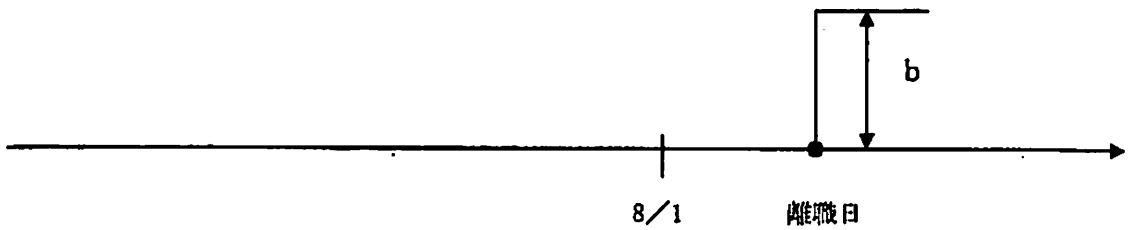
（ｉ）　改正法の施行日前に離職した者



a：施行日（８月１日）前は、従前の額を適用

b：施行日以後は、改正後の額を自動変更した額が適用

（ii）　改正法の施行後に離職した者



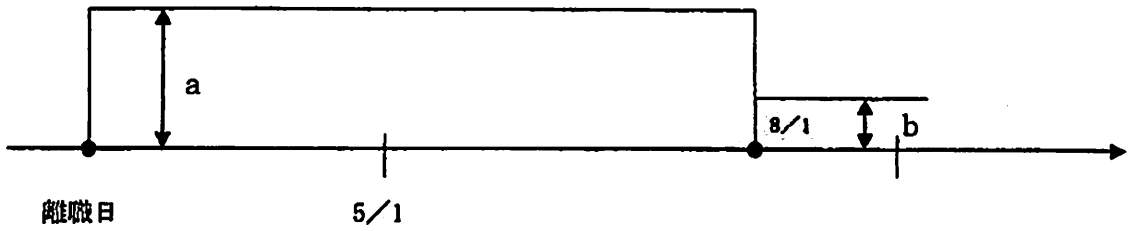
b：改正後の額を自動変更した額が適用

2　平成１５年改正時の整理

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１５年法律第３１号）により、賃金日額の下限額、上限額及び屈折点（給付率が異なることとなる額）の法定の額を改正した際には、施行日（15 年５月１日）前の離職者に係る下限額、上限額及び給付率が異なることとなる額については「なお従前の例による」との規定により、法の施行前の期間及び法の施行後（自動変更の前）の期間について、改正法によ

る改正前の賃金日額が適用されたが、８月１日以後の賃金日額及び基本手当日額については、施行日以後の離職者と同様に自動変更後の下限額、上限額及び屈折点（給付率が異なることとなる額）が適用されている。

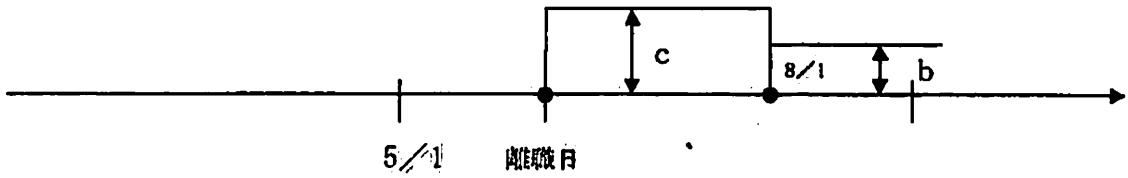
（ｉ）　改正法の施行日前に離職した者



a ：改正法施行日（平成 15 年５月１日）以後も、従前の額を適用

b ：自動変更後は、改正後の法定の額を自動変更した額が適用

（ⅱ）　改正法の施行日以後に離職した者



c ：施行日以後、改正後の額を適用

b ：改正後の法定の額を自動変更した額が適用

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律 31 号）　抄

附　則

（基本手当の日額等に関する経過措置）

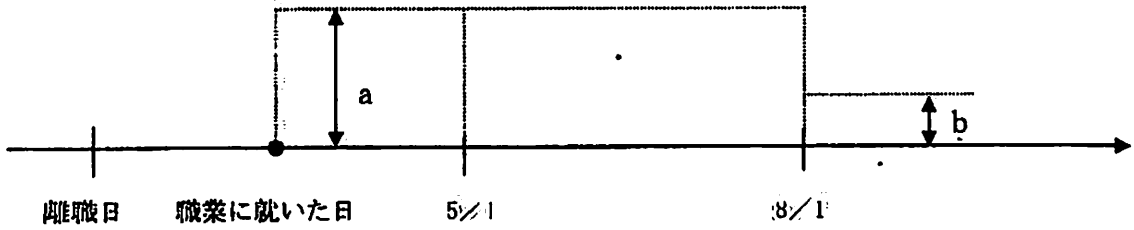
第三条　受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

就業促進手当の額に関する経過措置（附則第６条関係）

1　平成１５年改正時の整理

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１５年法律第３１号）においては、「施行日前の離職者であって、施行日以後に職についたもの」に係る経過措置が規定されているが、これは、法施行日以後自動変更日までの間に職に就いた場合に、法施行前の額と法改正後の額のいずれをもとに、就業促進手当（一時金として支給）の額を算出すべきかという疑義が生じるためである。

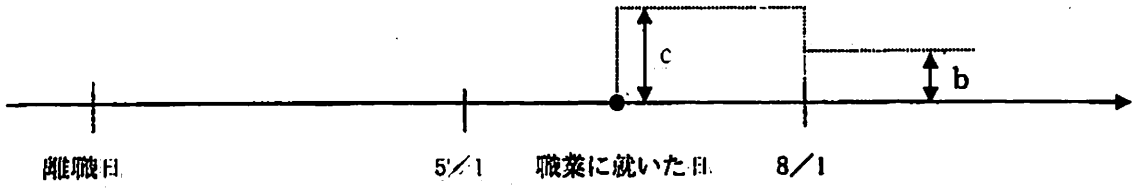
（ｉ）　改正法の施行日前に職業に就いた者



a：職業に就いた日が施行日（５月１日）以前である場合は、従前の賃金日額及び基本手当日額により額を算定

b：職業に就いた日が自動変更日以後である場合は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

（ⅱ）　改正法の施行日以後に就業に就いた者



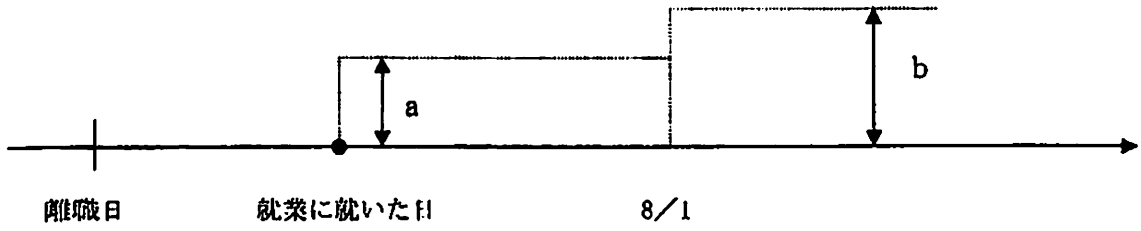
c：自動変更日までは、改正後の賃金日額及び基本手当日額により額を算定

b：自動変更日以後は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

2　今回改正における就業促進手当に関する経過措置

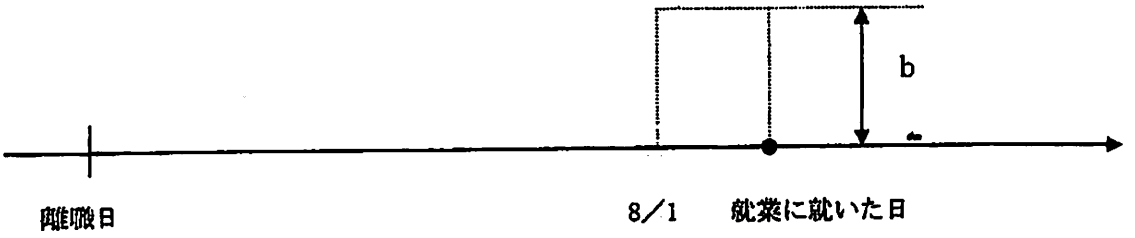
今回の改正においては、法施行日以後の就業促進手当の額は全ての受給資格者について同一の額が適用されることとなるが、前回改正時と同様に、施行前後の支給の適用関係を明らかにするための経過措置を置くものである。

（ｉ）　改正法の施行日前に就業に就いた者



a ：施行日（8月１９日）までは、従前の賃金日額及び基本手当日額により額を算定
b ：施行日以後は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

（ii）　改正法の施行後に就業に就いた者



b ：施行日以後は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「二千百四十円以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に改め、同条第二項中「四千二百十円以上一万二千二百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に、「四千二百十円以上一万九百五十円」を「四千六百四十円以上一万五百七十円」に改める。

第十七条第四項第一号中「二千百四十円」を「二千三百二十円」に改め、同項第二号イ中「一万五千五百八十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ロ中「一万六千八十円」を「一万六千八百十円」に改め、同号ハ中「一万四千六百二十円」を「一万四千三百円」に改め、同号ニ中「一万三千百六十円」を「一万二千八百七十円」に改める。

第十八条第一項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改め、同条第三項中「二千百四十円以上四千二百十円」を「二千三百二十円以上四千六百四十円」に、「四千二百十円以上一万二千二

百二十円」を「四千六百四十四以上一万千七百四十円」に改める。

第十九条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千二百九十五円」に改め、同条第二項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第五十六条の三第二項第一号中「かつ四十五日以上」を「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」に改め、同項第二号中「又は四十五日未満」を削り、同条第三項第一号中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改め、同項第二号中「十分の三」を「十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）」に改め、同項第三号中「三十」を「四十」に改め、同号ロ中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改める。

第六十一条第一項第三号中「三十五万八百八十円」を「三十四万三千二百円」に改め、同条第七項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

附則第十五条中「平成二十二年度中に検討し、平成二十二年度において」を「引き続き検討を行い、できるだけ速やかに」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に改め、同項ただし書中「千分の二十一・五」を「千分の二十・五」に改め、同条第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十・五まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に改め、同条第九項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十五から千分の二十三まで」を「千分の十三から千分の二十一まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十七から千分の二十五ま

で」を「千分の十五から千分の二十三まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に、「千分の十八から千分の二十六まで」を「千分の十六から千分の二十四まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法附則第十五条の改正規定　この法律の公布の日

二　第二条及び附則第九条の規定　平成二十四年四月一日

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第三条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第三十七条第三項の規定にかかわらず、前条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第四条　高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に対する新雇用保険法第三十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして」と、同条第三項中「第十七条第四項第二号ニ」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニ」とする。

（特例一時金の額に関する経過措置）

第五条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者に対する新雇用保険法第四十条の規

定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

（就業促進手当の支給に関する経過措置）

第六条　新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に職業に就いた同条第二項に規定する受給資格者等（以下この条において「受給資格者等」という。）に対する新雇用保険法第五十六条の三第一項の規定による就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

（育児休業給付金の額に関する経過措置）

第七条　育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（介護休業給付金の額に関する経過措置）

第八条　介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（雇用保険率に関する経過措置）

第九条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

理　由

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、雇用保険率を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」とあるのは「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千三百二十円（その額が次条の規定により変更されたときは、そ	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千百四十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その

の変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千二十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万五千七百三十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千三百円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万二千八百七十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千五百八十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万六千八十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千六百二十円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万三千百六十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成十三年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千三百二十円以上四千六百四十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千二百九十五円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。

基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始る年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千百四十円以上四千二百十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千三百八十八円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。

基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）であるもの

イ・ロ　（略）

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ・ロ　（略）

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に四十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十

六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日

六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日

額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十四万三千二百円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

附　則

第九条　削除

額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八百八十円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「かつ四十五日以上」とあるのは「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（前号に該当する者を除く。）」と、同条第三項第一号中「十分の三」とあるのは「十分の四（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

（国庫負担に関する暫定措置） 第十五条　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。	（国庫負担に関する暫定措置） 第十五条　雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十七・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の十九・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6～8　（略）	6～8　（略）
9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十三から千分の二十一まで」と、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の十六から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。	9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

平成二十三年

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

用例集

Ⅰ　雇用保険法関係（第一条）

【第五十六条の三】（就業促進手当）

「（全体について）A（…（その一部の場合）にあっては、A、かつ、B）」の例

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）　抄

（定義）

第二条

2　この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。

「A（…にあっては、B）」

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）　抄

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「かつ四十五日以上」とあるのは「（イに該当する受給資格者にあっては、三分の一以上かつ四十五日以上）」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（前号に該当す

る者を除く。）」と、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

【附則第十五条】（雇用保険の本則復帰について）

「引き続き検討を行（う）」

○中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三号）　抄

（国家公務員制度の改革）

第四十八条　政府は、中央省庁等改革が行政の組織及び運営を担う国家公務員に係る制度の改革を併せて推進することにより達成されるものであることにかんがみ、政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能との分離に対応した人事管理制度の構築、人材の一括管理のための仕組みの導入、内閣官房及び内閣府の人材確保のための仕組みの確立、多様な人材の確保及び能力、実績等に応じた処遇の徹底並びに退職管理の適正化について、早期に具体的成果を得るよう、引き続き検討を行うものとする。

「できるだけ速やかに、…ものとする」

○健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）　抄

附　則

（医療保険制度の改革等）

第二条　（略）

2　政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに（第一号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に）、所要の措置を講ずるものとする。

一～三　（略）

II　附則関係

【附則第二条】（基本手当の日額等に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第三条　受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

【附則第三条】（傷病手当の日額に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第五条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第三条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

【附則第五条】（特例一時金の額に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（特例一時金の額に関する経過措置）

第七条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。次項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

【附則第六条】（就業促進手当の支給に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（雇用保険の就業促進手当等の支給に関する経過措置）

第八条　新雇用保険法第五十六条の二の規定は、施行日以後に職業に就いた新雇用保険法第五十六条の二第二項に規定する受給資格者等（以下この項において「受給資格者等」という。）に対する同条第二項の規定による就業促進手

当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給又は第五十七条第一項の規定による常用就職支度金の支給については、なお従前の例による。

2～5　（略）

【附則第七条】（育児休業給付金の額に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（雇用保険の育児休業基本給付金の額に関する経過措置）

第十二条　育児休業基本給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。以下この項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

【附則第九条】（雇用保険率に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十二年法律第五十九号）　抄

（雇用保険率に関する経過措置）

第十条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「新徴収法」という。）第十二条第四項の規定は、施行日以後の期間に係る労働保険料について適用し、施行日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

【理由】

「最近の…雇用失業情勢」

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）

理　由

最近の厳しい雇用失業情勢の下、経済社会の構造的変化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、雇用保険制度において求職者給付の見直し、多様な方法による再就職を促進するための給付の改善、教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付の見直し等を行うほか、雇用保険率を見直す等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「雇用失業情勢…を踏まえ、」

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）

理　由

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「労働者の生活の安定」

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）

理　由

急速な高齢化等の進展の下で今後労働力の供給が中長期的に制約を受けることが予想される状況にかんがみ、雇用保険制度及び船員保険制度失業部門が、労働者の生活及び雇用の一層の安定を図りつつ、このような状況に的確に対応することができるよう、六十歳に達した後賃金が低下した労働者に対する高年齢雇用継続給付等及び一歳に満たない子を養育するための休業を行う労働者に対する育児休業給付を創設するとともに、所定給付日数の変更、再就職手当の支給要件の緩和を行うほか、雇用保険制度における日雇労働求職者給付金の日額の引上げその他の求職者給付の改善を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「再就職…促進」

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十　号）

理　由

最近の厳しい雇用失業情勢の下、経済社会の構造的変化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、雇用保険制度において求職者給付の見直し、多様な方法による再就職を促進するための給付の改善、教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付の見直し等を行うほか、雇用保険率を見直す等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「等を図るため」

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）

理　由

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「求職者給付の見直し」

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）

理　由

最近の厳しい雇用失業情勢の下、経済社会の構造的変化に的確に対応し、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、雇用保険制度において求職者給付の見直し、多様な方法による再就職を促進するための給付の改善、教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付の見直し等を行うほか、雇用保険率を見直す等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「求職者給付の…を行う」

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第五十九号）

理　由

現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に的確に対応するため、雇用保険制度等において、倒産、解雇等による離職者に対する求職者給付の重点化、育児休業給付及び介護休業給付の改善等を行うほか、給付に要する費用に係る国庫負担の割合に関する暫定措置を廃止するとともに、雇用保険率を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「雇用保険率を引き…げる等の必要がある。」

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第五十九号）

理　由

現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に的確に対応するため、雇用保険制度等において、倒産、解雇等による離職者に対する求職者給付の重点化、育児休業給付及び介護休業給付の改善等を行うほか、給付に要する費用に係る国庫負担の割合に関する暫定措置を廃止するとともに、雇用保険率を引き上げる等の必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

【読替表】

雇用保険法関係（第一条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項……二

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項……三

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項及び第二項……四
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項……五
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項……六
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項……七

雇用保険法関係（第一条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の四十五（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万五百七十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の四十五までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三から千分の二十一まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五から千分の二十三まで、同号に掲げる事業については千分の十六から千分の二十四まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして改正法第一条の規定による改正前の第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）	（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）	（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）	（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）

雇用保険法関係（附則）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）	（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）

6

H23.1.11
部会説明Ⅱ-1

新たな事業を雇用保険の附帯事業として創設する必要性について

Ⅰ　新たな事業を創設する必要性

1．我が国の経済環境・労働市場の変化と問題

（1）我が国の経済環境及び労働市場を取り巻く環境は、近年大きく変化してきている。

① 経済環境についての主な変化としては、バブル崩壊以降、グローバル化等による市場競争の激化や経済成長の鈍化、景気変動の振幅の拡大、デフレへの対応等があげられる。

② 労働市場を取り巻く環境についての主な変化としては、少子高齢化、就業者の意識の変化、所得格差の拡大等があげられる。

③ 雇用システムは、経済環境や労働市場を取り巻く変化にあわせて変化してきたが、特に、非正規労働者の増加や雇用システムにおける正規・非正規の二極化が大きな問題となっている。

（2）このような変化の中で、日本の雇用情勢の悪化ともあいまって、平成２２年3月卒業の就職内定率は、高卒新卒者で93.9%、大卒新卒者で91.8%となる等、非常に厳しい状況となっている。また、非正規労働者（パート・アルバイト、派遣、契約社員等）の労働者全体に占める構成比は、平成１１年には24.9%であったものが、平成２１年には33.7%に上昇している。

（3）教育、訓練のいずれも受けず、就業もしていないニート状態の若者についての問題は言うに及ばないが、非正規労働者についても、

- 低賃金、賃金上昇が少ないこと等により経済的自立が困難であること
- OJT、OFF-JTといった企業内能力形成機会の不足等により、職業キャリアの形成が十分でないこと（特に、職業キャリア形成期において能力形成機会が与えられないことにより、技能の蓄積がなされないこととなる。）
- 景気変動による雇用調整の対象となりやすいこと

等、大きな問題がある。

（4）また、失業者に占める長期失業者（失業期間が１年以上）の割合を見てみると、1999年の22.4%から2009年の28.3%に上昇しており、長期失業者についても趨勢的に増加してきている。こうした失業の長期化に伴い、技能の蓄積に支障が生ずるほか、労働者個人についても、意欲や能力が低下し、失業状態から抜け出しにくくなるとの問題も生じているものと考えられる。

２．積極的労働市場政策の必要性

（１）長期雇用慣行の下では、賃金を含めた企業の人事管理・処遇体系について、労働者の生活を安定して支え、長期的なスパンで利益が回収できるように設計され、これに則って、新規学校卒業者を正社員として一括採用し、企業内において人材育成を行うことが主流であり、若年失業者や非正規労働者の問題は大きな問題であると認識されてこなかった。

（２）しかしながら、上記１のような経済環境、労働市場を取り巻く環境の変化の中で、若年失業者や非正規労働者の問題は、社会的に大きな課題となっている。国際競争圧力が増大する中で、時間当たりの労働生産性の伸びが近年低水準（ＯＥＣＤ加盟３０カ国中２０位）で推移していることや、近年の景気拡張期においても経済成長率が低水準にとどまっていること等から、これらの問題は今後とも大きな問題であり続けると考えられる。この問題に対応するためには、労働市場インフラたる積極的労働市場政策を展開するとともにセーフティネットも整備することが重要である。

（３）積極的労働市場政策として、具体的には、今後の労働力人口の減少が見込まれる中で、若年失業者や長期失業者をはじめ就労を希望する者が十分に能力を身につけることにより、就職可能性を高め、能力を発揮して働くことができるようにする支援が特に求められる。

（４）今後は、積極的労働市場政策の展開を中心として、失業しても再就職しやすい「トランポリン型社会」を構築していく必要があり、このことは失業者のみならず社会全体にとっても大きな必要性を有するものである。

３．新たな事業の必要性

（１）こうした状況に対応するため、これまでも緊急的な対応として、長期失業者や非正規労働者に対し、住宅支援や生活費等の貸付・給付を実施してきたところである。

（２）しかしながら、長期失業者が増大する中で、就職を促進するとの観点からは、このような対応では不十分な面があり、就業経験の乏しい学卒未就職者、就職先が決まらないまま雇用保険が切れてしまった者、就職に役立つような職業訓練の受講を希望しながら目先の生活費がないために安心して訓練を受けられず失業状態から抜け出せない者などに対するさらなる就職支援策が必要である。

（３）雇用保険の適用範囲の拡大や、給付日数の延長等による対応では上記（２）の者への支援にはならず、また、経済環境や労働市場の悪化の中で、緊急措置的な事業で対応を図るべきものでもない。このため、従来の雇用保険や予算事業とは別に、これらの者の就職に向けた就職支援を行う新たな制度を設ける必要があるものである。

（4）就職支援のための新たな制度として特に実施すべき施策は、

・　若年失業者や非正規労働者はそもそも職業能力開発の機会が少ないこと、

・　職業訓練を受講した求職者の就職率は職業訓練を受講せずに就職活動を行っている求職者に比べて高くなっていること

等から、就職可能性を高めるために有効な職業訓練を受ける機会の提供が中心となる（多くの先進国においても、職業訓練が積極的労働市場政策の主要な柱となっている。）。その際、これらの者は失業等給付の対象とならないこと等により生活に困窮している者が少なくないため、安心して職業訓練を受講することができるよう、職業訓練とあわせ、必要に応じ本人に対して給付を行うことにより、その生活を支援することが必要である。このことは、結果として一定のセーフティネットの整備ともなるものであるが、施策の中心はあくまで職業訓練であり、施策に依存して生活しようとする者が生じる等のモラルハザードの防止を図る必要がある。

Ⅱ　新たな事業と既存の失業等給付、雇用保険二事業との相違

1．新たな事業を雇用保険制度で行うことについて

（1）新たに創設する事業は、国として取り組むべき課題に対処するものであるが、同時に、次のとおり労働者、使用者双方にメリットがあるものである。

①　労働者においては、将来失業し、失業期間が長期化した場合における早期再就職のためにメリットがあること。

②　使用者においては、若年失業者をはじめとする失業者が職業訓練により技能を蓄積することによるメリットがあること。

(2)　雇用保険制度が雇用に係る総合的なセーフティネットの性格を有するものであること、現在の被保険者集団のみならず被保険者であった者や被保険者になろうとする者についても附帯事業を行っていること等に照らし、新たな事業は雇用保険制度に位置づけることが適当である。

2．雇用保険制度における新たな事業の位置づけ

次のような点を考慮した場合、現在の雇用安定事業等（二事業）と別の附帯事業とすることが適切である。

（1）事業の対象者について

①　新たな事業における対象者

学卒未就職者等雇用された経験がない者や雇用保険の支給終了者等長期失業者を対象とするものであるため、「被保険者であった者」及び「被保険者に

なろうとする者」が対象となる。

② 現在の雇用保険制度における対象者との違い

次のとおり、新たな事業における対象者は、求職者給付・雇用継続給付及び雇用安定事業等との対象者とは異なるものである。

ア 求職者給付・雇用継続給付の対象者

これらは被保険者について一定の保険事故（失業等）が生じた場合に給付を行うものであることから、被保険者が対象となる。

（注）被保険者が失業した場合においては、生活及び雇用の安定のための施策を講ずる必要性が高いが、新たな事業の対象者については直ちに生活の継続に支障を来すものではなく、そこまでの必要性はないものと考えられる。

イ 雇用安定事業等の対象者との違い

雇用安定事業では、次のとおり、被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者が対象となる。

- 被保険者が対象となるもの
  失業の予防、雇用管理の改善（定年の引上げ等）、能力開発
- 被保険者であった者が対象となるもの
  労働者の再就職の促進、雇用機会の増大、能力開発
- 被保険者になろうとする者が対象となるもの
  労働者の雇入れの促進、雇用機会の増大、能力開発

（2）費用の負担について

① 新たな事業に係る負担

ア 若年未就職者等、能力開発の機会が不十分な者においては、長期的な職業能力の開発が図られる見込みがないのみならず、短期的にも生活が不安定であるとの問題がある。これらの問題に対し国としても強力に支援すべきものであることや、労働力の活用が図られることによる経済社会の活性化は国全体にメリットがあることから、国が費用の2分の1を負担することとする。

イ 次の理由から、労使が費用の4分の1ずつを負担することとする。

- 労働者にとっては、失業した場合に長期失業者となるリスクがあることから、将来的に受益する可能性もあること。
- 事業主にとっては、労働者の能力の底上げが図られることは、将来的に企業全般にとって受益することになること。

② 現在の雇用保険制度に係る負担との違い

次のとおり、新たな事業に係る負担は、求職者給付・雇用継続給付及び雇用安定事業等に係る負担とは異なるものである。

ア 求職者給付・雇用継続給付に係る負担

一定の保険事故（失業等）のリスクがある者による相互扶助としての保険制度であることから、労使の保険料によるほか、国も一定の負担（求職者給付の場合、原則4分の1）を行っている（相互扶助の制度であるため個人単位で給付・反対給付均等の原則が徹底されているものではないが、求職者給付は離職前の賃金を元に算定されるものであるため、結果として保険料の水準と給付の水準には相関がある。）。

イ　雇用安定事業等に係る負担

次のような事業を行うものであることから、全額事業主負担で行っている。

- 定年延長の推進、障害者等就職困難者の雇入れ促進、ワークライフバランスの推進など、事業主の社会的責務を果たすことをサポートする事業
- 景気変動などの経済上の理由により事業活動が縮小される場合の失業の予防など、企業として避けられない事態の中で雇用維持に係る社会的責務を果たすとともに、将来の企業における労働力の有効活用をサポートする事業
- 職業能力開発の事業（公共職業訓練等についても広く企業全般にメリットが及ぶ事業といえる。）

（3）なお、新たな事業は、職業訓練の実施により求職者の就職を支援することが最大の目的であり、新たな事業において本人に給付される額は、一般に求職者給付の額よりも低いケースが多く、また、新たな事業に係る負担は、個人等についてみても総額でみても現在の求職者給付・雇用継続給付及び雇用安定事業等に比べると小さい（別紙参照）。

	金額	
	1人（1事業所）当たり給付額及び拠出額	総額
失業等給付	（給付額） 147,600円／月（平均額） （拠出額） 労働者（1人当たり） 1,455円／月 使用者（1事業所当たり） 26,371円／月	1,980,506,363千円／年 （うち国庫588,689,000千円） （21年度支出額（決算数値））
雇用安定事業等	（給付額） （雇用調整助成金の場合） 822,996円／件 （キャリア形成促進助成金の場合） 2,594,660円／件 （拠出額） 使用者（1事業所当たり） 19,822円／月	1,023,500,000千円／年 （21年度支出額（決算数値））
新たな事業	（給付額） 100,000円／月 ※別途通所手当（実費）を支給 （拠出額）※平年度 労働者（1人当たり） 124円／月 使用者（1事業所当たり） 2,244円／月	66,453,158千円（半年分） （うち国庫17,265,679千円） （23年度予算額） ※ 10月1日施行を予定。 ※ 平年度では、1500億円程度を予定。

（注）拠出額は、21年度保険料収入決算額（新たな事業は23年度予算額）を人数、事業所数で割り戻して算出。

新たな附帯事業の名称について

１．基本的な考え方について

雇用安定事業（第62条）及び能力開発事業（第63条）が、事業の目的をその名称に冠していることを踏まえ、新たな附帯事業についても同様に目的をその名称に冠することとする。

２．具体的な名称について

（１）本事業は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者について、職業訓練を実施するとともに、訓練受講中の生活の支援を行うことを通じて、求職者の「就職の支援」を目的とするものであることから、事業名は「就職支援事業」とする。

（２）なお、本事業は、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強いため、雇用量を増大する場合に用いる「促進」ではなく「支援」とし、職業訓練の実施等求職者本人に対する措置であることから、「雇用」に至るまでの過程のうち、労働者に着目した「就職」を用いるものである。

新たな附帯事業の実施（第64条）

1．第64条に規定する理由について

（1）現行の雇用保険法には、附帯事業として雇用安定事業（第62条）及び能力開発事業（第63条）が規定されているが、その対象はいずれも被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者である。

（2）他方、新たな附帯事業は、例外的に、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者をその対象とする事業であり、その対象者が雇用安定事業等の対象者より狭いものであるのみならず、相互扶助としての保険制度の保険集団を構成する被保険者が対象となっていないものであることから、雇用安定事業及び能力開発事業の次に規定するものである。

2．第1項について

（1）第1号中「（奨励するために必要な）助成」については、雇用保険法第63条に規定する能力開発事業のうち、

「助成」については、事業主等に対する助成金の支給（能開法第15条の3）

「補助」については、都道府県に対する補助金の交付（能開法第95条）

「援助」については、上記の助成・補助以外の助言・指導、情報及び資料の提供、施設利用に当たっての便益提供等を指すものである（能開法第15条の2）ところ、求職者支援法第5条の「助成」は、上記の整理のうち「助成」に該当する。

（2）現時点において想定している事業は、当該助成のみであることから、「助成」と規定するものである。

3．第2項（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への委任規定）について

（1）現行の附帯事業に関する規定の整理

現行の雇用保険法上、同法の附帯事業である雇用安定事業について規定する第62条第3項においては、同条第1項に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「高障機構」という。）に行わせることとしており、また、同様の附帯事業である能力開発事業について規定する第63条第3項においては、同条第1項に掲げる事業の一部を能開機構に行わせることとしている。このように、それぞれ事業の根拠規定において、独立行政法人に事務を行わせる旨を規定している。

（2）第2項の考え方

本条においても、上記の2事業と同様、就職支援事業の実施主体として、独立行政法人に事業を行わせる旨を明記することとするものである。

なお、就職支援事業の根拠法である雇用保険法とは別途、個別事業の根拠法である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）において

は、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成を就職支援事業として行う旨規定することとし、当該助成の前提となる同職業訓練の認定に関する事務を機構に行わせる旨も併せて規定することとする。このため、雇用保険法と職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）の双方において、機構を活用する旨が規定されることとなるが、このように、個別の事業法においても、雇用保険法上の附帯事業規定とは別に、独立行政法人への委任を規定している例としては、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条（地域雇用開発のための助成及び援助）の規定等があり、従来の雇用保険事業に関する規定例に沿ったものと整理される。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

附　則

（雇用保険法の一部改正）

第五条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び能力開発事業」を「、能力開発事業及び就職支援事業」に改める。

第六十四条を次のように改める。

（就職支援事業）

第六十四条　政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者に関し、職業訓練を受ける機会を確保し、及び職業訓練を受けることを容易にすることを通じ、その就職を支援するため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと及び認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受

ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する求職者訓練受講支援給付を支給すること。

二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職の支援のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十四条第二項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」の下に「及び就職支援事業」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する求職者訓練受講支援給付に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援事業」を加える。

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（雇用保険事業） 第三条　雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業、能力開発事業及び就職支援事業を行うことができる。	（雇用保険事業） 第三条　雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。
（就職支援事業） 第六十四条　政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者に関し、職業訓練を受ける機会を確保し、及び職業訓練を受けることを容易にすることを通じ、その就職を支援するため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。 一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと及び認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する求職者訓練受講支援給付を支給すること。 二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職の支援のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。 2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の一部を	第六十四条　削除

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によって、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び就職支援事業に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する求職者訓練受講支援給付に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によって、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

用　例　集（雇用保険法の一部改正関係）

◎雇用保険法関係

【第六十四条関係】

・「訓練を受ける機会を確保」の例

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）抄

（関係者の責務）

第四条　事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行うとともに、その労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他その労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助を行うこと等によりその労働者に係る職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

・「・・・を受けることを容易にする」の例

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）抄

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

・「就職」と「支援」を一つの条文で用いている例

○母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

（寡婦就業支援事業等）

第三十五条　（略）

2　（略）

三　寡婦及び事業主に対し、雇用情報の提供その他寡婦の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「奨励するため」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）抄

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する

有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

・「～に対して、必要な助成…を行う」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）抄

第六十二条　政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一　景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二～四　（略）

・業務規定以外で「給付を支給すること。」としている例

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（事業主等に対する援助等）

第四十九条

一　定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

・複数の項において「○○給付」と規定されている場合の、他の条での当該給付の引用の仕方の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（特別遺族弔慰金等の支給）

第二十条　次に掲げる者の遺族（第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。）に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。

（特別遺族給付金）

第五十九条　厚生労働大臣は、この節に定めるところにより、死亡労働者等の遺族であつて、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給する。

2　前項の特別遺族給付金（以下「特別遺族給付金」という。）は、特別遺族年金又は特別遺族一時金とする。

3　特別遺族年金の額は、労災保険法の規定による遺族補償年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて政令で定める額とする。

4　特別遺族一時金の額は、労災保険法の規定による遺族補償一時金の額等を勘案し、第六十二条各号の区分に応じて政令で定める額とする。

5　特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から六年を経過したとき（第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあっては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあっては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、六年を経過したとき）は、することができない。

・「未施行の法律を引用している例」

○消費者庁設置法案（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）として成立・施行）抄

（所掌事務）

第四条　消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　消費者安全法（平成二十年法律第▼▼▼号）の規定による消費者安全の確保に関すること。

五～二十七　（略）

・「・・・項に規定する～給付」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則

第十四条　国庫は、平成二十一年度における第六十六条第一項に規定する求職者給付及び雇用継続給付並びに第六十七条に規定する求職者給付に要する費用の一部に充てるため、前条第一項に規定する額のほか、三千五百億円を負担する。

・「個別法において独立行政法人への委任を規定している例」

○地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）抄

（地域雇用開発のための助成及び援助）

第七条　政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第七項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する

事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項の助成及び援助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

○中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）抄

（雇用安定事業等としての助成及び援助）

第七条　政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする。

一～五　（略）

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

【第六十六条第一項関係】

・　他法に規定された納付金に係る国庫負担について規定している例

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第七十条　国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（第七十三条第一項及び第百四条において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十四を負担する。

一　被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の三第一項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額

二　前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）

2　（略）

・「・・・に規定する○○給付に要する費用」の例

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令　抄

（平成二十一年政令第二百九十六号）

（平成十九年改正法附則第四十条第一項の規定により労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担する交付金等）

第四十七条

3　労働者災害補償保険の管掌者たる政府は、毎年度において平成十九年改正法附則第四十条第一項の規定により協会に交付した額が当該年度において協会が要した同項に規定する保険給付に要する費用及び保険給付事業の事務の執行に要する費用の額に満たないときは、その満たない額を翌々年度までに協会に交付するものとする。

【第六十六条第六項関係】

・「「一」部の事業」に要する費用及び（並びに）「事業全体」の事務の執行に要する費用」の例

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（保険料率）

第百六十条　（略）

3　（略）

三　保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

第三節　雇用保険

○雇用保険法

（昭和四十九年十二月二十八日法律第百十六号）

改正
昭和五一年　五月二七日法律第三三号
同　五二年　五月二〇日同第四三号
同　五三年　五月　八日同第四〇号
同　五四年　六月　八日同第四〇号
同　五六年　四月二五日同第二七号
同　五九年　七月一三日同第五四号
同　五九年一二月二五日同第八七号
同　六〇年　六月　八日同第五六号
同　六一年一二月　四日同第九三号
同　六二年　三月三一日同第二三号
同　六三年　五月　六日同第二六号
平成元年　六月二八日同第三六号
同　三年　五月　二日同第五六号
同　四年　三月三一日同第　八号
同　四年　三月三一日同第二三号
同　四年　六月　三日同第六七号
同　六年　六月二九日同第五七号
同　七年　三月一七日同第二七号
同　八年　五月二二日同第四二号
同　八年　六月一四日同第八二号
同　九年　三月三一日同第一八号
同　九年　五月　九日同第四五号
同　九年一二月一九日同第一三一号
同一〇年　三月三一日同第一九号
同一一年　三月三一日同第二〇号
同　平成一一年　七月一六日法律第八七号
同　一一年一二月二二日同第一六〇号
同　一一年一二月二二日同第一六五号
同　一二年　三月三一日同第二五号
同　一二年　五月一二日同第五九号
同　一三年　四月二五日同第三五号
同　一四年　八月　二日同第一〇二号
同　一四年一二月一三日同第一六五号
同　一五年　四月三〇日同第一七〇号
同　一六年　六月　二日同第七六号
同　一六年一二月　一日同第一二五号
同　一六年一二月　八日同第一六〇号
同　一七年　七月二六日同第八七号
同　一八年　六月二一日同第八一号
同　一九年　四月二三日同第三〇号
（同二一年　三月三〇日同第五号）
同　一九年　七月　六日同第一〇九号
同　一九年　七月　六日同第一一一号
同　二一年　三月三〇日同第五号
同　二一年　七月　一日同第六五号
同　二二年　二月　三日同第二号
同　二二年　三月三一日同第一五号
（一部未施行　五八四九・13ページ参照）

雇用保険法をここに公布する。

雇用保険法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　適用事業等（第五条―第九条）
第三章　失業等給付
第一節　通則（第十条―第十二条）
第二節　一般被保険者の求職者給付
第一款　基本手当（第十三条―第三十五条）
第二款　技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）
第三款　傷病手当（第三十七条）
第二節の二　高年齢継続被保険者の求職者給付（第三十七条の二―第三十七条の四）
第三節　短期雇用特例被保険者の求職者給付（第三十八条―第四十一条）
第四節　日雇労働被保険者の求職者給付（第四十二条―第五十六条の二）
第五節　就職促進給付（第五十六条の三―第六十条）
第五節の二　教育訓練給付（第六十条の二・第六十条の三）
第六節　雇用継続給付
第一款　高年齢雇用継続給付（第六十一条―第六十一条の三）
第二款　育児休業給付（第六十一条の四・第六十一条の五）

第三款　介護休業給付（第六十一条の六・第六十一条の七）
第四章　雇用安定事業等（第六十二条―第六十五条）
第五章　費用の負担（第六十六条―第六十八条）
第六章　不服申立て及び訴訟（第六十九条―第七十一条）
第七章　雑則（第七十二条―第八十二条）
第八章　罰則（第八十三条―第八十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（昭五二法四三・昭五四法四〇・平元法三六・平六法五七・平一〇法一九・一部改正）

（管掌）

第二条　雇用保険は、政府が管掌する。

2　雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（平一一法八七・一部改正）

（雇用保険事業）

第三条　雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。

（昭五二法四三・平元法三六・平六法五七・平一九法三〇・一部改正）

（定義）

第四条　この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

2　この法律において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3　この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

4　この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。

5　賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（平一一法一六〇・一部改正）

第二章　適用事業等

（適用事業）

第五条　この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2　適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働

・平一一法二〇・平一一法一六〇・平一三法三五・平一四法一六五・平一四法一七〇・平一八法八一・一部改正）

第六十四条　削除　（平一九法三〇）

（事業等の利用）

第六十五条　第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（昭五二法四三・平元法三六・平一九法三〇・一部改正）

第五章　費用の負担

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

2　前項第一号に掲げる求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達するまでを負担する。

3　前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。

一　次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）

イ　徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が同条第五項又は第八項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。）に応ずる部分の額（徴収法第十一条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（同条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額）

ロ　徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額

二　徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額

厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額

三　一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三・五の率（徴収法第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八条第二項において「二事業率」という。）を乗じて得た額

4　徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、前項第三号中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

5　日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一　次に掲げる額を合計した額

イ　徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額

ロ　イの額に相当する額に第三項第二号に掲げる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に二事業率を乗じて得た額を減じた額

二　支給した日雇労働求職者給付金の総額の三分の二に相当する額

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（昭五一法三三・昭五二法四三・昭五四法四〇・平元法三六・平六法五七・平一〇法一九・平一一法一六〇・平一九法三〇・一部改正）

第六十七条　第二十五条第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかわらず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した当該求職者給付の総額」とあるのは「支給した当該求職者給付の総額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、「一般保険料の額を超える場合には」とあるのは「一般保険料の額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には」と読み替えるものとする。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

（昭五二法四三・平元法三六・平六法五七・平一九法三〇・一部改正）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

林第四部長御説明資料

平成２３年１月

職業安定局派遣・有期労働対策部企画課
職業能力開発局総務課

目　次

法律名について・・・

法律名について

1．基本的な考え方

（1）本法律案は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 必要な職業能力を高めるための職業訓練

② 訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、その早期の就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、法律案の内容もこれらの各施策について規定することとしている。

（2）このため、本法律案の内容を紛れなく適切に推察させる名称として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」とするものである。

2．「職業訓練の実施等による」について

（1）①必要な職業能力を高めるための職業訓練の実施、②訓練期間中の生活を支援するための給付の支給、③公共職業安定所による就職支援のうち、本制度の中心は訓練による能力開発であることから、政策手段としてこれを例示するものである。

（2）「職業訓練の実施」については、職業能力開発促進法第４条等に例がある。

3．「特定求職者」について

（1）今般の制度の対象者は、事業主と雇用関係のない者であることから、用語としては「失業者」又は「求職者」が考えられるが、「失業者」は労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある者を、「求職者」は求職の申込みをした者を指すものと考えられる。いずれも法律の名称に用いられている例は見当たらない。

（2）今回は、失業状態にある者のうち、「求職の申込み」をした者を対象とすることから、「求職者」とするものである。

（3）また、本制度においては、求職者のうち、雇用保険の失業等給付を受給できない者等の一定の要件に該当する求職者を対象としている。

（4）「特定○○」という用語は、法令上、ある範囲のもののうちの一定範囲のものを指す場合に用いられている（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）等）ことから、「特定求職者」とするものである。

4．「就職の支援」について

（1）本制度は、長期失業者等、市場に委ねているだけでは企業による雇用が進まない者について、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強い。

（2）雇用分野の法律としては、一定の求職者や労働者の雇用を進めていくための法律として、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律 123 号）等、「雇用の促進」といった名称を用いているものもいくつかあるが、このような法律は、雇用量を増大する手段を採っているため、今回は「支援」としたい。

※　労働関係法令においては、「職業の安定」（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号））、「雇用の安定」（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号））等、「安定」という用語を用いる例があるが、これは職に就いた後の状態を指す用語であるため、適当でない。

（3）また、今回の制度は、職業訓練の実施、給付の支給、就職支援いずれも求職者本人に対する措置のみである。このため、「雇用」に至るまでの過程のうち、労働者に着目した「就職」との用語を用い、「就職の支援」とするものである。

法律案の全体構成、各章の名称について

1．法律案の全体構成について

（1）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 基礎的技能及び知識の付与により職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

② 訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものである。本法律案も、これらの各施策について規定することとしている。

（2）法案全体の構成としては、まず総則として法律全体に通ずる目的規定、定義規定を置き、次に、実体的規定として（1）①から③まで係る規定を置き、その後に実体的規定に付属する雑則、罰則、附則に係る規定を置くこととする。

（3）実体的規定の規定順については、本制度の中心が、職業訓練とその間の生活を支援するための給付であることから、これを順に規定し、最後に、訓練受講者に全員に対して実施するものとして就職の支援等を規定することとする。

（4）本法律案は本則が 23 条であり、最近の同規模の立法例が章に区分されており節に区分されていないことから、章に区分することとする。

※ 全体が 20 条程度で章に区分される最近の主な立法例

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」（20 条）
- 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）」（23 条）
- 「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）」（30 条） 等

2．各章の名称について

（1）第２章

本章は、認定特定求職者職業訓練の認定に関する規定のみならず、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成等、認定特定求職者職業訓練に関する規定を集約した構成としており、また、これらの規定内容は、認定と並んでいずれも認定特定求職者職業訓練の制度運営に当たっての重要な要素であることから、「認定特定求職者職業訓練の認定等」といった標題とせず「認定特定求職者職業訓練」とする。

（2）第３章

本章は、求職者訓練受講支援給付の支給、給付制限、不正受給の場合の返還命令等、いずれも求職者訓練受講支援給付に関する規定から構成されていること、雇用保険法の給付に係る章の標題の例を踏まえ、「求職者訓練受講支援給付」とする。

（3）第４章

本章は、公共職業安定所長による就職支援計画の作成、本制度の対象となった特定求職者の就職への努力に係る規定で構成されることから、付随的な努力義務規定は「等」とし、「特定求職者に対する就職の支援等」とする。

目的規定について（第１条関係）

１．基本的な考え方について

求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 基礎的な技能及び知識の付与による職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

② 訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、同制度を構成する施策について規定した本法律案の目的も、これを踏まえたものとすることが適当である。

２．「職業訓練の実施」について

（１）今般の制度では、厚生労働大臣が定める一定の基準等に基づき民間訓練機関等が設定する職業訓練を国が認定し、当該訓練を行う者に対して助成を行うことにより特定求職者の訓練受講機会の増大を図るものであるが、これはいわば、国が間接的に職業訓練を実施するものと言える。

（２）また、国が行う公共職業訓練等も求職者訓練受講支援給付の対象となることから、これらを捉え「職業訓練の実施」と規定する。

（３）なお、国が直接実施するわけではないが、目的規定において「実施する」と規定されている例としては、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号）」第１条等がある。

３．「職業訓練を受けることを容易にするための給付」について

「職業訓練を受ける」については、雇用保険法第63条第１項第５号等に例がある。

４．「等」について

「等」は、公共職業安定所による就職支援を指すものである。

５．「その就職を支援し」について

（１）本法律の直接の目的は、求職者の就職の支援であることから、その旨を規定する。

（２）なお、本法律案は、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強いことから、雇用量を増大する手段を採る場合に用いる「促進」ではなく「支援」とし、職業訓練の実施等いずれも求職者本人に対する措置であることから、「雇用」に至るまでの過程のうち労働者に着目した「就職」を用いるものである。

6．「雇用の安定を図ることを目的とする。」について

（1）他の労働関係法令の例を踏まえ、本制度の直接の目的である「就職の支援」により達成される高次の目的を規定するものである。

（2）労働関係法令において、高次の目的としては、

① 「雇用の安定」（港湾労働法（昭和63年法律第40号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）等）、

② 「職業の安定」（職業安定法（昭和22年法律第141号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）、

③ 「福祉の増進」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）

が考えられるが、「雇用の安定」が雇用に結び付けることに主眼を置いているのに対し、「職業の安定」は職に就いた後の失業予防の面を含んでおり、「福祉の増進」は労働者の保護の面を含んでいる。

（3）今回の法律案は、就職の支援を目的としており、一義的には、職に就くことを目的としたものであることから、「雇用の安定」と規定する。

（4）なお、「生活の安定」を用いる例も僅かにあるが、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）等、生活に直結する施策に係る場合に限られる。

特定求職者の定義について（第２条関係）

１．基本的な考え方について

（１）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない者に対し、職業訓練の実施等により、その就職を支援する制度であるから、求職者が労働の意思及び能力を有していることが大前提となる。このため、これを柱書きに規定する。

（２）その上で、雇用保険の失業等給付を受給できない者、すなわち、雇用保険の被保険者又は受給資格者でないことが次の前提となる要件であることから、これを第一号として規定する。

（３）労働の意思及び能力を有していることは、（１）のとおり、本制度により認定特定求職者職業訓練を受講し、必要に応じて給付の支給を受ける大前提であるが、外形的に把握することは困難であることから、公に認定し把握するため、公共職業安定所に求職の申込みをしたことを要件とすることとし、第二号として規定する。

２．「求職の申込みをしている者」について

求職の申込みをした状態にある者を指すが、求職者登録には有効期限があるため、申込みをした時期に特段の期限を付する必要はない。

※　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和48年法律第43号）第20条第１号

（中高年齢失業者等求職手帳の発給）

第20条　公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一　公共職業安定所に求職の申込みをしていること。

二～四　（略）

職業訓練の名称等について（第３条関係）

１．名称について

職業訓練の実施等による対象求職者の就職の支援に関する法律（仮称。以下「求職者支援法」という。）に規定する厚生労働大臣の認定による訓練の名称については、

- 認定を受けたものであること
- 特定求職者を対象とするものであること
- 職業訓練であること

の各要素を勘案し、「認定特定求職者職業訓練」とする。

２．認定を受けたものであることについて

（１）既存の法律上、厚生労働大臣等の認定に係る職業訓練の名称には、冒頭に「認定」の文言が付されている。

（例）

- 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64条。以下「能開法」という。）第24条第1項の規定により都道府県知事が認定する職業訓練→「認定職業訓練」（同条第3項）
- 同法第26条の3第1項の規定により厚生労働大臣が認定する実施計画に基づく実習併用職業訓練→「認定実習併用職業訓練」（第26条の5第1項）

（２）求職者支援法上の職業訓練も認定を受けて実施するものであることを明確にする観点から、これらの例を踏まえ、冒頭に「認定」の文言を付すこととする。

３．特定求職者を対象とするものであることについて

（１）能開法上の職業訓練又は雇用保険法上の教育訓練において、その名称に対象者の類型を付した例は見られない。

（２）これについては、能開法は労働者全般に対する職業訓練の在り方を規定した法律であり、求職者支援法が特定求職者を対象としていることとは位置づけが異なるものである。

（３）また、仮に訓練名称に対象者を明示しない場合又は「特定求職者」ではなく「求職者」という文言を付する場合、訓練の対象として本来想定している範囲を超えるかのような印象を与えるおそれがある。

（４）このため、求職者支援法上の認定に係る訓練については、法律が特定求職者に対するものとして置かれていることを踏まえ、対象者である「特定求職者」の文言を明示することとする。

４．職業訓練であることについて

（１）既存の法律に規定される訓練であって「職業訓練」又は「教育訓練」のいずれかに位置づけられるものは、その名称において「職業訓練」又は「教育訓練」の文言を用いることにより、他の「訓練」との違いを明確にしている。

※「職業訓練」及び「教育訓練」のいずれにも該当しない訓練の例

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第13条第1項に規定する適応訓練
- 同法第20条第5号に規定する職業準備訓練
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練

（2）求職者支援法上の訓練については、受講者の就職を目的としたものであることから、当該訓練の類型を明確にするため、「職業訓練」の文言を付することとする。

（3）なお、「職業訓練」及び「教育訓練」については、いずれも法律上の定義は存在しないが、「職業訓練」は労働者（求職者を含む。以下同じ。）が職業に必要な技能及びこれに関する知識を取得することを目的として行われるものを指すのに対し、「教育訓練」は、労働者に限らず幅広い対象者に対する教育を目的として行われるものを指すという概念上の違いがある。本法における訓練は、その対象者及び目的について前者に当たることから、「職業訓練」として整理することとするものである。

また、職業訓練の実施主体としては、既存の法律においては国、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構等の公的主体が主に規定されているところ、職業訓練の実施はこれらの主体に限定されるものではなく、民間教育訓練機関が職業訓練を実施することも認められるものである（例：職業能力開発促進法第9条、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）第11条第5項）。

5．認定基準について

（1）認定特定求職者職業訓練の認定に当たっては、第4条の計画に則したものであること、特定求職者の就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得による職業能力の開発及び向上を図るために必要な職業訓練であること「その他の」厚生労働省令で定める基準に適合するものであることを審査することとしている。

（2）これは、厚生労働省令で定める基準において職業訓練の時間数、設備等の個々の要件と併せ、厚生労働大臣が定める計画との整合性、職業訓練の水準等も包含し、当該基準に適合するか否かにより認定の可否を一元的に決定することができるようにするものである。

（3）このように、他の要件を例示した上で「その他の省令で定める基準」に適合することを認定する例としては、次世代育成支援法（平成15年法律第120号）第13条に規定する一般事業主の認定の例がある。

職業訓練の認定を独立行政法人に行わせること等について（第３条及び第６条関係）

１．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の活用について

（１）この法律に基づく職業訓練については、国が責任をもって、適正な制度運営を行う必要があることから、第一義的に職業訓練を認定する主体を、職業能力開発施策を所管する厚生労働大臣とするものであるが、実際の認定求職者支援訓練の認定に当たっては、個別の訓練について、就職につながるような適切なカリキュラムが設定されているか、想定されている水準の知識・技能等が習得できるだけの訓練内容となっているか等の専門的な審査が必要。

（２）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）は、従来、国に代わって公共職業訓練を実施してきた独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）が有する職業訓練に関するノウハウを承継するほか、能開機構が公共職業訓練の委託や、事業主に対する相談援助業務を行ってきた経緯から、地域の教育訓練機関との連携に長じており、国が自ら当該認定事務を実施するよりも効果的・効率的に認定事務を実施することが可能となるものである。

（３）また、新機構が厚生労働大臣の委任を受けて行う認定行為については、認定特定求職者職業訓練に係る受講希望者をあっせんし、訓練実施実績に応じた助成を行う対象として適当な訓練であることを認める位置づけの行為にすぎず、独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業（※）には該当しない。

※　独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業は、以下のとおり想定されている。

①　私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務及び事業（例：司法警察）

②　その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務及び事業（例：栄典）

③　災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務及び事業（例：防衛）

（「改訂　独立行政法人制度の解説」（独立行政法人制度研究会編、第一法規）15頁）

（４）なお、認定行為は、上記のように新機構の専門的なノウハウを要する部分のほか、厚生労働省令で定める認定基準（訓練時間、訓練分野、設備、講師、就職支援の内容等についての基準）に則って客観的に判断すべき点においては、新機構の裁量は生じない。

（５）これらの認定業務と併せ、認定を行った訓練を実施する者に対するカリキュラムの適切な運用、訓練実施機関として行うべき就職支援の在り方等について、指導、援助等を行うことについても、職業訓練の効果的な実施に関する知見等を有する新機構に行わせることが適当と考えられる。

当該事務については、認定に関する事務と異なり、厚生労働大臣の権限を委任するのではなく、機構がその有するノウハウを活用し、自らの業務として実施するものと位置づけることとする。

（6）なお、厚生労働省の地方支分部局として、都道府県労働局が置かれているところであるが、都道府県労働局は従来、職業能力開発行政に関する事務を分掌しておらず、職業訓練に関するノウハウを有しないことから、上記の認定業務を行わせることは適当でない。

2．参考とした例

（1）法律上、大臣が行うこととされている認定、指定等を独立行政法人等に行わせる例としては、計量法（平成4年法律第51号）第121条の2の特定計量証明認定機関の認定を、経済産業大臣が独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせることとしている例がある。

（2）このほか、大臣が、その指定する者に認定を行わせる例として、

- 自然公園法（昭和32年法律第161号）第24条第1項の自然公園への立入の認定を、環境大臣がその指定する者に行わせることとしている例
- 漁船法（昭和25年法律第178号）第8条の動力漁船の工事完成後の認定を、農林水産大臣がその指定する者に行わせることとしている例

がある。

認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画について（第４条関係）

１．認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画について

（１）認定特定求職者職業訓練の各年度の実施規模や、重点的に実施すべき訓練分野等については、各時期における特定求職者の規模や訓練ニーズの状況も踏まえて決定していく必要がある。

（２）これらをあらかじめ、政府において、この法律の実施責任を含む職業能力開発行政を所掌する厚生労働大臣が計画として定め、公にすることによって、民間教育訓練機関においても計画的、効率的に、認定特定求職者職業訓練を実施することが可能となる。

２．関係者の意見を聴くことについて

（１）当該計画は、各年度における認定特定求職者職業訓練の制度の運用の在り方について定めるものであることから、労働政策審議会の意見を聴くことを要しないものと整理することとする。

（２）一方、特定求職者の就職に資する職業訓練を実施するため、新規成長分野や雇用が見込まれる分野に係る訓練、地域の求人ニーズを踏まえた訓練等を認定していく必要があり、このように重点的な供給が必要な訓練分野を検討するに当たっては、あらかじめ関係行政機関の長（経済産業大臣、文部科学大臣等）、労使団体、訓練実施機関関係者等（以下「関係者等」という。）の意見を聴いて、目標とすべき実施規模やその配分等を定めることが効果的であることから、これら関係者等への意見聴取については、規定することとする。

３．参考とした例

（１）このように、個別の認定に当たって、制度に係る計画に即したものであるか否かその他の基準等に沿って判断することとしている例としては、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第５条の農業経営の改善及び安定のための計画の認定の例（※）がある。

※　市町村が、その計画が当該市町村の定める基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとするもの。

（２）このほか、個別の認定に当たって、計画に即しているかを要件とする仕組みとしては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）第46条に規定する認定保護増殖事業の例がある。

（３）厚生労働大臣による計画策定に当たって労働政策審議会への意見聴取を法定していない例としては、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の７の職業訓練の実施に関する計画の例がある。

給付について（第７条関係）

１．給付の名称について

（１）求職者支援制度における給付の名称については、

① 求職者が訓練を受けることを容易にするための給付であること

② 求職者個人に対する給付であること

を明らかにしたものとすることが適当である。

（２）訓練期間中の生活の支援の目的が訓練受講を容易にすることであることから、給付の名称を「求職者訓練受講支援給付」とする。

（３）対象者が何らかの行動を取ることを支援するための給付という名称では、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する「母子家庭自立支援給付金」の例がある。

（４）なお、「○○給付」としているのは、雇用保険法において、給付の種類について「失業等給付」「求職者給付」等とされていることを踏まえたものである。

２．支給要件、額及び給付期間を厚生労働省定めとする理由について

（１）雇用保険法における技能習得手当等や雇用対策法における職業転換給付金の支給要件、額、期間等が基本的に厚生労働省令で定められていることを踏まえ、本法案においても厚生労働省令で定めるものである。

（２）第７条第１項の厚生労働省令は、支給方法の手続を定めることを想定している。

（３）第７条第１項の厚生労働省令で定める基準は、

① 常態として職に就いていないこと

② 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の前年の所得を１２で除して得た額の合計が２５万円以下であること

③ 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の預貯金の合計が３００万円以下であること

等を定めることを想定している。

（３）第７条第１項の厚生労働省令で定める期間は、原則として訓練１回（連続受講が可能な場合（基礎的な認定特定求職者職業訓練→公共職業訓練等）には２回目の訓練を含む。）について２年を限度とすることを定めることを想定している。

（４）第７条第２項の厚生労働省令は、10 万円を定めることを想定している。

３．給付を支給しない期間を６年としていることについて

（１）就職支援という本制度の趣旨を踏まえれば、際限なく訓練を受講でき、又は給付を受給することができることとすることは、早期就職意欲の喚起を阻害するおそれがあることから適当でない一方、本制度の給付を受ける必要性は繰り返し生じ得るため、一定期間経過後には再度受給することができる仕組とすること必要がある。

（２）このため、訓練開始日から過去６年以内に求職者訓練受講支援給付の支給を受けた別の認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の期間の初日がある場合等は、原則として、求職者訓練受講支援給付は支給しないこととする。

（３）ここで、

① 「６年」としているのは、本制度が訓練受講後早期に就職することが期待される制度であり、パートタイム労働者の平均継続就業期間のデータを踏まえれば、受給開始後すぐに就職した者であっても６年は就業が期待できることを踏まえたものであり（平均継続就業期間６．４年 （平成１９年就業構造基本調査））、

② ６年の起算点を訓練の初日としているのは、訓練の終了要因としては、訓練期間の満了、就職による中途退校、無断退校等様々考えられるところ、終了要因にかかわらず、当該時点を、以後給付を受けられない期間の起算点とすることは不適当であることによる。

（４）なお、特定求職者の就職の支援のために特に必要がある場合として厚生労働省令で定める場合としては、

① 連続受講が可能な場合（基礎的な認定特定求職者職業訓練→公共職業訓練等）

② 認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の初日から求職者訓練受講支援給付の支給を受けない場合

等を定めることを想定している。

４．支給主体について

雇用対策法に基づく転換給付金の支給主体も「国」とされていること等を踏まえ、本給付の支給主体も「国」と規定する。

返還命令等について（第９条関係）

１．返還命令等を設ける理由

不正受給をした者については、

① 求職者訓練受講支援給付は、これを偽りの申請等の不正な手段を用いて給付した場合、国は財政面において不当な損害を被ることとなること

② 求職者訓練受講支援給付は、給付の対象者を生活における支援が真に必要な者に限定するため、労働の意思及び能力があること、収入が一定額以下であることを要件とすることを想定しているが、これらについては行政機関による要件事実の把握が困難であり、受給者からの申告に依存する面が大きく、不正受給の生じる余地が大きいこと

から、すでに給付の支給を受けた者がある場合には、国は当該者に対し給付した額の返還及び２倍以下の納付金の納付を命ずることができることとする。

２．他の制度の例

（１）返還命令及び納付命令を規定している例としては、雇用保険法があり、納付命令は、不正受給額の２倍に相当する額以下の金額となっている。

（２）また、今回の事業と同様、附帯事業として行っているものとしては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の附帯事業として行っている賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）の未払賃金の立替払事業において、不正受給額の１倍（同額）に相当する額以下の金銭の納付を命ずることとできるとされている。

３．主体について

返還命令等の結果、金銭は国庫に返納されることとなること、雇用保険を管掌する主体は「政府」であること、雇用保険法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、賃金の支払の確保等に関する法律等において、返還命令等の主体としては「政府」と規定されていることを踏まえ、「政府」とする。

受給権の保護、公課の禁止、時効について（第10条、第11条及び第14条関係）

1．受給権の保護について

（1）求職者訓練受講支援給付は、一身専属的な権利であり、かつ、求職者が訓練を受講することを支援するための給付であることから、その目的に使用されることを確保するため、これを他人に譲り渡すことはできず、担保に供することも差し押さえることも禁止することとする。

（2）類似の給付について受給権の保護が図られている例としては、職業転換給付金（雇用対策法（昭和41年法律第132号）第21条）がある。

2．公課の禁止について

（1）求職者訓練受講支援給付は、求職者が訓練を受講することを支援するための給付であるところ、これに公課を課し減額することは、本給付の趣旨に照らし矛盾することとなることから、本給付に公課は課さないこととする。

（2）類似の給付について公課の禁止が設けられている例としては、職業転換給付金（雇用対策法第22条）がある。

3．時効について

（1）本法における金銭の徴収権、求職者訓練受講支援給付を受ける権利等はその行使が容易であり、またこれらの権利関係をいたずらに長期にわたって不安定な状態の下に置くことは、煩雑な事務をますます複雑化するおそれがあることから、民法及び会計法に対する特別法的規定として、二年の短期消滅時効にかからせることとする。

（2）類似の給付について時効を設けている例としては、失業等給付（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第74条）がある。

特定求職者に対する就職の支援等について（第12条及び第13条関係）

1．法律に規定する理由について

（1）就職支援は、求職者支援制度の目的を達成する上で、必要不可欠の施策であり、認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等、求職者訓練受講支援給付と並ぶ求職者支援制度の柱の一つである。

（2）このため、

① 重要性を明らかにするとともに、認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等、求職者訓練受講支援給付と併せて規定することで求職者支援制度を構成する施策の全体像を明確にする必要があること

② 本制度の目的にかんがみれば、訓練を受講し就職する意思及び能力を真に有した、本制度による支援が真に必要な者に対象者を限定することが適当であることから、特定求職者に対する就職の支援に係る規定を設けるものである。

2．就職への努力（第14条）について

（1）本制度は、労働の意思及び能力のある、雇用保険の失業等給付を受給できない者の就職を支援する制度であるから、対象となる求職者が積極的に求職活動を行っていかなければならないことは当然である。

（2）しかしながら、本制度は雇用保険の附帯事業として拠出に関係なく実施するものであるところ、求職者給付を受給する者について、既に同様の努力義務がかかっている（雇用保険法第 10 条の2）こととの均衡にかんがみ、特定求職者にも同様の努力義務を設けることとする。

（3）対象者に対して、誠実かつ熱心な求職活動を求めている例としては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第20条第2号がある。

3．主体について

就職支援計画については、個々の求職者の状況に応じて、個別に作成するものであり、かつ、実務的な内容であることから、「公共職業安定所長」を主体とする。

雑則の規定順について（第14条から第20条まで関係）

1．規定する順番について

雑則においては、実体的規定に付属する規定、特例に係る規定、包括的規定の順に規定を置いている例が多いことを踏まえ、時効等実体的規定に付属する規定を第14条から第17条までとして、船員になろうとする者に関する特例に係る規定を第18条として、権限の委任、厚生労働省令への委任に係る包括的規定を第19条及び第20条として、順に規定する。

第14条　時効
第15条　報告等
第16条　立入検査
第17条　雇用保険法との関係
第18条　船員となろうとする者に関する特例
第19条　権限の委任
第20条　厚生労働省令への委任

2．参考とした例

今般規定する雑則の規定順は、保険制度に関する他の労働関係法令において、以下のとおりとなっている。

○　雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）
第74条　時効
第76条　報告等
第79条　立入検査
第81条　権限の委任
第82条　厚生労働省令への委任

○　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）
第42条　時効
第46・47条　報告等
第48条　立入検査
第49条の3　厚生労働大臣の権限の委任

報告等、立入検査について（第15条及び第16条関係）

1．主体について

（1）本法案においては、認定特定求職者職業訓練及び求職者訓練受講支援給付に係る業務は厚生労働大臣が、就職支援計画の作成については公共職業安定所長がその主体となっていることから、その権限に係る業務に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるよう、各項ごとに「厚生労働大臣」又は「厚生労働大臣又は公共職業安定所長」を主体として規定する。

（2）また、委任により業務を行う新機構においても、その権限に係る業務に関して必要な報告を求める必要があることから、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）」を主体として規定する。

2．機構から厚生労働大臣への通知について

（1）第16条第3項において、厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、機構に、認定特定求職者職業訓練を行う者等の事務所への立入検査又は質問を行わせることができることとしている。

（2）同様の例は、薬事法（昭和35年法律第145号）第69条の2においても見られ、同条第1項の規定により、厚生労働大臣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（非特定独立行政法人。以下「医薬品機構」という。）に、立入検査、質問等を行わせることができることとされている。

同条第2項の規定において、医薬品機構は、同条第1項の規定により立入検査、質問等をしたときは、当該立入検査、質問等の結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこととされており、第17条第4項においても、医薬品機構は、同条第3項の規定による立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこととするものである。

（3）なお、同様に独立行政法人が立入検査等を行う例として、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第37条の規定に基づく独立行政法人製品評価技術基盤機構（特定独立行政法人）による認定適合性評価機関への立入検査等の例があり、同条第4項の規定において、同機構は、主務大臣の指示に基づき立入検査等を実施することとされているが、これは、同機構が従来国の機関であり、所管大臣の指示に基づき立入検査等を行っていたことに由来するものである。

（4）機構の場合は、上記（2）の医薬品機構と同様、従来、国とは別の機関であることや、立入検査を行う根拠である認定特定求職者職業訓練の認定に関する事務を厚生労働大臣から委任されていることから、立入検査又は質問を行うに当たっても、厚生労働大臣による事前の指示までは必要とせず、事後的に厚生労働大臣に対して立入検査又は質問の結果を通知すれば足りると考えられる。

船員となろうとする者に関する特例について（第18条関係）

1．船員の読替規定を設ける趣旨について

（1）認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等には、船員となろうとする者に対する訓練も含まれる。

（2）船員になろうとする者に対する職業相談、職業指導、職業訓練等への受講指示等については、船員職業安定法に基づき運輸局等が行うこととされていることから、本法律案で公共職業安定所に行うこととなっている求職申込み、公共職業安定所長が行うこととなっている訓練への受講指示、就職支援計画の作成等については運輸局で行うことが必要であり、必要読替規定を設けるものである。

（3）類似の規定例としては、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第18条等がある。

（4）なお、第4条に規定する計画の策定については、

- 認定特定求職者職業訓練については厚生労働省の単独所管である雇用保険法（昭和49年法律第116号）の附帯事業であり、船員も他の職業に携わっていた者と同様、当初から対象に含まれるものであること
- 船員に関する職業訓練についても、国土交通大臣の関与を求めることなく、厚生労働大臣の権限により認定を行うものであること

から、同計画についても厚生労働大臣が専権的に定めることとなるものであり、上記のような読替えを行う必要はないものと整理している。

2．規定する位置について

雑則においては、実体的規定に付属する規定、特例に係る規定、包括的規定の順に規定を置いている例が多いことを踏まえ、権限委任規定の前に規定する。

検討規定について（附則第２条関係）

１．検討規定を設ける理由について

（１）以下の理由から検討規定を設けるものである。

① 規制改革推進のための３か年計画（平成19年６月22日閣議決定）において、「法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、（中略）当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする」とされていること

② 労働政策審議会答申「求職者支援制度について（案）」（平成23年〇月〇日）において、「・・・適当である。」とされていること

（２）なお、当該見直し条項を盛り込む際の期間の設定については、５年を標準とすることとされているが、今般の求職者支援制度が新規に創設する制度であることにかんがみれば、施行の状況等も勘案しつつ早期から検討を行うことが望ましいと考えられることから、期間は３年とする。

準備行為について（附則第３条及び第４条関係）

１．準備行為の必要性について

（１）本法の施行日（以下「施行日」という。）については平成23年10月１日としているところ、同日から認定特定求職者職業訓練を実施するためには、あらかじめ認定行為自体を終え、同日付けで認定特定求職者職業訓練を開始することも可能としておくための措置を講じておくことが必要。このため、附則において準備行為に関する規定を設けることとするものである。

（２）具体的には、個々の職業訓練の認定及びその前提としての各年度における全国的な訓練の重点実施分野、実施規模の見通し等を定めた計画の策定を、施行日前においても行うことができる旨の規定を設けることとする。

２．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に事前認定を行わせることについて

（１）上記の施行日前において実施する準備行為のうち、職業訓練の認定に関する事務（以下「事前認定事務」という。）については、施行日後は、第３条第３項の規定により厚生労働大臣が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（現在国会提出中の独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律に基づき、平成23年４月１日施行予定。以下「新機構」という。）に行わせることとしていることから、施行日前においても同様に、機構に事前認定事務に行わせることとする。

（２）機構が附則第３条第２項の規定により事前認定事務を行う場合の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「新機構法」という。）あくまで本法の規定により特例的に行う業務であることに鑑み、新機構が本来行うべき業務の遂行に支障のない範囲で附帯的に行う業務について規定する新機構法第14条第３項の規定を適用し、必要な読替えを行うこととするものである。

新たな附帯事業の実施（附則第５条関係）

１．第64条に規定する理由について

（１）現行の雇用保険法には、附帯事業として雇用安定事業（第 62 条）及び能力開発事業（第 63 条）が規定されているが、その対象はいずれも被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者である。

（２）他方、新たな附帯事業は、例外的に、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者をその対象とする事業であり、その対象者が雇用安定事業等の対象者より狭いものであるのみならず、相互扶助としての保険制度の保険集団を構成する被保険者が対象となっていないものであることから、雇用安定事業及び能力開発事業の次に規定するものである。

２．第１項について

（１）第１号中「（奨励するために必要な）助成」については、雇用保険法第 63 条に規定する能力開発事業のうち、

「助成」については、事業主等に対する助成金の支給（能開法第 15 条の 3）

「補助」については、都道府県に対する補助金の交付（能開法第 95 条）

「援助」については、上記の助成・補助以外の助言・指導、情報及び資料の提供、施設利用に当たっての便益提供等を指すものである（能開法第 15 条の 2）ところ、求職者支援法第５条の「助成」は、上記の整理のうち「助成」に該当する。

（２）現時点において想定している事業は、当該助成のみであることから、「助成」と規定するものである。

３．第２項（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への委任規定）について

（１）現行の附帯事業に関する規定の整理

現行の雇用保険法上、同法の附帯事業である雇用安定事業について規定する第 62 条第 3 項においては、同条第 1 項に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「高障機構」という。）に行わせることとしており、また、同様の附帯事業である能力開発事業について規定する第 63 条第 3 項においては、同条第 1 項に掲げる事業の一部を能開機構に行わせることとしている。このように、それぞれ事業の根拠規定において、独立行政法人に事務を行わせる旨を規定している。

（２）第２項の考え方

本条においても、上記の 2 事業と同様、就職支援事業の実施主体として、独立行政法人に事業を行わせる旨を明記することとするものである。

なお、就職支援事業の根拠法である雇用保険法とは別途、個別事業の根拠法である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）において

は、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成を就職支援事業として行う旨規定することとし、当該助成の前提となる同職業訓練の認定に関する事務を機構に行わせる旨も併せて規定することとする。このため、雇用保険法と職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）の双方において、機構を活用する旨が規定されることとなるが、このように、個別の事業法においても、雇用保険法上の附帯事業規定とは別に、独立行政法人への委任を規定している例としては、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条（地域雇用開発のための助成及び援助）の規定等があり、従来の雇用保険事業に関する規定例に沿ったものと整理される。

就職支援事業の創設に伴う雇用保険率の弾力条項の見直しについて
（附則第７条関係）

1　制度の概要

雇用保険においては、毎会計年度において、当該会計年度の差引剰余を当該会計年度末の積立金残高に加減した額が、当該会計年度に失業等給付として支払った額（＝＊）の２倍に相当する額を超え、又は１倍に相当する額を下るに至った場合、厚生労働大臣が保険収支の推移、経済の動向などを勘案の上、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を変更できることとされている（徴収法第 12 条第５項）

$$＊＝\frac{\overbrace{(\text{徴収保険料額}+\text{国庫の負担額})-\text{失業等給付額}}^{\text{当該会計年度の差引剰余}}+\text{当該会計年度末積立金}}{\text{失業等給付額}}$$

2　見直しの概要

今般創設する就職支援事業が、求職者に直接給付する等、事業主のみの負担により実施している他の附帯事業とは異なること等を勘案し、失業等給付に係る保険料収入により事業実施することとしている。このため、雇用保険率に係る弾力的変更の適用の検討を行うための前提となる国庫の負担額及び失業等給付額に、就職支援事業に係る費用等も含まれることとする必要がある。

①　「国庫の負担額」について

就職支援事業については、その要する費用を国庫において負担するため、国庫の負担額の中に、当該事業に要する費用が含まれることとなるよう改める。

②　「失業等給付額」について

就職支援事業により実施した給付等についても、失業等給付額と同様の取扱いとなるよう改める。

就職支援事業の創設に伴う住民基本台帳法の規定の整備について
（附則第９条関係）

１　現行制度の概要

（１）住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の７の規定により、都道府県知事は、同法別表第１の上欄に掲げる国の機関等から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとされている。

（２）同法別表第１の７０の項において、上欄に厚生労働省又は独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）、下欄に雇用保険法の附帯事業（雇用安定事業又は能力開発事業）の実施に関する事務の処理が規定されており、厚生労働省等の求めに応じ、本人確認情報の提供がなされているところである。

（３）これは、例えば、雇用安定事業の雇入れ助成金の申請のため、事業主が提出した労働者に係る本人確認資料に疑義が生じた際など、都道府県に本人確認情報の提供を依頼できるようにしておく必要に備えた規定である。

※　継続審議中の「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」（平成２３年４月１日施行（予定））において、機構が行っていた住民基本台帳の利用を必要とする助成金業務については、国に移管することとしている。

このため、同法案において、同事業に係る住民基本台帳法の別表第１の７０の項の規定から「独立行政法人雇用・能力開発機構」を削除することとしている。

２　改正の趣旨

就職支援事業の実施に係る①及び②の事務の処理に関し、それぞれ、以下のとおり、本人確認情報の提供を受ける必要が生じる場合が想定される。

①　特定求職者に対する給付の支給等

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第７条の規定による特定求職者に対する給付の支給や、求職者支援法第５条の規定による助成は、就職支援事業として厚生労働省において行うところ、当該事業の実施のため、特定求職者や訓練実施機関の代表者の氏名等について、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

②　職業訓練の認定

求職者支援法においては、厚生労働大臣が行う職業訓練の認定に関する事務を、新機構に行わせることとしている。

このうち、上記の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）を行う訓練実施機関が、機構に対し職業訓練の認定を申請する際に記載する代表者の氏名等を、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

なお、当該認定行為は、求職者支援法第５条の規定に基づき認定特定求職者職業訓練を実施する者に助成を行う前提として必要なものであり、また、当該助成を雇用保険法第６４条第１項の就職支援事業として行うこととしていることから、機構が行う認定に関し必要な本人確認情報を住民基本台帳から取得できる根拠を規定する必要がある。

3　具体的内容

（1）①の事務の処理に際して厚生労働省が、②の事務の処理に際して機構が、それぞれ本人確認情報の利用をできるようにする必要がある。

（2）このため、住民基本台帳法別表第１の７０の項の上欄に、新たに事務実施主体として、厚生労働大臣と並列して「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を追加し、また、その行う事務として下欄に「雇用保険法第６４条の就職支援事業（の実施に関する事務）」を追加することとする。

就職支援事業の創設に伴う特別会計に関する法律における規定の整備
（附則第10条関係）

1　制度の趣旨・概要

特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第96条においては、「労働保険特別会計は、（中略）雇用保険法（昭和４９年法律第116号）による雇用保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。」とされている。

2　改正の趣旨

今般、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）に基づく職業訓練や求職者の訓練期間中の生活支援等を行うための事業（以下「就職支援事業」という。）を雇用保険法の事業として位置付けることとしていることから、当該事業に要する国庫負担分を一般会計から雇用勘定に繰り入れる等の措置を講ずるため、特別会計に関する法律の規定を改める必要がある。

3　具体的内容

次ページ資料「雇用保険制度の概要」において、下線部箇所について、改正措置を講じるもの。

厚生労働省設置法の一部改正について（附則第11条関係）

1．改正の概要

（1）現行の厚生労働省設置法（平成11年法律第97号。以下「設置法」という。）第4条第1項に掲げる厚生労働省の所掌事務のうち職業能力開発関係の事務としては、同項第63号から第65号までにおいて、それぞれ

① 公共職業訓練に関すること。

② 技能検定に関すること。

③ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第4条第2項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

が規定されているところ、本法附則において、設置法第4条第1項を改正し、同項の所掌事務に新たに第63号の2として「認定特定求職者職業訓練に関すること。」を加えることとする。

（2）労働政策審議会が処理すべき事項の根拠法律として、本法を追加する。

（3）設置法第4条第1項第63号の2の事務を、都道府県労働局長に分掌させる旨の改正を行う。

2．所掌事務の追加について（設置法第4条関係）

（1）本法の施行に伴う新たな所掌事務については、設置法第4条第1項第63号の次に第63号の2として規定することとする。

（2）現行の設置法第4条第1項においては、まず、国が所掌する制度についての規定（職業訓練、技能検定）を挙げ、次に事業主等が独自に行う職業能力開発の奨励についての規定を挙げている。

（3）今般追加する事務については、

- 国が個別法に基づき運営する職業訓練についての事務であること
- 現行の設置法の規定順が「職業訓練に関する制度」、「職業訓練を受講した後の能力評価に関する制度」及び「事業主及び労働者が行う職業能力開発の促進」という規定順となっていること

から、設置法第4条第1項第63号（公共職業訓練に関すること）の次に規定を置くことが適当と考える。

（4）「認定特定求職者職業訓練」という名称は、本法において独自に規定されるものであるが、現行の設置法第4条第1項第63号の「公共職業訓練」及び同項第64号の「技能検定」についても、職業能力開発促進法において規定される用語であるところ、根拠法律を引用していないところ。

（5）これらの例にならい、「認定特定求職者職業訓練」についても、その根拠法令を引用せず規定することとする。

３．都道府県労働局に分掌させる事務について（設置法第21条関係）

設置法第4条第1項第63号の2に掲げる事務のうち設置法第21条第1項の規定に基づき都道府県労働局が分掌する事務としては、

- 第4条第1項の計画の各管轄区域内の関係者への周知
- 第5条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者への助成

を想定している。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正について
(附則第12条関係)

1．改正の概要

本条は、

① 本法第3条第1項及び第2項の規定により厚生労働大臣が行う職業訓練の認定及びその取消しについて、同条第3項の規定により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）に行わせることとしていること、

② 第6条の規定により、新機構は認定特定求職者職業訓練を実施する者に対して指導及び助言を行うものとすることとしていること

③ 第16条第4項の規定により、新機構は認定特定求職者職業訓練を実施する者等に対して報告又は文書の提出を求めることができることとしていること、

④ 第17条第3項の規定により、厚生労働大臣は新機構に同条第1項に規定する立入検査又は質問を行わせることができることとしていること

から、法人の根拠法である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「新機構法」という。）について、①から④までの業務（以下「認定業務等」という。）を追加する等の所要の改正を行うもの。

2．業務の追加について（新機構法第11条及び第14条関係）

（1）本法の規定による認定特定求職者職業訓練の認定事務については、新機構法第14条第1項の業務（機構が新機構法第3条の目的を達成するために行う業務）として追加することとする。これは、認定業務等は、新機構法第3条の「求職者（略）の職業の安定（略）を図る」という目的に合致したものであることによる。

（2）また、新機構においては、職業能力開発業務について新機構の中期計画、年度計画等について労働者、事業主及び学識経験者からなる運営委員会の議を経ることとしているところ、認定業務等についても職業訓練に関する業務として、運営委員会の関与の対象とすることとするものである。

3．区分経理について（新機構法第16条関係）

（1）新機構法においては、財源の種類に応じて、経理を区分することとしているところ、現行では、各業務の財源は、

①新機構法第14条第1項第1号から第4号までに掲げる事務及びこれらに附帯する業務：労働保険特別会計雇用勘定（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条の雇用安定事業として）

②新機構法第14条第1項第5号に掲げる事務及びこれに附帯する業務：一般会計

③新機構法第14条第1項第6号に掲げる事務及びこれに附帯する業務：障害者雇用納付金収入等

④職業能力開発業務（新機構法第14条第1項第7号に掲げる事務及びこれに附帯

する業務並びに同条第3項に規定する業務）：労働保険特別会計雇用勘定（雇用保険法第63条の能力開発事業として）

となっている。

（2）認定等業務については、（1）の①から④までのいずれとも異なり、雇用保険法第64条の就職支援事業として、労働保険特別会計雇用勘定から運営費交付金を交付することとなるため、新たな経理区分を設けるものである。

（3）新機構法第11条の改正により、職業能力開発業務に、新機構法第14条第1項第8号に掲げる認定等業務が追加されたが、認定等業務は、上記（2）のとおり、他の職業能力開発業務に含まれる業務とは別に新たな経理区分を設けるため、新機構法第16条第4号においては「職業能力開発業務」から認定等業務を除いたものを規定する必要があるため、「第14条第1項第7号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第3項に規定する業務」と規定することとする。

3．緊急時における厚生労働大臣の要求について（新機構法第18条関係）

（1）独立行政法人に対しては、原則として、緊急時等においてのみ主務大臣による関与が限定的に認められているところ、新機構法においても、第18条の規定により厚生労働大臣が特定の業務を実施することを新機構に要求することができることとされている（同様の規定は、他の独立行政法人にも一般的に置かれているところ）。

（2）本法の施行に伴い、新機構に新たに認定業務等が追加されることから、これについても新機構法第18条の要求業務の対象とするものである。

4．その他（新機構法附則第5条関係）

新機構法附則第5条第8項の読替規定において引用されている本則の条文の改正を反映するため、技術的な改正を行う。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律との調整規定について
（附則第13条関係）

1．調整規定の必要性について

（1）附則第3条第1項（公布日施行）において、第3条第1項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為（以下「事前認定等」という。）は、この法律の施行前においても、同項及び同条第3項の規定の例により行うことができることとしているところ。

（2）第3条第3項においては、厚生労働大臣が同条第1項の認定を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）に行わせる旨規定しているところ、新機構が発足するのは独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（以下「能開機構廃止法」という。）の施行日である平成23年4月1日であり、仮に、本法の公布日が能開機構廃止法案の施行日よりも先となった場合には、第3条第3項の規定の主体である新機構が発足していないことから、同項の規定の例により職業訓練の認定を行うことができなくなることから、新機構に代わる主体に事前認定等を行わせるための調整規定を設けることが必要。

2．独立行政法人雇用・能力開発機構に事前認定等を行わせることについて

（1）能開機構廃止法の施行前には、能開機構廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）が、職業訓練の実施に関するノウハウを有していることや、新機構が今後行う本法に基づく認定特定求職者職業訓練に関する事務についても、能開機構が有してきたノウハウを活用して実施するものであることから、能開機構廃止法案の施行の日の前日までの間においては、能開機構に事前認定等を行わせることが適当。

（2）新機構は能開機構廃止法附則の規定により創設されるものであることから、法律上の整理も観点も、新機構が発足するまでの間、代わりに能開機構が新機構の行うべき業務を行うことについては、合理性があるものと解される。

（3）この場合においては、能開機構に新たに暫定的な業務が発生することとなるところ、当該業務の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号。以下「能開機構法」という。）上の位置づけについては、附則第3条第2項における新機構法第14条第3項の読替えに対応するものとして、能開機構法第11条第4項の読替えを行うことにより、能開機構が本来行うべき業務の遂行に支障のない範囲で附帯的に行う業務と位置づけることとする。

「必要な書類」と「必要な文書」について（第15条関係）

（1）「文書」は「もっとも普通の用法としては、書面の意味に用いられ、口頭による表示に対応するものである」（法令用語辞典）とされ、「書類」は、「かきつけ・文章の総称。特に、事務や記録の文書」（広辞苑）とされている。

※　法令用語辞典には、「書類」の説明はない。

（2）いずれも、その意味、用例において大差はないと思われるが、「官公署」との組み合わせで使っている件数は「必要な文書」が11件、「必要な書類」が5件であったことから、ここでは「必要な文書」としている。

権限の委任として想定しているもの（第19条関係）

（1）当該規定により、都道府県労働局長に委任することを想定している権限は、以下のとおりである。

- 認定特定求職者職業訓練を行う者等に対して、必要な報告等を求める権限（第15条第1項）
- 官公署、銀行等に対して、資産及び収入の状況について報告を求める権限（第15条第3項）
- 認定特定求職者職業訓練を行う者等に対して、立入検査を行う権限（第16条第1項）

法人格のない団体に関する罰則の規定について（第23条関係）

1　規定の考え方

（1）第24条においては、いわゆる両罰規定を置いているところ、この法律について違反行為を行った者が法人であった場合のほか、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含むこととしている。

（2）これは、認定特定求職者職業訓練を行う者について、第3条第1項において法人格の有無について規定していないことから、法人でない団体が認定特定求職者職業訓練の実施主体となる場合を想定して規定することとしたものであり、具体的な例としては、任意団体や、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）に基づく有限責任事業組合等が想定されうるところである。

2　規定例

このように、法人格のない団体について両罰規定を定めている立法例としては、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、郵政民営化法（平成17年第97号）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の例がある。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第24条の取扱いについて
（附則第12条関係）

（1）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「新機構法」という。）第24条第2項においては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）が行う職業能力開発業務に関して、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他政令で定める法令については、新機構を国とみなして、これらの法令を準用することとしている。

（2）同条の規定は、現行の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）第23条及び独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成15年政令第555号）第16条の規定を引き継ぐものであり、政令で定める法令としては、以下のとおり想定しているところ。

- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項第3号及び第58条の6第1項
- 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第10条第1項第3号
- 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第6条第1項第3号
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第33条第1項第3号
- 景観法（平成16年法律第110号）第16条第5項及び第6項、第22条第4項並びに第66条第1項から第3項まで及び第5項
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第15条第6項及び第7項並びに第33条第1項第3号
- 景観法施行令（平成16年政令第398号）第22条第2号（同令第24条において準用する場合を含む。）

（3）上記の法令は、いずれも、国以外の者が土地の区画変更を行う場合の市町村長への届出、建築物の建設等についての景観行政団体への届出等について規定しているものであり、新機構を国とみなすことにより、職業能力開発業務に関して新機構が職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）等について、上記の法令の規定に該当する行為を行う場合に、届出等を行わなくて良いこととするものである。

（4）新機構法第14条第1項に新たに追加する認定等の業務についても、ポリテクセンター等を利用して行われることが想定されることから、当該業務に関しても、上記の法令の適用については新機構を国とみなすことが適当と考えられるものであり、現行の新機構法第24条第2項については、職業能力開発業務から新機構法第14条第1項第8号の事務を除外しないこととするものである。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　認定特定求職者職業訓練（第三条―第六条）
第三章　求職者訓練受講支援給付（第七条―第十一条）
第四章　特定求職者に対する就職の支援等（第十二条・第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第二十条）
第六章　罰則（第二十一条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付を支給すること等により、その就職を支援し、もって特定求職者の雇用の安定を図ることを

目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、労働の意思及び能力を有している者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条に規定する被保険者又は同法第十五条第一項に規定する受給資格者でない者

二　公共職業安定所に求職の申込みをしている者

第二章　認定特定求職者職業訓練

（認定特定求職者職業訓練）

第三条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次条の計画に即したものであること、特定求職者の就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得による職業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練であることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）が同項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は当該認定特定求職者職業訓練を行う者が当該認定特定求職者職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定特定求職者職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に、第一項の規定による認定に関する事務及び前項の規定による認定の取消しに関する事務を行わせるものとする。

（認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画）

第四条　厚生労働大臣は、毎年、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴いて、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画を定めるものとする。

（認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するため、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、認定特定求職者職業訓練の効果的な実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

第三章　求職者訓練受講支援給付

（求職者訓練受講支援給付の支給）

第七条　国は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の指示した認定特定求職者職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、当該特定求職者又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する場合に、厚生労働省令で定める期間を限度として、求職者訓練受講支援給付を支給する。

2　求職者訓練受講支援給付の額は、厚生労働省令で定める。

3　特定求職者について、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の開始の日の六年前の日から当該開始の日の前日までに認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等（当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けた期間について求職者訓練受講支援給付の支給を受けたことがあるものに限る。）を受

けた期間の初日があるときは、第一項の規定にかかわらず、求職者訓練受講支援給付は、支給しない。ただし、当該特定求職者の就職の支援のために特に必要がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（給付制限）

第八条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした者には、求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、求職者訓練受講支援給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後において公共職業安定所長が新たに指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、求職者訓練受講支援給付を支給する。

3　特定求職者が第一項の規定により求職者訓練受講支援給付を支給されないこととなった場合においても、第七条第三項の規定の適用については、当該認定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けた期間につ

いて求職者訓練受講支援給付の支給があったものとみなす。

（返還命令等）

第九条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者訓練受講支援給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、認定特定求職者職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその求職者訓練受講支援給付が支給されたものであるときは、政府は、当該認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、その求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による求職者訓練受講支援給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（受給権の保護）

第十条　求職者訓練受講支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第十一条　租税その他の公課は、求職者訓練受講支援給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　特定求職者に対する就職の支援等

（就職支援計画の作成）

第十二条　公共職業安定所長は、その指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者の就職を支援するための計画（次項において「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

2　就職支援計画には、公共職業安定所が特定求職者に対して行う職業指導、情報の提供その他厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

（就職への努力）

第十三条　公共職業安定所長の指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者は、誠実かつ熱心に求職活動を行い、職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第九条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告等）

第十五条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練を行う者又は認定特定求職者職業訓練を行う者であった者（以下「認定特定求職者職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、公共職業安定所長の指示した認定特定求職者職業訓練若しくは公共職業訓練等を受けている特定求職者又は公共職業安定所長の指示した認定特定求職者職業訓練若しく

は公共職業訓練等を受けていた特定求職者（以下「特定求職者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　厚生労働大臣は、求職者訓練受講支援給付の支給に関し必要があるときは、特定求職者又はその属する世帯の他の世帯員の資産及び収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に報告を求めることができる。

4　機構は、第三条第一項若しくは第二項又は第六条に規定する業務に関し必要があると認めるときは、認定特定求職者職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告又は文書の提出を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定特定求職者職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的

記録を含む。）の検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査又は質問（認定特定求職者職業訓練が第三条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する立入検査又は質問をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（雇用保険法との関係）

第十七条　第五条の規定による認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成及び第七条の規定による求職者訓練受講支援給付の支給は、雇用保険法第六十四条に規定する就職支援事業として行う。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十八条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条第二号中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）」と、第七条第一項、第八条第二項及び第十二条第一項中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」と、同条第二項中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第十三条中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」と、第十五条第二項中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」とする。

（権限の委任）

第十九条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第二十条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十一条　認定特定求職者職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十五条第四項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

三　第十六条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第二項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十六条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十三条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用

する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第十二条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条　第三条第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第二項の規定の例により行うことができる。

2　前項の規定によりその例によることとされた第三条第三項の規定により機構が同条第一項の規定による

認定に関する事務を行う場合における独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の適用については、同法第十四条第三項中「国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて」とあるのは、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第三条第一項の規定によりその例によることとされた同法第三条第三項の規定により行う行為について」とする。

第四条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第四条の規定の例により、同条の計画を定めることができる。

2　前項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日において第四条の規定により定められた計画とみなす。

（雇用保険法の一部改正）

第五条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第三条中「及び能力開発事業」を「、能力開発事業及び就職支援事業」に改める。

第六十四条を次のように改める。

（就職支援事業）

第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する求職者訓練受講支援給付を支給すること。

二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職に必要な能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」の下に「及び就職支援事業」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する求職者訓練受講支援給付に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「（就職支援事業を含む。）」を加える。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第　項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及

び給付に充てられた額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改める。

第八条　前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定は、平成二十四年度以降の年度に係る雇用保険率の変更について適用する。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を加え、「又は同法第六十三条の能力開発事業」を「、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の就職支援事業」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第三項第二号イ中「及び能力開発事業費」を「、能力開発事業費及び就職支援事業費」に改める。

第百一条第二項中「雇用継続給付」の下に「、就職支援事業」を加える。

第百三条第三項及び第五項中「失業等給付費」の下に「及び就職支援事業費」を加える。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十一条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　認定特定求職者職業訓練に関すること。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十三号の二」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十二条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　認定特定求職者職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第三条第二項に規定する認定特定求職者職業訓練をいう。）の認定並びに同

法第六条に規定する指導及び助言を行うこと。

第十四条第二項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に、「又は」を「、」に改め、「能力開発事業」の下に「又は同法第六十四条の規定による就職支援事業」を加える。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十八条中「又は同項」を「、同項」に改め、「これに附帯する業務を含む。）」の下に「又は同項第八号に掲げる業務」を加える。

附則第五条第八項中「第七号」を「第八号」に、「又は」を「若しくは」に、「職業能力開発業務」を「規定する業務」」に、「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」を「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」に改める。

（調整規定）

第十三条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する

法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における附則第三条第一項の規定によりその規定の例によることとされた第三条第三項の規定の適用については、同項中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」とし、附則第三条第二項中「機構が」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構が」と、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の適用については、同法第十四条第三項」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）の適用については、同法第十一条第四項」とする。

（政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、特定求職者の就職を支援し、その雇用の安定を図るため、特定求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（雇用保険事業） 第三条　雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業、能力開発事業及び就職支援事業を行うことができる。	（雇用保険事業） 第三条　雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。
（就職支援事業） 第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。 一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する求職者訓練受講支援給付を支給すること。 二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職に必要な能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。 2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の一部を	第六十四条　削除

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。	
（国庫の負担）	（国庫の負担）
第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び就職支援事業に要する費用の一部を負担する。	第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する求職者訓練受講支援給付に要する費用の二分の一	
2～5　（略）	2～5　（略）
6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。	6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。
（保険料）	（保険料）
第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。	第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。
2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付（就職支援事業を含む。）に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。	2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

○　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び給付に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）

○　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（法第三十条の七関係）			別表第一（法第三十条の七関係）		
提供を受ける国の機関又は法人	事務		提供を受ける国の機関又は法人	事務	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
七十　厚生労働省又は独立行政法人雇用・能力開発機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の就職支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）	七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（歳入及び歳出） 第九十九条　労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 （略） 2　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　歳入 （略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び就職支援事業費 （略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付、就職支援事業及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略）	（歳入及び歳出） 第九十九条　労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 （略） 2　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　歳入 （略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費及び能力開発事業費 （略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略）

3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費及び就職支援事業費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費及び就職支援事業費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十三の二　認定特定求職者職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十三号の二、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）	（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一　業務方法書の変更 二　通則法第三十条第一項に規定する中期計画 三　通則法第三十一条第一項に規定する年度計画 3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一　業務方法書の変更 二　通則法第三十条第一項に規定する中期計画 三　通則法第三十一条第一項に規定する年度計画 3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十二条第三項、第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校が設置及び運営を行う職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　認定特定求職者職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条第二項に規定する認定特定求職者職業訓練をいう。）の認定並びに同法第六条に規定する指導及び助言を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十二条第三項、第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校が設置及び運営を行う職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による就職支援事業として行うものとする。

3　機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二　第十四条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

三　第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並び

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3　機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二　第十四条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

三　第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　職業能力開発業務

に同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）、同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）又は同項第八号（これに附帯する業務を含む。）に掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とある

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とある

のは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第八号」とあるのは「第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「若しくは同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業若しくは雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並

のは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並び

びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

に附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

用例集

【法律の名称関係】

・「～の実施による」

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

・定義された「特定～」を法律の名称に用いている例

○　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

（定義）

第二条　（略）

1　この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

・「就職」及び「支援」を同一の条文で用いている例

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条

2

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

【第一条関係】

・構文の例

○　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

（目的）

第一条　この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安

定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

・定義を置いている語の定義を目的規定で規定していない例

○　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

・「職業訓練を受ける」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（能力開発事業）

第六十三条

五　職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第十一条に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

・「～を容易にするための給付」

○雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

（職業転換給付金の支給）

第十八条

二　求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

【第一条及び第二条関係】

・定義を置いている語を目的規定で用いている例

○　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）

（目的）

第一条　この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（同条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）であって、次に掲げるもの（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。）をいう。

一・二　（略）

2　この法律において「特定原動機」とは、特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される装置で主務省令で定めるものをいう。

3　この法律において「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

・定義規定の用語が一つで、総則が目的規定と定義規定だけで構成されている例

○　野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付等の措置を定めることにより、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。

・国が直接実施しないものについて「実施する」としている例

○原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）

（目的）

第一条　この法律は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、使用済燃料再処理等積立金の積立て及び管理のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

○都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）

（目的）

第一条　この法律は、都市鉄道のネットワークが相当程度拡充されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の機能の高度化を図るために必要な都市鉄道施設の整備等を促進することにより都市鉄道等の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることにかんがみ、既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道利便増進事業を円滑に実施し、併せて交通結節機能の高度化を図るために必要な措置を定めることにより、都市鉄道等の利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。

【第二条関係】

・構文の例

○林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（定義）

第二条

2　この法律において「事業主」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）の組織する団体

二　造林業、育林業又は素材生産業を営む者

三　前号に掲げる者の組織する団体

四　前三号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

・「・・・者又は」＋「者でない者」の例

○　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

（先願）

第三十九条

6　発明者又は考案者でない者であつて特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利を承継しないものがした特許出願又は実

用新案登録出願は、第一項から第四項までの規定の適用については、特許出願又は実用新案登録出願でないものとみなす。

・「求職の申込み」

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（中高年齢失業者等求職手帳の発給）

第二十条

一　公共職業安定所に求職の申込みをしていること。

【第三条第一項】

・「技能及び知識の習得」と「職業能力の開発及び向上」の関係に関する例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（熟練技能等の習得の促進）

第十二条の二　事業主は、必要に応じ、労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及びこれに関する知識（以下この条において「熟練技能等」という。）に関する情報を体系的に管理し、提供することその他の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

2　（略）

・「訓練を行う者」の用例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　（略）

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　（略）

・国、独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県以外の主体が職業訓練を行う場合について規定されている例

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

第九条　事業主は、その雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

○独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）

第十一条　（略）

2～4　（略）

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・国、独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県以外の主体が職業訓練を行う場合について規定されている例

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

第九条　事業主は、その雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

○独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）

第十一条　（略）

2～4　（略）

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・略称のない計画を「第〇項の計画」として引用する用例

〇道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）

（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）

第四条　政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の債務の負担の軽減により、高速道路利便増進事業のために必要となる高速道路貸付料（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項第六号に規定する貸付料をいう。以下この条において同じ。）の額の減額を機構が行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図るため、平成二十一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日（以下「承継日」という。）において、承継日における次に掲げる機構の債務（以下「機構債務」という。）で第四項の同意（第八項の変更の同意を含む。）を得た次項の計画（以下「同意計画」という。）に定められたものを、一般会計において承継する。

一・二　（略）

2　機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行っている高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるものとする。

一～五　（略）

3～10　（略）

〇国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第百三十四号）

（国民の意見を反映した管理経営の実施）

第六条　政府は、国有林野事業を適切に実施するため、あらかじめ広く国民の意見を聴いて、国及び地域の段階で、それぞれ国有林野の管理経営に関する計画を策定し、これらを公表するものとする。

2　政府は、前項の計画において、前条第一項の方針に従った管理経営の内容を明らかにするものとする。

・「就職に必要な」の例

〇　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（地域雇用開発のための事業）

第十条　政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画（同条第八項の規定による変更の同意があつたときは、

その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。）に係る自発雇用創造地域（以下「同意自発雇用創造地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

2　（略）

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（失業の認定）

第十五条　（略）

2　（略）

3　失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

4・5　（略）

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一・二　（略）

三　国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。）

四　（略）

2　（略）

・「基礎的な技能及びこれに関する知識」の例

○　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）

（最低賃金の減額の特例）

第七条　使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

一　精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二　試の使用期間中の者

三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四　軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

・「認定をすることができる」の用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（実施計画の認定）

第二十六条の三　実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、実習併用職業訓練の実施計画（以下この節において「実施計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。

2　（略）

3　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図

るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

・「その他の○○省令で定める基準に適合するもの」の用例

○　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条　厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

○　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（生物由来製品に関する記録及び保存）

第六十八条の九　（略）

2～5　（略）

6　生物由来製品の承認取得者等は、その承認を受けた生物由来製品の一の品目のすべてを取り扱う販売業者その他の厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、第一項に規定する記録又は保存の事務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、生物由来製品の承認取得者等は、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

7・8　（略）

○　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（特定医療機器に関する記録及び保存）

第七十七条の五　（略）

2・3　（略）

4　特定医療機器の承認取得者等は、その承認を受けた特定医療機器の一の品目のすべてを取り扱う販売業者その他の厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、記録等の事務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、特定医療機器の承認取得者等は、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5・6　（略）

・「…計画に即したものであること、…その他○○省令で定める基準に適合するもの」の用例

○　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）

（農業経営の改善及び安定のための計画の認定）

第五条　基盤整備計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設（農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員（以下「参加構成員」という。）の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

（農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定）

第七条　計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

・「…計画に即して」の用例

○　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

第四十七条　認定保護増殖事業等（国の保護増殖事業、前条第二項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。）は、第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

2～4　（略）

・認定対象の名称を「認定○○」としている用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を

的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（表示等）

第二十六条の五　認定事業主は、認定実施計画に係る実習併用職業訓練（以下「認定実習併用職業訓練」という。）を実施するときは、労働者の募集の広告その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2　（略）

○　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（計画の変更等）

第六条　（略）

2　都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（改善計画の変更等）

第九条　（略）

2　都道府県知事は、認定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の変更等）

第十四条　（略）

2　（略）

3　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の認定を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　第十二条第一項の認定に係る実施計画（第一項の規定による認定又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき。

四　（略）

4　（略）

【第三条第三項関係】

・「○○大臣は、機構に～を行わせるものとする。」の例

○　計量法（平成四年法律第五十一号）

（機構が処理する事務）

第百六十八条の五　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第百二十一条の二の規定による認定に関する事務

二～七　（略）

（認定）

第百二十一条の二　特定計量証明事業（第百七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一　特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。

二　特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

三　特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

（計量器等の提出）

第百四十九条　（略）

2　経済産業大臣は、第百六十八条の三第一項又は第百六十八条の六第一項の規定により、研究所又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査を行わせることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

3・4　（略）

○　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）

（機構が処理する事務）

第六十九条の二　主務大臣（前条第二項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。次条から第六十九条の五までにおいて同じ。）は、機構に、第五十七条第一項の規定による登録に関する事務、第五十九条第一項（第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の更新に関する事務、第六十条第二項及び第六十一条（これらの規定を第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務、第六十三条の規定による登録の取消しに関する事務、第六十四条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務、第六十五条第一項の規定による登録に関する事務、同条第三項の規定による登録の取消しに関する事務、同項第三号の規定による報告徴収に関する事務、同項第四号の規定による検査に関する事務並びに第六十八条の規定による公示に関する事務（同条第六号及び第七号に係るものに限る。）を行わせるものとする。

○　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）

（立入検査）

第四十一条　（略）

2　（略）

3　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4～6　（略）

7　主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第三項の規定による立入検査を行わせるものとする。

8～12　（略）

・大臣がその指定する者に認定を行わせることとしている例

○　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）

（立入りの認定）

第二十四条　国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

一・二　（略）

2～8　（略）

（指定認定機関）

第二十五条　環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条に規定する環境大臣又は都道府県知事の事務（以下「認定関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2～6　（略）

○　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）

（工事完成後の認定）

第八条　第四条の規定により建造又は改造の許可を受けた者は、その許可に係る動力漁船がしゆん工し、又は改造工事が完成したときは、当該漁船につき、同条第三項第三号から第八号までに掲げる事項に係る許可の要件及び性能の基準と一致しているかどうかについて、農林水産省令又は都道府県規則の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、計画総トン数五トン未満の動力漁船については、この限りでない。

（指定認定機関）

第九条　農林水産大臣又は都道府県知事は、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条の規定による認定（以下「認定」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2　（略）

【第四条関係】

・「実施に関する計画」の例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

・大臣等による実施計画・方針等の作成の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業訓練の実施に関する計画）

第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

・国以外の者が実施主体となる事業について計画を定める例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

○　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

（作成）

第四条の二　農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3　土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

4　農林水産大臣は、第一項の規定により土地改良長期計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県

知事の意見をきかなければならない。

5　農林水産大臣は、土地改良長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。

○　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）

（生態系維持回復事業計画）

第三十条の二　環境大臣及び生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）を行おうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、中央環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2　生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　生態系維持回復事業の目標

二　生態系維持回復事業を行う区域

三　生態系維持回復事業の内容

四　前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

5　第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

（生態系維持回復事業の実施）

第三十条の三　（略）

2　（略）

3　国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4～9　（略）

・「○○計画を定めるに当たっては、関係行政機関の長…の意見を聴くものとする。」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業能力開発基本計画）

第五条　（略）
2～4　（略）
5　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。
6・7　（略）

・「関係行政機関の長その他の関係者」の例
○　統計法（平成十九年法律第五十三号）
（資料の提出及び説明の要求）
第五十六条　総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

【第五条関係】
・「奨励するため」の例
○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
（事業主等に対する助成等）
第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）
（職業訓練の実施）
第八条　国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。
2　国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

○　日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）

（事業）
第八条　日本学士院は、次の事業を行う。
一　学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞
二　会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行
三　その他学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行うことを適当とするもの

・「～に対して、必要な助成…を行う」の例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
第六十二条　政府は、被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。
一　景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。
二　離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十六条第一項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。
三　定年の引上げ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条に規定する継続雇用制度の導入等により高年齢者の雇用を延長し、又は同法第二条第二項に規定する高年齢者等（以下この号において単に「高年齢者等」という。）に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。
四　雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主その他雇用に関する状況を改善する必要がある地域における労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。
五　（略）

・「助成を行う」の例
○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
（中央協会に対する助成）
第七十六条　国は、中央協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

（都道府県協会に対する助成）
第八十七条　都道府県は、都道府県協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。
2　国は、前項に規定する助成を行う都道府県に対して、これに要する経費について補助することができる。

○　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）
（地方公共団体の出資等）
第二十一条　（略）
2　関係地方公共団体は、同意特定鉄道の整備を促進するため必要があると認めるときは、特定鉄道事業者に対して補助、貸付けその他の助成を行うことができる。
3　（略）

・「予算の範囲内において～助成…できる」の用例

○　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）
（防音構造化の促進等）
第十三条　（略）
2　道路管理者は、特定住宅の所有者が、当該特定住宅を、前項の制限が定められた区域外に移転し、又は除却する場合には、当該特定住宅の所有者及び当該特定住宅に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却に関し、必要な助成措置を講ずることができる。
3　（略）

○　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）
（移転の補償等）
第五条　（略）
2　（略）
3　国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

・使途を特定しない金銭について「予算の範囲内」で交付するとしている例

○　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）

（労働保険事務組合に対する報奨金）
第二十三条　政府は、当分の間、政令で定めるところにより、徴収法第三十三条第一項の委託に基づき同条第三項の労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労働保険事務組合に対して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

○　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）
（奨励金等）
第十一条　政府は、核原料物質の開発に寄与する者に対し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。
（奨励金等）
第十九条　政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明に関し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。

・雇用保険事業に係る交付金等について「予算の範囲内において」を用いている例
○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）
（交付金）
第二十三条　国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用安定事業等関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

○　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）
（交付金）
第三十五条　国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

【第六条関係】
・認定主体が認定先に対して助言及び指導を行う例
○　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）
（認定基準等）
第六条　所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
一～六　（略）

2～7　（略）

（助言及び指導）

第十五条　所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

○　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）

（認定の基準）

第三条　都道府県知事は、前条第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一～八　（略）

第七条　地方公共団体は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

○　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）

（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例）

第十六条　一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けた食鳥処理業者（以下「認定小規模食鳥処理業者」という。）は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3～8　（略）

9　都道府県知事は、認定小規模食鳥処理業者に対し、第五項の確認の適正な実施のため必要な技術的な指導及び助言を行うものとする。

・法人が助言、指導等を行うこととされている例

○　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）

（承継銀行の経営管理）

第三十条　（略）

2　（略）

3　機構は、承継銀行に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。

4　（略）

○ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（連合会の業務）

第百七十六条　連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一　（略）

二　指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言

2　連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、介護保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一～三　（略）

○ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）

（民間都市機構の行う拠点施設整備事業支援業務）

第十五条　民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による拠点施設整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一　（略）

二　認定事業者に対し、必要な助言、あっせんその他の援助を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2・3　（略）

・「効果的な実施」の例

○ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）

（国等の援助等）

第八条　国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　（略）

○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）

（国等の援助等）

第十二条　国及び地方公共団体は、活性化計画に基づく事業等を実施する者に対し、当該事業等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　（略）

㊁　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

（国等の援助等）

第七条　国及び地方公共団体は、基本計画に基づき実施される活用行事及び特定事業等（以下「計画活用行事等」という。）の実施主体に対し、計画活用行事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2・3　（略）

・「必要な指導及び助言」の例

○　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（指導及び助言）

第四十八条の二　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

○　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）

（指導及び助言）

第十二条　国は、認定商店街活性化事業者又は認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）

（指導及び助言）

第十六条　国は、認定農商工等連携事業者又は認定農商工等連携支援事業者に対し、当該認定農商工等連携事業又は認定農商工等連携支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（指導及び助言）

第十一条　国及び都道府県は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者並びに認定中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（指導及び助言）

第十六条　厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

・「機構は～行うものとする。」の例（作用法において）

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

第五条　機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であって、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行うものとする。

2・3　（略）

○　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）

（特定先端大型研究施設の設置者の業務）

第五条　（略）

2　日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

○　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

（機構による優先出資の引受け等）

第百一条　機構は、前条第三項の規定による決定がされたときは、当該決定に従い、優先出資の引受け等を行うものとする。

2　（略）

○　畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）

（買入れ）

第七条　（略）

2～4　（略）

5　機構は、指定乳製品又は指定食肉の買入れについては、第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項の規定による買入れを優先的に行うものとする。

・現行の独立行政法人雇用・能力開発機構の事務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。

二　厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。

三　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。

四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

五　建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させる

ための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。

六　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項（厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。）及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

八　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。

九　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　勤労者財産形成促進法第九条第一項及び第十条の三に規定する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・現行の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の事務

○　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業として行うものとする。

・独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案附則第十三条（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務関係部分）

附　則

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

第十一条第二項中「から第四号まで」の下に「及び第七号」を、「雇用安定事業」の下に「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」を加え、同条に次の二項を加える。

3　機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者

の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

第十一条を第十四条とする。

【第七条関係】

・「・・・が～することを支援するための給付」との構成となっている名称の例

○母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

（母子家庭自立支援給付金）

第三十一条　都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

一～三　（略）

・本人向け給付で「～支援給付」との名称となっている例

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（自立支援給付）

第六条　自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給とする。

・給付金の種類が一つで、「国は、・・・給付（金）を支給する。」としている例

○　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）

（特別障害給付金の支給）

第三条　国は、特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。

・「その属する世帯の他の世帯員の所得の状況・・・その他の事情を勘案して～令で定める基準に該当する場合に」

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（支給認定等）

第五十四条　市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。

・「～を限度として支給する。」

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（支給の期間及び日数）

第二十条　基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。）内の失業している日について、第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

一～三　（略）

・限度期間が政省令で規定されている例

○　公害健康被害の補償等に関する法律

（昭和四十八年十月五日法律第百十一号）

（遺族補償費の支給）

第二十九条　都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、死亡した被認定者の遺族の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、遺族補償費を支給する。

2　（略）

3　遺族補償費の支給は、政令で定める期間を限度として行なう。

4・5　（略）

・給付額が省令で規定されている例

○　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

附則

（障害前払一時金及び遺族前払一時金）

第五条　協会は、当分の間、第八十七条の規定に基づく障害年金を受けることができる者（同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を障害前払一時金としてその者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額に障害の程度に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た額を限度とする。

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2・3　（略）

4　技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。

5　（略）

・「○○が、・・・ときは、～は、支給しない。」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（就業促進手当）

第五十六条の二　（略）

2　受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。）が、前項第一号ロ又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。

3～5　（略）

・「～の日の○年前の日から～の日の前日までに」

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（特別遺族一時金）

第六十二条

一　死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあっては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあっては改正法の施行の日において、死亡労働者等が改正法の施

行の日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において、特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

・「～の期間の初日」

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

（介護休業の申出）

第十一条

4　第一項ただし書及び第二項（第二号を除く。）の規定は、期間を定めて雇用される者であって、その締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日（第十三条において準用する第七条第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日）とする介護休業をしているものが、当該介護休業に係る対象家族について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

【第八条関係】

・不正受給の場合に給付制限を行っている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付制限）

第三十四条　偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格に基づく基本手当を支給する。

3　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなつた場合においても、第二十二条第三項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

・「以後において・・・新たに」

○駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）

（就職指導等）

第十条の二

四　当該離職の日以後において新たに安定した職業についたことのないこと。

【第九条関係】

・不正受給の場合に不正により受給した額の返還命令、当該額の二倍に相当する額以下の納付命令を設けている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　徴収法第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

・附帯事業において、不正受給の場合に返還命令、納付命令を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府

は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。

3・4　（略）

【第十条関係】

・受給権の保護を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（受給権の保護）

第十一条　失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

○　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

（譲渡等の禁止）

第二十一条　職業転換給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

【第十一条関係】

・公課の禁止を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（公課の禁止）

第十二条　租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

○　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

（公課の禁止）

第二十二条　租税その他の公課は、職業転換給付金（事業主に対して支給するものを除く。）を標準として、課することができない。

【第十二条第一項関係】

・構文の例

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）
第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。
一～四　（略）
2　（略）

・「就職」、「支援」を規定している例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
附　則
（給付日数の延長に関する暫定措置）
第五条　受給資格に係る離職の日が平成二十四年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。
一　（略）
二　前号に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者
2～4　（略）

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）
第三十条　（略）
2　都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。
三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「～作成するものとする。」
○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）
第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。
一～四　（略）
2・3　（略）

・「公共職業安定所が行う・・・職業指導」
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（給付日数を延長した場合の給付制限）
第二十九条　訓練延長給付（第二十四条第二項の規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ。）、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

【第十三条関係】
・就職への努力を規定している例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（就職への努力）
第十条の二　求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

【第十四条関係】
・時効を規定している例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（時効）
第七十四条　失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

【第十五条関係】

・附帯事業において、報告徴収に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　（略）

2・3　（略）

4　政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関して必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者（同項の規定に該当すると認められる者を含む。）又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

（報告等）

第十二条　都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

・雇用保険法における報告徴収に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（報告等）

第七十六条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3・4　（略）

第七十七条　行政庁は、被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

・「～又は・・・若しくは～に対し」

（事業主等に対する報告の徴収等）
第七十三条　厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合若しくは労災保険法第三十五条第一項に規定する団体（以下「労働保険事務組合等」という。）に対し、報告、文書の提出又は出頭を求めることができる。

・金融機関等に対し、報告を求めることができるとする規定を設けている例
○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）
（資料の提供等）
第十二条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）
（資料の提供等）
第百十三条の二　市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

・報告徴収規定及び立入検査規定において「○○である者」及び「○○であった者」の双方を対象としている例
○　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）
（報告及び検査）
第五十四条　（略）
2・3　（略）
4　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
5　（略）
6　第一項又は前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7　第一項又は第三項から第五項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（報告等）

第百十五条の二十七　市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（報告等）

第四十八条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4　（略）

・「機構（独立行政法人）は、～報告（若しくは文書の提出）を求めることができる。」の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（特別事業主に対する報告の徴収等）

第五十条の六　機構（※）は、特別拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（※：独立行政法人環境再生保全機構）

○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）

（報告等）

第三十八条　機構は、業務の執行に必要な限度において、退職金共済契約の共済契約者又は被共済者に対して、報告又は文書の提出を求めることができる。

（保険医療機関等に対する報告の徴収等）

第五十五条　機構は、第十三条第一項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　第五十条の六第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3　機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。

（公務所等への照会）

第八十一条　厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（事業主等に対する援助等）

第四十九条　国は、高年齢者等（厚生労働省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高年齢者等職業安定対策基本方針に従い、事業主、労働者その他の関係者に対し、次に掲げる措置その他の援助等の措置を講ずることができる。

一　定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（次項において「機構」という。）に行わせるものとする。

3　機構は、第一項第一号に掲げる措置の実施に関する事務を行う場合において当該事務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）

（資料の提出等）

第五十二条　（略）

2　機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二イに規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人（第八十二条第一項において「事業主等」という。）に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

【第十六条関係】

・附帯事業において、立入検査に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（立入検査）

第十三条　労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　労働基準監督署長は、第七条の確認をするため必要があると認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3　前二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

・「大臣は、…当該職員に」の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（事業主等に対する報告の徴収等）

第七十三条　（略）

2　厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、当該職員に、労災保険の保険関係が成立している

事業の事業場又は労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4　（略）

○　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）

（立入検査）

第百十八条　内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、当該職員に郵便貯金銀行（郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣又は総務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に郵便貯金銀行の子法人等若しくは郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、郵便貯金銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3～6　（略）

・「帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（特別事業主に対する報告の徴収等）

第五十条の六　機構は、特別拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2・3　（略）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（立入検査）

第七十九条　行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の

事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2・3　（略）

・独立行政法人に立入検査を委任している例

○薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（機構による立入検査等の実施）

第六十九条の二　厚生労働大臣は、機構に、前条第一項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第三項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2　機構は、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3　第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

4　前項に規定する機構の職員は、第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）

（立入検査等）

第三十七条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定適合性評価機関に対し、その認定に係る事業に関し報告をさせ、又はその職員に、認定適合性評価機関の営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る事業の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　（略）

3　前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

5　主務大臣は、前項の規定により機構に立入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

6　機構は、前項の指示に従って第四項に規定する立入検査又は質問を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

7　第四項の規定により立入検査又は質問をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

・法人が大臣に代わって立入検査を行う場合に、証明書の携帯及び提示に関する規定を準用している例

○　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）

（立入検査）

第三十六条　行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等（金融機関代理業者を含む。）の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4・5　（略）

6　行政庁は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（第三章及び第四章の規定による手続が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

○　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

（立入検査）

第百三十七条　内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等（金融機関代理業者を含む。）の営業所（信用金庫等にあつては、事務所）その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等の子会社又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければ

ならない。

4・5　（略）

6　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

一～三　（略）

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

【第十七条関係】

・個別法に規定する事業を、雇用保険法の附帯事業と位置付けている例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（雇用保険法との関係）

第九十六条　国による公共職業能力開発施設（障害者職業能力開発校を除く。）及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第十五条の二第一項及び第二項（障害者職業能力開発校に係る部分を除く。）、第十五条の三、第七十六条及び第八十七条第二項の規定による助成等は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条に規定する能力開発事業として行う。

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（労働者災害補償保険法との関係）

第九条　この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。

【第十八条関係】

・特例で、定義規定を読み替えている例

○　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

（船員に関する特例）

第六十条　（略）

2　船員等に関しては、第二条第三号から第五号まで、第五条第二項、第三項第二号及び第四項、第六条第一項第二号（第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項において準用する場合を含む。）及び第三項、第七条（第十三条において準用する場合を含む。）、第八条第二項及び第三項（第十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第二項第一号及

び第三項、第九条の二第一項、第十一条第二項第一号及び第二号ロ並びに第三項、第十二条第三項、第十五条第三項第一号及び第四項、第十六条の二第一項及び第二項、第十六条の五第一項及び第二項、第十九条第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号（これらの規定を第二十条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十九条第五項、第二十条第二項、第二十一条第一項第三号及び第二項、第二十三条、第二十九条、第五十七条、第五十八条並びに前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第五条第二項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により休業した」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第二項の規定により作業に従事しなかった」と、第九条第二項第三号、第十五条第三項第二号及び第十九条第四項第三号中「労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第九条の二第一項中「労働基準法第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定により作業に従事しなかった」と、第二十三条第二項中「労働基準法第三十二条の三」の規定により労働させること」とあるのは「短期間の航海を行う船舶に乗り組ませること」と、同項及び第二十四条第一項中「始業時刻変更等の措置」とあるのは「短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置」と、同項第三号中「制度、第六章の規定による所定外労働の制限に関する制度」とあるのは「制度」と、第二十八条及び第五十五条から第五十八条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「第五十二条の二中「第二章から第八章まで」とあるのは「第二章から第五章まで、第八章」と、第五十二条の三中「から第五十二条の六まで」とあるのは「、第五十二条の五及び第六十条第三項」と、第五十二条の四第一項、第五十二条の五第一項及び第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、同項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、第五十六条の二中「第十六条の六第一項、第十六条の八第一項、第十六条の九、第十七条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二」とあるのは「第十六条の六第一項」と、第五十七条中「第十六条の五第一項、第十六条の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号、第十七条第一項第二号（これらの規定を第十八条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十六条の五第一項」と、「、第二十三条並びに第三十九条第一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」とする。

（定義）

第二条　この法律（第一号に掲げる用語にあっては、第九条の三を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　要介護状態　負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、厚生労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。

四　対象家族　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母及び

子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。

五　家族　対象家族その他厚生労働省令で定める親族をいう。

・読替規定で「（・・・を含む。以下同じ。）」と読み替えている例

○　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）

附　則　（平成一九年四月二三日法律第三〇号）

第百十三条　前条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金の支給に要する費用に関する第七条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「事業」とあるのは「事業（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百十二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金を支給する事業（以下「給付金支給事業」という。）を含む。）」と、同法第十二条第二項中「及び社会復帰促進等事業」とあるのは「及び社会復帰促進等事業（給付金支給事業を含む。以下同じ。）」とする。

【第十九条関係】

・権限の委任に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（権限の委任）

第八十一条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

【第二十条関係】

・厚生労働省令への委任に係る規定

（厚生労働省令への委任）

第八十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

【第二十一条関係】

・雇用保険法の個人（被保険者、受給資格者等）に対する罰則規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第八十五条　被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各

号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一　第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合
二　第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合
三　第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

・附帯事業において、罰則を設けている例
○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
第十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一　第八条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
二　第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
三　第十三条第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

【第二十二条関係】
・独立行政法人が行う立入検査等に係る罰則を規定している例
第八十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一～八　（略）
九　第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による立入検査（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）若しくは第六十九条第三項の規定による収去（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による質問（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
十～十二　（略）

【附則第二条関係】
・　施策の在り方に係る検討規定の例

○　児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号）

附則（平成二二年六月二日法律第四〇号）　抄

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年五月二十六日法律第三十号）

附則（平成一九年一二月五日法律第一二五号）　抄

（検討）

第九条

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（検討）

第三条　（略）

2　（略）

3　政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

附　則　（平成一四年法律第一一九号）

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行の状況を勘案し、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点から、母子家庭等の児童の親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附則第三条第一項関係】

・「認定（及びこれに関し必要な）手続その他の行為は、…施行（日）前においても、…する（行う）ことができる。」の例

○電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）

附　則

第一条　（略）

2　この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。）第二十四条の二第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても、新法の例によりすることができる。

3　（略）

○建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）

附　則

（準備行為）

第二条　（略）

2　新基準法第二十条又は同条に基づく命令の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第六十八条の二十六の規定の例により行うことができる。

○介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）

第十七条　前三条に規定するもののほか、介護保険法及びこの法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、介護保険法第二十七条又は同法第三十二条の規定による要介護認定又は要支援認定の手続、同法第七十条の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の手続、同法第七十九条の規定による同法第四十六条第一項の指定の手続、同法第八十六条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の手続、同法第九十四条の規定による開設の許可の手続、同法第百七条の規定による同法第四十八条第一項第三号の指定の手続、同法第百十七条の規定による市町村介護保険事業計画の策定の準備、同法第百十八条の規定による都道府県介護保険事業支援計画の策定の準備、同法第百八十条の規定による介護給付費審査委員会の委員の委嘱の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

・法人が準備行為を行う例

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）

附　則

（準備行為）

第二条　機構は、この法律の施行の日前においても、被害回復分配金支払業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

○総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

附　則

（準備行為）

第二条　支援センターは、その成立後、第三十条の規定の施行前においても、同条に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）

附　則

（協会の準備行為に関する経過措置）

第十九条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、協会が管掌する船員保険の事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

【附則第三条第二項関係】

・「機構が～を行う場合における…法の適用については、」の例

○　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）

（預金保険法の特例）

第五十七条　第五十一条第一項の規定により預金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号。以下「機構法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務（機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。）を」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第百五十一条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。）」と、同法第百四十七条第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項（機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、同法第百五十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務」と、同条第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項（機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

【附則第四条関係】

・「施行前においても、～を定めることができる。」の例

・動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）

附　則

（施行前の準備）

第二条　環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

2　環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

（漁港漁場整備基本方針に関する経過措置）

第二条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の漁港漁場整備法（以下「新法」という。）第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の二第一項から第三項までの規定の例により、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めることができる。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第六条の二第一項及び第二項の規定により定められた漁港漁場整備基本方針とみなす。

○「施行日において～計画とみなす。」の例

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

第三条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、新法第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の三第一項から第四項までの規定の例により、漁港漁場整備事業に関する長期の計画の案を定め、閣議の決定を求めることができる。この場合において、同条第一項中「漁港漁場整備基本方針」とあるのは、「漁港法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」と読み替えるものとする。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業に関する長期の計画は、施行日において新法第六条の三第一項から第三項までの規定により定められた漁港漁場整備長期計画とみなす。

【附則五条関係】

・「就職」と「支援」を一つの条文で用いている例

○母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

（寡婦就業支援事業等）

第三十五条　（略）

2　（略）

三　寡婦及び事業主に対し、雇用情報の提供その他寡婦の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「奨励するため」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）抄

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

・「～に対して、必要な助成…を行う」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）抄

第六十二条　政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一　景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二～四　（略）

・業務規定以外で「給付を支給すること。」としている例

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（事業主等に対する援助等）

第四十九条

一　定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

・複数の項において「〇〇給付」と規定されている場合の、他の条での当該給付の引用の仕方の例

〇　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（特別遺族弔慰金等の支給）

第二十条　次に掲げる者の遺族（第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。）に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。

（特別遺族給付金）

第五十九条　厚生労働大臣は、この節に定めるところにより、死亡労働者等の遺族であって、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給する。

2　前項の特別遺族給付金（以下「特別遺族給付金」という。）は、特別遺族年金又は特別遺族一時金とする。

3　特別遺族年金の額は、労災保険法の規定による遺族補償年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて政令で定める額とする。

4　特別遺族一時金の額は、労災保険法の規定による遺族補償一時金の額等を勘案し、第六十二条各号の区分に応じて政令で定める額とする。

5　特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から六年を経過したとき（第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあっては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあっては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、六年を経過したとき）は、することができない。

・「未施行の法律を引用している例」

〇消費者庁設置法案（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）として成立・施行）抄

（所掌事務）

第四条　消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　消費者安全法（平成二十年法律第▼▼▼号）の規定による消費者安全の確保に関すること。

五～二十七　（略）

・「・・・項に規定する～給付」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則

第十四条　国庫は、平成二十一年度における第六十六条第一項に規定する求職者給付及び雇用継続給付並びに第六十七条に規定する求職者給付に要する費用の一部に充てるため、前条第一項に規定する額のほか、三千五百億円を負担する。

・「個別法において独立行政法人への委任を規定している例」

○地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）抄

（地域雇用開発のための助成及び援助）

第七条　政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第七項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項の助成及び援助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

○中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）抄

（雇用安定事業等としての助成及び援助）

第七条　政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする。

一～五　（略）

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

・他法に規定された納付金に係る国庫負担について規定している例

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第七十条　国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（第七十三条第一項及び第百四条において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十四を負担する。

一　被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の三第一項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額

二　前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）

2　（略）

・「・・・に規定する〇〇給付に要する費用」の例

〇　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令　抄

（平成二十一年政令第二百九十六号）

（平成十九年改正法附則第四十条第一項の規定により労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担する交付金等）

第四十七条

3　労働者災害補償保険の管掌者たる政府は、毎年度において平成十九年改正法附則第四十条第一項の規定により協会に交付した額が当該年度において協会が要した同項に規定する保険給付に要する費用及び保険給付事業の事務の執行に要する費用の額に満たないときは、その満たない額を翌々年度までに協会に交付するものとする。

・「「一部の事業」に要する費用及び（並びに）「事業全体」の事務の執行に要する費用」の例

〇　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（保険料率）

第百六十条　（略）

3　（略）

三　保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

【附則第六条関係】

・国庫負担に関する経過措置の規定の例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成六年法律第五十七号）

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第十六条　新雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

【附則第七条関係】

・「費用（：・の事務の執行に要する費用を除く。）」の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（基金）

第三十一条　機構は、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

【附則第十一条関係】

・作用法の制定又は一部改正に伴い、各府省設置法に当該府省の所掌事務を追加する改正を行っている例

○　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）

附　則

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第九条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。

（略）

○　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）

附　則

（法務省設置法の一部改正）

第八条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

（略）

○　通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号）

附　則

（国土交通省設置法の一部改正）

第十六条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「、通訳案内業」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

（略）

・省の所掌事務規定において、個別法に規定されている固有名詞を、法律上の根拠を明示せずに引用している例

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（所掌事務）

第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六十二　（略）

六十三　公共職業訓練に関すること。

六十四　技能検定に関すること。

六十五～百十一　（略）

2　（略）

【附則第十二条関係】

・未成立の法律の一部改正を行っている例

○　防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）

附　則

（ねんきん事業機構法の一部改正）

第六十八条　ねんきん事業機構法（平成十八年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条のうち、国家公務員共済組合法第三条第二項第三号の改正規定中「第三条第二項第二号」に、「三　厚生労働省」を「二　厚生労働省」に改め、同法第八条第一項の改正規定中「、第三号ロ」及び「第三条第二項第二号ロ又は第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、」に、「、社会保険庁長官」を「それぞれ社会保険庁長官又は」に改める。

附則第十八条第一項中「第三条第二項第三号ロ」を「第三条第二項第二号ロ」に改める。

※　ねんきん事業機構法案は、最終的に廃案となった。

○　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）

（信託法の一部改正）

第二百四十六条　信託法（平成十八年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第二百四十七条中「及び支店又は従たる事務所の所在地」を「の所在地（外国法人にあっては、各事務所の所在地）」に改める。

※　信託法は、平成十八年法律第百八号として公布された。

○　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）

附　則

（信託業法の一部改正）

第百三十二条　信託業法（平成十六年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「以上の数の議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

第十一条第九項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第九十一条第九項中「社債等の振替に関する法律第百二十九条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

※　信託業法は、平成十六年法律第百五十四号として公布された。

【附則第十三条関係】

・「第〇条の規定によりその規定の例によることとされた第△条」の用例

〇　弁護士法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）

附　則

（弁護士の資格の特例に関する経過措置）

第三条　（略）

2　前項に規定するもののほか、この法律の施行の日前に旧法第六条第一項第二号に規定する職に在った者（この法律による改正後の弁護士法（以下「新法」という。）第五条各号のいずれかに該当する者及び新法第六条に規定する者を除く。）の弁護士となる資格については、なお従前の例による。この場合において、旧法第六条第一項中「次に掲げる者」とあるのは「法務大臣が、弁護士法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）による改正後の弁護士法第五条から第五条の六までの規定の例により、第二号に該当し、その後に弁護士業務について研修の課程を修了したと認定した者」と、同項第二号中「通算して五年以上となる者」とあるのは「平成二十年三月三十一日までに通算して五年以上になること。」とする。

3　（略）

（罰則）

第四条　前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる読み替えられた旧法第六条第一項の規定によりその規定の例によることとされた新法第五条の二第一項の規定による申請において、前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる読み替えられた旧法第六条第一項第二号に規定する職に在った期間その他の重要な事項につき虚偽の申請をして、法務大臣に同項の認定をさせた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　（略）

〇　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）

附　則

（特例退職年金の支給）

第三十八条　（略）

2・3　（略）

4　昭和六十年農林共済改正法附則第五十条第一項の規定により年金額が算定されていた退職年金の受給権者に対して支給する特例退職年金の額は、第二項の規定にかかわらず、附則第三十一条第二項の規定の例により算定した額とする。

5　前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当

該控除した額を特例退職年金の額とする。

一　施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額（昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）

二　施行日以後における退職年金の額（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除した額）

6～10　（略）

雇用保険法の目的規定の体系について

＜現行の雇用保険法の目的規定＞

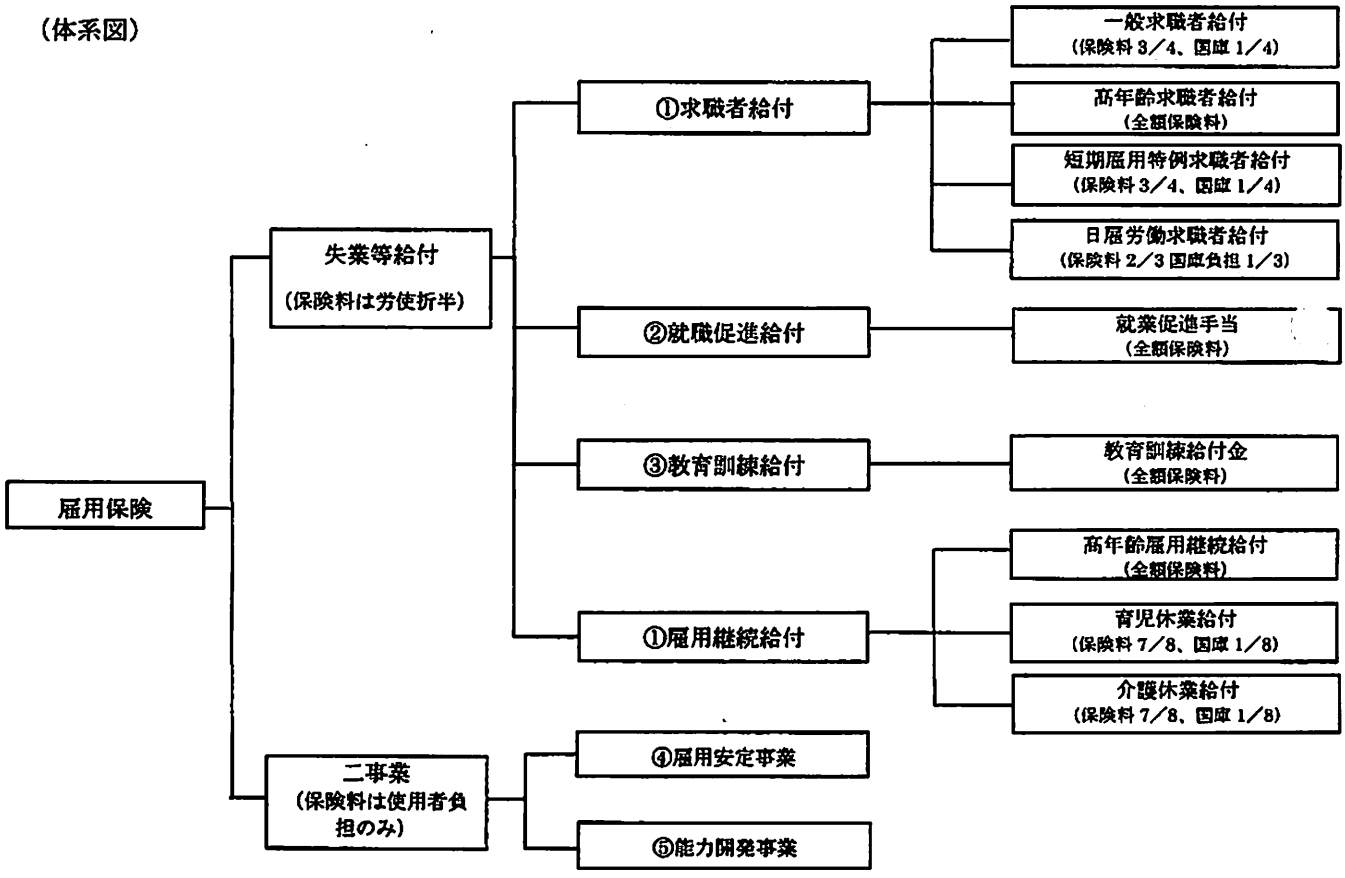
（現行の目的規定）

雇用保険は、①労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、②労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、③求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、④失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、⑤労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

＜目的規定と各種給付との関係＞

① 求職者給付及び雇用継続給付を規定
② 教育訓練給付を規定
③ 就職促進給付を規定
④ 雇用安定事業を規定
⑤ 能力開発事業を規定

（体系図）



（注）当分の間国庫負担割合は、本来の負担の５５％に引き下げられている。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　認定特定求職者職業訓練（第三条―第六条）
第三章　求職者訓練受講支援給付（第七条―第十一条）
第四章　特定求職者に対する就職の支援等（第十二条・第十三条）
第五章　雑則（第十四条―第二十条）
第六章　罰則（第二十一条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付を支給すること等により、その就職を支援し、もつて特定求職者の雇用の安定を図ることを

目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、労働の意思及び能力を有している者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者を除く。）であって、公共職業安定所に求職の申込みをしているものをいう。

第三章　認定特定求職者職業訓練

（認定特定求職者職業訓練）

第三条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次条の計画に即したものであること、特定求職者の就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得による職業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練であることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）が同項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は当該認定特定求職者職業訓練を行う者が

当該認定特定求職者職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定特定求職者職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務及び前項の規定による認定の取消しに関する事務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画）

第四条　厚生労働大臣は、毎年、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴いて、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画を定めるものとする。

（認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するため、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、認定特定求職者職業訓練の効果的な実施に関し

必要な指導及び助言を行うものとする。

第二章　求職者訓練受講支援給付

（求職者訓練受講支援給付の支給）

第七条　国は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の指示した認定特定求職者職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、当該特定求職者又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する場合に、厚生労働省令で定める期間を限度として、求職者訓練受講支援給付を支給する。

2　求職者訓練受講支援給付の額は、厚生労働省令で定める。

3　特定求職者について、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の開始の日の六年前の日から当該開始の日の前日までに認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等（当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けた期間について求職者訓練受講支援給付の支給を受けたことがあるものに限る。）を受けた期間の初日があるときは、第二項の規定にかかわらず、求職者訓練受講支援給付は、支給しない。た

だし、当該特定求職者の就職の支援のために特に必要がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（給付制限）

第八条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした者には、求職者訓練受講支援給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後において公共職業安定所長が新たに指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、求職者訓練受講支援給付を支給する。

3　特定求職者が第一項の規定により求職者訓練受講支援給付を支給されないこととなった場合においても、前条第三項の規定の適用については、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けた期間について求職者訓練受講支援給付の支給があったものとみなす。

（返還命令等）

第九条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者訓練受講支援給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、認定特定求職者職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその求職者訓練受講支援給付が支給されたものであるときは、政府は、当該認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、その求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による求職者訓練受講支援給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（受給権の保護）

第十条　求職者訓練受講支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができな

い。

（公課の禁止）

第十一条　租税その他の公課は、求職者訓練受講支援給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　特定求職者に対する就職の支援等

（就職支援計画の作成）

第十二条　公共職業安定所長は、その指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者の就職を支援するための計画（次項において「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

2　就職支援計画には、公共職業安定所が特定求職者に対して行う職業指導、情報の提供その他厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

（就職への努力）

第十三条　公共職業安定所長の指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者は

、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第九条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告等）

第十五条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練を行う者又は認定特定求職者職業訓練を行う者であった者（以下「認定特定求職者職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、公共職業安定所長の指示した認定特定求職者職業訓練若しくは公共職業訓練等を受けている特定求職者又は公共職業安定所長の指示した認定特定求職者職業訓練若しくは公共職業訓練等を受けていた特定求職者（以下「特定求職者等」という。）に対して、この法律の施行

に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　厚生労働大臣は、求職者訓練受講支援給付の支給に関し必要があると認めるときは、特定求職者又はその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に報告を求めることができる。

4　機構は、第三条第一項若しくは第二項又は第六条に規定する業務に関し必要があると認めるときは、認定特定求職者職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告又は文書の提出を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定特定求職者職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査又は質問（認定特定求職者職業訓練が第三条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する立入検査又は質問をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（雇用保険法との関係）

第十七条　第五条の規定による認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成及び第七条の規定による求職者訓練受講支援給付の支給は、雇用保険法第六十四条に規定する就職支援事業として行う。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十八条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）」と、第七条第一項、第八条第二項及び第十二条第一項中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」と、同条第二項中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第十三条及び第十五条第二項中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局の長」とする。

（権限の委任）

第十九条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第二十条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省

令で定める。

第六章　罰則

第二十一条　認定特定求職者職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十五条第四項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

三　第十六条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合

第二十二条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十六条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合

第二十三条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十一条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条　第二条第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第三項の規定の例により行うことができる。

第四条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第四条の規定の例により、同条の計画を定めることができる。

2　前項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日において第四条の規定により定められた計画

とみなす。

（雇用保険法の一部改正）

第五条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第三条中「及び能力開発事業」を「、能力開発事業及び就職支援事業」に改める。

第六十四条を次のように改める。

（就職支援事業）

第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条第一項に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する求職者訓練受講支援給付を支給することその他求職者の就職に必要な能力の開発及び向上のために必要な事業であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」の下に「及び就職支援事業」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する求職者訓練受講支援給付に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「（就職支援事業を含む。）」を加える。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに第六十四条第一項の規定により行う助成及び給付に充てられた額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項第二号イ中「及び能力開発事業費」を「、能力開発事業費及び就職支援事業費」に改める。

第百二条第二項中「雇用継続給付」の下に「、就職支援事業」を加える。

第百二条第三項中「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「及び就職支援事業費」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を

加え、「又は同法第六十三条の能力開発事業」を「、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の就職支援事業」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　認定特定求職者職業訓練に関すること。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十三号の二」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　認定特定求職者職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十二年法律第　　号）第三条第二項に規定する認定特定求職者職業訓練をいう。）の認定並びに同法第六条に規定する指導及び助言を行うこと。

第十四条第二項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に、「又は」を「、」に改め、「能力開発事業」の下に「又は同法第六十四条の規定による就職支援事業」を加える。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「「第七号」を「「第八号」に、「第六十三条の規定による能力開発事業」を「第六十四条の規定による就職支援事業」に、「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（政令への委任）

第十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

平成23年1月

目　次

○雇用保険法（附則第五条関係）……1
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（附則第七条関係）……3
○特別会計に関する法律（附則第八条関係）……4
○住民基本台帳法（附則第九条関係）……6
○厚生労働省設置法（附則第十条関係）……7
○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（附則第十一条関係）……8

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（雇用保険事業） 第三条　雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業、能力開発事業及び就職支援事業を行うことができる。	（雇用保険事業） 第三条　雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。
（就職支援事業） 第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条第一項に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項に規定する求職者訓練受講支援給付を支給することその他求職者の就職に必要な能力の開発及び向上のために必要な事業であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。	第六十四条　削除
2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に掲げる事業の一部を独立	

行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によって、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び就職支援事業に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する求職者訓練受講支援給付に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付（就職支援事業を含む。）に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によって、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

○　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに第六十四条第一項の規定により行う助成及び給付に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）

◎　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（歳入及び歳出） 第九十九条　（略） 2　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　（略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び就職支援事業費 ロ～チ　（略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付、就職支援事業及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当	（歳入及び歳出） 第九十九条　（略） 2　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　（略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費及び能力開発事業費 ロ～チ　（略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 2　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当

歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（同条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費及び就職支援事業費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費及び就職支援事業費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

○　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（法第三十条の七関係）			別表第一（法第三十条の七関係）		
提供を受ける国の機関又は法人	事務		提供を受ける国の機関又は法人	事務	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
七十　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の就職支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）	七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十三の二　認定特定求職者職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十三号の二、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）	（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）

○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　認定特定求職者職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第三条第二項に規定する認定特定求職者職業訓練をいう。）の認定並びに同法第六条に規定する指導及び助言を行うこと。 九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による就職支援事業として行うものとする。	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

3・4　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～三　（略）

四　職業能力開発業務

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　（略）

附　則

（業務の特例）

第五条　（略）

2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第八号」とあるのは「第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十四条の規定による就職支援事業」とあるのは「、同法第六十四条の規定による就職支援事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第

三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とする。

及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とする。

【読替表】

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十八条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十八条の規定による読み替えられた同法第二条、第七条第一項、第八条第二項、第十二条、第十三条及び第十五条第二項・・・

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十八条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十八条の規定による読み替えられた同法第二条、第七条第一項、第八条第二項、第十二条、第十三条及び第十五条第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、労働の意思及び能力を有している者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者を除く。）であって、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下同じ。）に求職の申込みをしているものをいう。	（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、労働の意思及び能力を有している者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者を除く。）であって、公共職業安定所に求職の申込みをしているものをいう。
（求職者訓練受講支援給付の支給） 第七条　国は、厚生労働省令で定めるところにより、地方運輸局の長の指示した認定特定求職者職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、当該特定求職者又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する場合に、厚生労働省令で定める期間を限度として、求職者訓練受講支援給付を支給する。	（求職者訓練受講支援給付の支給） 第七条　国は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の指示した認定特定求職者職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、当該特定求職者又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する場合に、厚生労働省令で定める期間を限度として、求職者訓練受講支援給付を支給する。
2・3　（略）	2・3　（略）

（給付制限）

第八条　（略）

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後において地方運輸局の長が新たに指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、求職者訓練受講支援給付を支給する。

3　（略）

（就職支援計画の作成）

第十二条　地方運輸局の長は、その指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者の就職を支援するための計画（次項において「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

2　就職支援計画には、地方運輸局が特定求職者に対して行う職業指導、情報の提供その他厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

（就職への努力）

第十三条　地方運輸局の長の指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者は、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

（報告等）

第十五条　（略）

2　厚生労働大臣又は地方運輸局の長は、地方運輸局の長の指示した認

（給付制限）

第八条　（略）

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後において公共職業安定所長が新たに指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、求職者訓練受講支援給付を支給する。

3　（略）

（就職支援計画の作成）

第十二条　公共職業安定所長は、その指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者の就職を支援するための計画（次項において「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

2　就職支援計画には、公共職業安定所が特定求職者に対して行う職業指導、情報の提供その他厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

（就職への努力）

第十三条　公共職業安定所長の指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者は、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

（報告等）

第十五条　（略）

2　厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、公共職業安定所長の指示し

定特定求職者職業訓練若しくは公共職業訓練等を受けている特定求職者又は地方運輸局の長の指示した認定特定求職者職業訓練若しくは公共職業訓練等を受けていた特定求職者（以下「特定求職者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。 3・4　（略）	た認定特定求職者職業訓練若しくは公共職業訓練等を受けている特定求職者又は公共職業安定所長の指示した認定特定求職者職業訓練若しくは公共職業訓練等を受けていた特定求職者（以下「特定求職者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。 3・4　（略）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第八項の規定による読み替えられた同法第十一条等

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、附則第五条第八項により読み替えられた前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（業務の範囲）

第十四条　（略）

一～七　（略）

八　認定特定求職者職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条第二項に規定する認定特定求職者職業訓練をいう。）の認定並びに同法第六条に規定する指導及び助言を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三号各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業、同法第六十四条の規定による就職支援事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

（業務の範囲）

第十四条　（略）

一～七　（略）

八　認定特定求職者職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条第二項に規定する認定特定求職者職業訓練をいう。）の認定並びに同法第六条に規定する指導及び助言を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による就職支援事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号まで及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務

五　（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項に規定する業務の財源に充て

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

ることができる。

2　厚生労働大臣は、附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から附則第五条第八項により読み替えられた第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は第十四条第一項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなけれ

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなけれ

ばならない。

一　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の規定に

ばならない。

一　第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務及び職業能力開発業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければ

より厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

ならない場合において、その承認を受けなかったとき。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

林第四部長御説明資料

平成２３年１月

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課
厚生労働省職業能力開発局総務課

目　次

法律名について・・・

法律名について

1．基本的な考え方

（1）本法律案は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 必要な職業能力を高めるための職業訓練

② 職業訓練を受けることを容易にするための給付の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、その早期の就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、法律案の内容もこれらの各施策について規定することとしている。

（2）このため、本法律案の内容を紛れなく適切に推察させる名称として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」とするものである。

2．「職業訓練の実施等による」について

（1）①必要な職業能力を高めるための職業訓練の実施、②訓練期間中の生活を支援するための給付の支給、③公共職業安定所による就職支援のうち、本制度の中心は訓練による能力開発であることから、政策手段としてこれを例示するものである。

（2）「職業訓練の実施」については、職業能力開発促進法第４条等に例がある。

3．「特定求職者」について

（1）今般の制度の対象者は、事業主と雇用関係のない者であることから、用語としては「失業者」又は「求職者」が考えられるが、「失業者」は労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある者を、「求職者」は求職の申込みをした者を指すものと考えられる。いずれも法律の名称に用いられている例は見当たらない。

（2）今回は、失業状態にある者のうち、「求職の申込み」をした者を対象とすることから、「求職者」とするものである。

（3）また、本制度においては、求職者のうち、雇用保険の失業等給付を受給できない者等の一定の要件に該当する求職者を対象としている。

（4）「特定○○」という用語は、法令上、ある範囲のもののうちの一定範囲のものを指す場合に用いられている（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）等）ことから、「特定求職者」とするものである。

4．「就職の支援」について

（1）本制度は、長期失業者等、市場に委ねているだけでは企業による雇用が進まない者について、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強い。

（２）雇用分野の法律としては、一定の求職者や労働者の雇用を進めていくための法律として、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律 123 号）等、「雇用の促進」といった名称を用いているものもいくつかあるが、このような法律は、雇用量を増大する手段を採っているため、今回は「支援」としたい。

※　労働関係法令においては、「職業の安定」（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号））、「雇用の安定」（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号））等、「安定」という用語を用いる例があるが、これは職に就いた後の状態を指す用語であるため、適当でない。

（３）また、今回の制度は、職業訓練の実施、給付の支給、就職支援いずれも求職者本人に対する措置のみである。このため、「雇用」に至るまでの過程のうち、労働者に着目した「就職」との用語を用い、「就職の支援」とするものである。

法律案の全体構成、各章の名称について

1．法律案の全体構成について

（1）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 基礎的技能及び知識の付与により職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

② 職業訓練を受けることを容易にするための給付の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものである。本法律案も、これらの各施策について規定することとしている。

（2）法案全体の構成としては、まず総則として法律全体に通ずる目的規定、定義規定を置き、次に、実体的規定として（1）①から③まで係る規定を置き、その後に実体的規定に付属する雑則、罰則、附則に係る規定を置くこととする。

（3）実体的規定の規定順については、本制度の中心が、職業訓練と職業訓練を受けることを容易にするための給付であることから、これを順に規定し、最後に、訓練受講者に全員に対して実施するものとして就職の支援等を規定することとする。

（4）本法律案は本則が23条であり、最近の同規模の立法例が章に区分されており節に区分されていないことから、章に区分することとする。

※ 全体が20条程度で章に区分される最近の主な立法例

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（20条）
- 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）」（23条）
- 「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）」（30条） 等

2．各章の名称について

（1）第2章

本章は、認定特定求職者職業訓練の認定に関する規定のみならず、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成等、認定特定求職者職業訓練に関する規定を集約した構成としており、また、これらの規定内容は、認定と並んでいずれも認定特定求職者職業訓練の制度運営に当たっての重要な要素であることから、「認定特定求職者職業訓練の認定等」といった標題とせず「認定特定求職者職業訓練」とする。

（2）第3章

本章は、求職者訓練受講支援給付の支給、給付制限、不正受給の場合の返還命令等、いずれも求職者訓練受講支援給付に関する規定から構成されていること、雇用保険法の給付に係る章の標題の例を踏まえ、「求職者訓練受講支援給付」とする。

（3）第4章

本章は、公共職業安定所長による就職支援計画の作成、本制度の対象となった特定求職者の就職への努力に係る規定で構成されることから、付随的な努力義務規定は「等」とし、「特定求職者に対する就職の支援等」とする。

目的規定について（第１条関係）

１．基本的な考え方について

求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

⑴　基礎的な技能及び知識の付与による職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

②　職業訓練を受けることを容易にするための給付の支給

③　公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、同制度を構成する施策について規定した本法律案の目的も、これを踏まえたものとすることが適当である。

２．「職業訓練の実施」について

（１）今般の制度では、厚生労働大臣が定める一定の基準等に基づき民間訓練機関等が設定する職業訓練を国が認定し、当該訓練を行う者に対して助成を行うことにより特定求職者の訓練受講機会の増大を図るものであるが、これはいわば、国が間接的に職業訓練を実施するものと言える。

（２）また、国が行う公共職業訓練等も求職者訓練受講支援給付の対象となることから、これらを捉え「職業訓練の実施」と規定する。

（３）なお、国が直接実施するわけではないが、目的規定において「実施する」と規定されている例としては、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号）」第１条等がある。

３．「職業訓練を受けることを容易にするための給付」について

「職業訓練を受ける」については、雇用保険法第63条第１項第５号等に例がある。

４．「等」について

「等」は、公共職業安定所による就職支援を指すものである。

５．「その就職を支援し」について

（１）本法律の直接の目的は、求職者の就職の支援であることから、その旨を規定する。

（２）なお、本法律案は、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強いことから、雇用量を増大する手段を採る場合に用いる「促進」ではなく「支援」とし、職業訓練の実施等いずれも求職者本人に対する措置であることから、「雇用」に至るまでの過程のうち労働者に着目した「就職」を用いるものである。

6．「雇用の安定を図ることを目的とする。」について

（１）他の労働関係法令の例を踏まえ、本制度の直接の目的である「就職の支援」により達成される高次の目的を規定するものである。

（２）労働関係法令において、高次の目的としては、

①　「雇用の安定」（港湾労働法（昭和63年法律第40号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）等）、

②　「職業の安定」（職業安定法（昭和22年法律第141号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）、

③　「福祉の増進」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）

が考えられるが、「雇用の安定」が雇用に結び付けることに主眼を置いているのに対し、「職業の安定」は職に就いた後の失業予防の面を含んでおり、「福祉の増進」は労働者の保護の面を含んでいる。

（３）今回の法律案は、就職の支援を目的としており、一義的には、職に就くことを目的としたものであることから、「雇用の安定」と規定する。

（４）なお、「生活の安定」を用いる例も僅かにあるが、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）等、生活に直結する施策に係る場合に限られる。

特定求職者の定義について（第２条関係）

１．基本的な考え方について

（１）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない者に対し、職業訓練の実施等によりその就職を支援する制度であるから、求職者が労働の意思及び能力を有していることが大前提となる。このため、まずはこれを規定する。

（２）この制度は雇用保険の失業等給付を受給できない者を対象とした制度であることから、このうち、雇用保険の被保険者又は受給資格者を除くこととする。

（３）さらに、労働の意思及び能力を有していることは、（１）のとおり、本制度により認定特定求職者職業訓練を受講し、必要に応じて給付の支給を受ける大前提であるが、外形的に把握することは困難であることから、公に認定し把握するため、公共職業安定所に求職の申込みをしたことを要件とすることとし、併せて規定する。

２．「求職の申込みをしている者」について

求職の申込みをした状態にある者を指すが、求職者登録には有効期限があるため、申込みをした時期に特段の期限を付する必要はない。

※　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 48 年法律第 43 号）第 20 条第１号

（中高年齢失業者等求職手帳の発給）

第 20 条　公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一　公共職業安定所に求職の申込みをしていること。

二～四　（略）

職業訓練の名称等について（第３条関係）

１．名称について

職業訓練の実施等による対象求職者の就職の支援に関する法律（仮称。以下「求職者支援法」という。）に規定する厚生労働大臣の認定による訓練の名称については、

- 認定を受けたものであること
- 特定求職者を対象とするものであること
- 職業訓練であること

の各要素を勘案し、「認定特定求職者職業訓練」とする。

２．認定を受けたものであることについて

（１）既存の法律上、厚生労働大臣等の認定に係る職業訓練の名称には、冒頭に「認定」の文言が付されている。

（例）

- 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64条。以下「能開法」という。）第24条第１項の規定により都道府県知事が認定する職業訓練→「認定職業訓練」（同条第３項）
- 同法第26条の３第１項の規定により厚生労働大臣が認定する実施計画に基づく実習併用職業訓練→「認定実習併用職業訓練」（第26条の５第１項）

（２）求職者支援法上の職業訓練も認定を受けて実施するものであることを明確にする観点から、これらの例を踏まえ、冒頭に「認定」の文言を付すこととする。

３．特定求職者を対象とするものであることについて

（１）能開法上の職業訓練又は雇用保険法上の教育訓練において、その名称に対象者の類型を付した例は見られない。

（２）これについては、能開法は労働者全般に対する職業訓練の在り方を規定した法律であり、求職者支援法が特定求職者を対象としていることとは位置づけが異なるものである。

（３）また、仮に訓練名称に対象者を明示しない場合又は「特定求職者」ではなく「求職者」という文言を付する場合、訓練の対象として本来想定している範囲を超えるかのような印象を与えるおそれがある。

（４）このため、求職者支援法上の認定に係る訓練については、法律が特定求職者に対するものとして置かれていることを踏まえ、対象者である「特定求職者」の文言を明示することとする。

４．職業訓練であることについて

（１）既存の法律に規定される訓練であって「職業訓練」又は「教育訓練」のいずれかに位置づけられるものは、その名称において「職業訓練」又は「教育訓練」の文言を用いることにより、他の「訓練」との違いを明確にしている。

※「職業訓練」及び「教育訓練」のいずれにも該当しない訓練の例

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第13条第1項に規定する適応訓練
- 同法第20条第5号に規定する職業準備訓練
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練

（2）求職者支援法上の訓練については、受講者の就職を目的としたものであることから、当該訓練の類型を明確にするため、「職業訓練」の文言を付することとする。

（3）なお、「職業訓練」及び「教育訓練」については、いずれも法律上の定義は存在しないが、「職業訓練」は労働者（求職者を含む。以下同じ。）が職業に必要な技能及びこれに関する知識を取得することを目的として行われるものを指すのに対し、「教育訓練」は、労働者に限らず幅広い対象者に対する教育を目的として行われるものを指すという概念上の違いがある。本法における訓練は、その対象者及び目的について前者に当たることから、「職業訓練」として整理することとするものである。

また、職業訓練の実施主体としては、既存の法律においては国、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構等の公的主体が主に規定されているところ、職業訓練の実施はこれらの主体に限定されるものではなく、民間教育訓練機関が職業訓練を実施することも認められるものである（例：職業能力開発促進法第9条、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）第11条第5項）。

5．認定基準について

（1）認定特定求職者職業訓練の認定に当たっては、第4条の計画に則したものであること、特定求職者の就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得による職業能力の開発及び向上を図るために必要な職業訓練であること「その他の」厚生労働省令で定める基準に適合するものであることを審査することとしている。

（2）これは、厚生労働省令で定める基準において職業訓練の時間数、設備等の個々の要件と併せ、厚生労働大臣が定める計画との整合性、職業訓練の水準等も包含し、当該基準に適合するか否かにより認定の可否を一元的に決定することができるようにするものである。

（3）このように、他の要件を例示した上で「その他の省令で定める基準」に適合することを認定する例としては、次世代育成支援法（平成15年法律第120号）第13条に規定する一般事業主の認定の例がある。

職業訓練の認定を独立行政法人に行わせること等について（第３条及び第６条関係）

１．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の活用について

（１）この法律に基づく職業訓練については、国が責任をもって、適正な制度運営を行う必要があることから、第一義的に職業訓練を認定する主体を、職業能力開発施策を所管する厚生労働大臣とするものであるが、実際の認定求職者支援訓練の認定に当たっては、個別の訓練について、就職につながるような適切なカリキュラムが設定されているか、想定されている水準の知識・技能等が習得できるだけの訓練内容となっているか等の専門的な審査が必要。

（２）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）は、従来、国に代わって公共職業訓練を実施してきた独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）が有する職業訓練に関するノウハウを承継するほか、能開機構が公共職業訓練の委託や、事業主に対する相談援助業務を行ってきた経緯から、地域の教育訓練機関との連携に長じており、国が自ら当該認定事務を実施するよりも効果的・効率的に認定事務を実施することが可能となるものである。

（３）また、新機構が厚生労働大臣の委任を受けて行う認定行為については、認定特定求職者職業訓練に係る受講希望者をあっせんし、訓練実施実績に応じた助成を行う対象として適当な訓練であることを認める位置づけの行為にすぎず、独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業（※）には該当しない。

※　独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業は、以下のとおり想定されている。

①　私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務及び事業（例：司法警察）

②　その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務及び事業（例：栄典）

③　災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務及び事業（例：防衛）

（「改訂　独立行政法人制度の解説」（独立行政法人制度研究会編、第一法規）15頁）

（４）なお、認定行為は、上記のように新機構の専門的なノウハウを要する部分のほか、厚生労働省令で定める認定基準（訓練時間、訓練分野、設備、講師、就職支援の内容等についての基準）に則って客観的に判断すべき点においては、新機構の裁量は生じない。

（５）これらの認定業務と併せ、認定を行った訓練を実施する者に対するカリキュラムの適切な運用、訓練実施機関として行うべき就職支援の在り方等について、指導、援助等を行うことについても、職業訓練の効果的な実施に関する知見等を有する新機構に行わせることが適当と考えられる。

当該事務については、認定に関する事務と異なり、厚生労働大臣の権限を委任するのではなく、機構がその有するノウハウを活用し、自らの業務として実施するものと位置づけることとする。

（６）なお、厚生労働省の地方支分部局として、都道府県労働局が置かれているところであるが、都道府県労働局は従来、職業能力開発行政に関する事務を分掌しておらず、職業訓練に関するノウハウを有しないことから、上記の認定業務を行わせることは適当でない。

２．参考とした例

（１）法律上、大臣が行うこととされている認定、指定等を独立行政法人等に行わせる例としては、計量法（平成４年法律第 51 号）第 121 条の２の特定計量証明認定機関の認定を、経済産業大臣が独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせることとしている例がある。

（２）このほか、大臣が、その指定する者に認定を行わせる例として、

・　自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 24 条第１項の自然公園への立入の認定を、環境大臣がその指定する者に行わせることとしている例

・　漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第８条の動力漁船の工事完成後の認定を、農林水産大臣がその指定する者に行わせることとしている例

がある。

認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画について（第４条関係）

１．認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画について

（１）認定特定求職者職業訓練の各年度の実施規模や、重点的に実施すべき訓練分野等については、各時期における特定求職者の規模や訓練ニーズの状況も踏まえて決定していく必要がある。

（２）これらをあらかじめ、政府において、この法律の実施責任を含む職業能力開発行政を所掌する厚生労働大臣が計画として定め、公にすることによって、民間教育訓練機関においても計画的、効率的に、認定特定求職者職業訓練を実施することが可能となる。

２．関係者の意見を聴くことについて

（１）当該計画は、各年度における認定特定求職者職業訓練の制度の運用の在り方について定めるものであることから、労働政策審議会の意見を聴くことを要しないものと整理することとする。

（２）一方、特定求職者の就職に資する職業訓練を実施するため、新規成長分野や雇用が見込まれる分野に係る訓練、地域の求人ニーズを踏まえた訓練等を認定していく必要があり、このように重点的な供給が必要な訓練分野を検討するに当たっては、あらかじめ関係行政機関の長（経済産業大臣、文部科学大臣等）、労使団体、訓練実施機関関係者等（以下「関係者等」という。）の意見を聴いて、目標とすべき実施規模やその配分等を定めることが効果的であることから、これら関係者等への意見聴取については、規定することとする。

３．参考とした例

（１）このように、個別の認定に当たって、制度に係る計画に即したものであるか否かその他の基準等に沿って判断することとしている例としては、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第５条の農業経営の改善及び安定のための計画の認定の例（※）がある。

※　市町村が、その計画が当該市町村の定める基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとするもの。

（２）このほか、個別の認定に当たって、計画に即しているかを要件とする仕組みとしては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）第16条に規定する認定保護増殖事業の例がある。

（３）厚生労働大臣による計画策定に当たって労働政策審議会への意見聴取を法定していない例としては、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の７の職業訓練の実施に関する計画の例がある。

給付について（第７条関係）

１．給付の名称について

（１）求職者支援制度における給付の名称については、

① 求職者が訓練を受けることを容易にするための給付であること

② 求職者個人に対する給付であること

を明らかにしたものとすることが適当である。

（２）訓練期間中の生活の支援の目的が訓練受講を容易にすることであることから、給付の名称を「求職者訓練受講支援給付」とする。

（３）対象者が何らかの行動を取ることを支援するための給付という名称では、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する「母子家庭自立支援給付金」の例がある。

（４）なお、「○○給付」としているのは、雇用保険法において、給付の種類について「失業等給付」「求職者給付」等とされていることを踏まえたものである。

２．支給要件、額及び給付期間を厚生労働省定めとする理由について

（１）雇用保険法における技能習得手当等や雇用対策法における職業転換給付金の支給要件、額、期間等が基本的に厚生労働省令で定められていることを踏まえ、本法案においても厚生労働省令で定めるものである。

（２）第７条第１項の厚生労働省令は、支給方法の手続を定めることを想定している。

（３）第７条第１項の厚生労働省令で定める基準は、

① 常態として職に就いていないこと

② 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の前年の所得を１２で除して得た額の合計が２５万円以下であること

③ 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の預貯金の合計が３００万円以下であること

等を定めることを想定している。

（３）第７条第１項の厚生労働省令で定める期間は、原則として訓練１回（連続受講が可能な場合（基礎的な認定特定求職者職業訓練→公共職業訓練等）には２回目の訓練を含む。）について２年を限度とすることを定めることを想定している。

（４）第７条第２項の厚生労働省令は、10 万円を定めることを想定している。

３．給付を支給しない期間を６年としていることについて

（１）就職支援という本制度の趣旨を踏まえれば、際限なく訓練を受講でき、又は給付を受給することができることとすることは、早期就職意欲の喚起を阻害するおそれがあることから適当でない一方、本制度の給付を受ける必要性は繰り返し生じ得るため、一定期間経過後には再度受給することができる仕組とすること必要がある。

（2）このため、訓練開始日から過去６年以内に求職者訓練受講支援給付の支給を受けた別の認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の期間の初日がある場合等は、原則として、求職者訓練受講支援給付は支給しないこととする。

（3）ここで、

① 「6年」としているのは、本制度が訓練受講後早期に就職することが期待される制度であり、パートタイム労働者の平均継続就業期間のデータを踏まえれば、受給開始後すぐに就職した者であっても６年は就業が期待できることを踏まえたものであり（平均継続就業期間６．４年（平成１９年就業構造基本調査））、

② 6年の起算点を訓練の初日としているのは、訓練の終了要因としては、訓練期間の満了、就職による中途退校、無断退校等様々考えられるところ、終了要因にかかわらず、当該時点を、以後給付を受けられない期間の起算点とすることは不適当であることによる。

（4）なお、特定求職者の就職の支援のために特に必要がある場合として厚生労働省令で定める場合としては、

① 連続受講が可能な場合（基礎的な認定特定求職者職業訓練→公共職業訓練等）

② 認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の初日から求職者訓練受講支援給付の支給を受けない場合

等を定めることを想定している。

４．支給主体について

雇用対策法に基づく転換給付金の支給主体も「国」とされていること等を踏まえ、本給付の支給主体も「国」と規定する。

返還命令等について（第９条関係）

１．返還命令等を設ける理由

不正受給をした者については、

① 求職者訓練受講支援給付は、これを偽りの申請等の不正な手段を用いて給付した場合、国は財政面において不当な損害を被ることとなること

② 求職者訓練受講支援給付は、給付の対象者を生活における支援が真に必要な者に限定するため、労働の意思及び能力があること、収入が一定額以下であることを要件とすることを想定しているが、これらについては行政機関による要件事実の把握が困難であり、受給者からの申告に依存する面が大きく、不正受給の生じる余地が大きいこと

から、すでに給付の支給を受けた者がある場合には、国は当該者に対し給付した額の返還及び２倍以下の納付金の納付を命ずることができることとする。

２．他の制度の例

（１）返還命令及び納付命令を規定している例としては、雇用保険法があり、納付命令は、不正受給額の２倍に相当する額以下の金額となっている。

（２）また、今回の事業と同様、附帯事業として行っているものとしては、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の附帯事業として行っている賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）の未払賃金の立替払事業において、不正受給額の１倍（同額）に相当する額以下の金銭の納付を命ずることとできるとされている。

３．主体について

返還命令等の結果、金銭は国庫に返納されることとなること、雇用保険を管掌する主体は「政府」であること、雇用保険法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、賃金の支払の確保等に関する法律等において、返還命令等の主体としては「政府」と規定されていることを踏まえ、「政府」とする。

受給権の保護、公課の禁止、時効について（第10条、第11条及び第14条関係）

1．受給権の保護について

（1）求職者訓練受講支援給付は、一身専属的な権利であり、かつ、求職者が訓練を受講することを支援するための給付であることから、その目的に使用されることを確保するため、これを他人に譲り渡すことはできず、担保に供することも差し押さえることも禁止することとする。

（2）類似の給付について受給権の保護が図られている例としては、職業転換給付金（雇用対策法（昭和41年法律第132号）第21条）がある。

2．公課の禁止について

（1）求職者訓練受講支援給付は、求職者が訓練を受講することを支援するための給付であるところ、これに公課を課し減額することは、本給付の趣旨に照らし矛盾することとなることから、本給付に公課は課さないこととする。

（2）類似の給付について公課の禁止が設けられている例としては、職業転換給付金（雇用対策法第22条）がある。

3．時効について

（1）本法における金銭の徴収権、求職者訓練受講支援給付を受ける権利等はその行使が容易であり、またこれらの権利関係をいたずらに長期にわたって不安定な状態の下に置くことは、煩雑な事務をますます複雑化するおそれがあることから、民法及び会計法に対する特別法的規定として、二年の短期消滅時効にかからせることとする。

（2）類似の給付について時効を設けている例としては、失業等給付（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第74条）がある。

特定求職者に対する就職の支援等について（第12条及び第13条関係）

1．法律に規定する理由について

（1）就職支援は、求職者支援制度の目的を達成する上で、必要不可欠の施策であり、認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等、求職者訓練受講支援給付と並ぶ求職者支援制度の柱の一つである。

（2）このため、

① 重要性を明らかにするとともに、認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等、求職者訓練受講支援給付と併せて規定することで求職者支援制度を構成する施策の全体像を明確にする必要があること

② 本制度の目的にかんがみれば、訓練を受講し就職する意思及び能力を真に有した、本制度による支援が真に必要な者に対象者を限定することが適当であることから、特定求職者に対する就職の支援に係る規定を設けるものである。

2．就職への努力（第13条）について

（1）本制度は、労働の意思及び能力のある、雇用保険の失業等給付を受給できない者の就職を支援する制度であるから、対象となる求職者が積極的に求職活動を行っていかなければならないことは当然である。

（2）しかしながら、本制度は雇用保険の附帯事業として拠出に関係なく実施するものであるところ、求職者給付を受給する者について、既に同様の努力義務がかかっている（雇用保険法第10条の2）こととの均衡にかんがみ、特定求職者にも同様の努力義務を設けることとする。

（3）対象者に対して、誠実かつ熱心な求職活動を求めている例としては、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第20条第2号がある。

3．主体について

就職支援計画については、個々の求職者の状況に応じて、個別に作成するものであり、かつ、実務的な内容であることから、「公共職業安定所長」を主体とする。

雑則の規定順について（第14条から第20条まで関係）

1．規定する順番について

雑則においては、実体的規定に付属する規定、特例に係る規定、包括的規定の順に規定を置いている例が多いことを踏まえ、時効等実体的規定に付属する規定を第14条から第17条までとして、船員になろうとする者に関する特例に係る規定を第18条として、権限の委任、厚生労働省令への委任に係る包括的規定を第19条及び第20条として、順に規定する。

第14条　時効
第15条　報告等
第16条　立入検査
第17条　雇用保険法との関係
第18条　船員となろうとする者に関する特例
第19条　権限の委任
第20条　厚生労働省令への委任

2．参考とした例

今般規定する雑則の規定順は、保険制度に関する他の労働関係法令において、以下のとおりとなっている。

○　雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）
第74条　時効
第76条　報告等
第79条　立入検査
第81条　権限の委任
第82条　厚生労働省令への委任

○　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）
第42条　時効
第46・47条　報告等
第48条　立入検査
第49条の3　厚生労働大臣の権限の委任

報告等、立入検査について（第15条及び第16条関係）

1．主体について

（1）本法案においては、認定特定求職者職業訓練及び求職者訓練受講支援給付に係る業務は厚生労働大臣が、就職支援計画の作成については公共職業安定所長がその主体となっていることから、その権限に係る業務に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるよう、各項ごとに「厚生労働大臣」又は「厚生労働大臣又は公共職業安定所長」を主体として規定する。

（2）また、委任により業務を行う新機構においても、その権限に係る業務に関して必要な報告を求める必要があることから、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）」を主体として規定する。

2．機構から厚生労働大臣への通知について

（1）第16条第3項において、厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、機構に、認定特定求職者職業訓練を行う者等の事務所への立入検査又は質問を行わせることができることとしている。

（2）同様の例は、薬事法（昭和35年法律第145号）第69条の2においても見られ、同条第1項の規定により、厚生労働大臣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（非特定独立行政法人。以下「医薬品機構」という。）に、立入検査、質問等を行わせることができることとされている。

同条第2項の規定において、医薬品機構は、同条第1項の規定により立入検査、質問等をしたときは、当該立入検査、質問等の結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこととされており、第17条第4項においても、医薬品機構は、同条第3項の規定による立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこととするものである。

（3）なお、同様に独立行政法人が立入検査等を行う例として、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第37条の規定に基づく独立行政法人製品評価技術基盤機構（特定独立行政法人）による認定適合性評価機関への立入検査等の例があり、同条第4項の規定において、同機構は、主務大臣の指示に基づき立入検査等を実施することとされているが、これは、同機構が従来国の機関であり、所管大臣の指示に基づき立入検査等を行っていたことに由来するものである。

（4）機構の場合は、上記（2）の医薬品機構と同様、従来、国とは別の機関であることや、立入検査を行う根拠である認定特定求職者職業訓練の認定に関する事務を厚生労働大臣から委任されていることから、立入検査又は質問を行うに当たっても、厚生労働大臣による事前の指示までは必要とせず、事後的に厚生労働大臣に対して立入検査又は質問の結果を通知すれば足りると考えられる。

船員となろうとする者に関する特例について（第18条関係）

1．船員の読替規定を設ける趣旨について

（1）認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等には、船員となろうとする者に対する訓練も含まれる。

（2）船員になろうとする者に対する職業相談、職業指導、職業訓練等への受講指示等については、船員職業安定法に基づき運輸局等が行うこととされていることから、本法律案で公共職業安定所に行うこととなっている求職申込み、公共職業安定所長が行うこととなっている訓練への受講指示、就職支援計画の作成等については運輸局で行うことが必要であり、必要読替規定を設けるものである。

（3）類似の規定例としては、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第18条等がある。

（4）なお、

① 第4条に規定する計画の策定については、

・ 認定特定求職者職業訓練については厚生労働省の単独所管である雇用保険法（昭和49年法律第116号）の附帯事業であり、船員も他の職業に携わっていた者と同様、当初から対象に含まれるものであること

・ 船員に関する職業訓練についても、国土交通大臣の関与を求めることなく、厚生労働大臣の権限により認定を行うものであること

から、同計画についても厚生労働大臣が専権的に定めるものとなること、

② 第12条の就職支援計画については、その内容として就職活動に関し基本的な事項を定めるものであり、国土交通大臣の関与を求める必要はないこと

③ 第15条第2項（厚生労働大臣）については、本制度に関し国土交通大臣に具体的な権限はないこと

から、上記のような読替えを行う必要はないものと整理している。

2．規定する位置について

雑則においては、実体的規定に付属する規定、特例に係る規定、包括的規定の順に規定を置いている例が多いことを踏まえ、権限委任規定の前に規定する。

○ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）

雑則

・・・

第78条　診断

第79条　立入検査

第79条の2　船員に関する特例

第80条　経過措置の命令への委任

第81条　権限の委任

第82条　厚生労働省令への委任

○　地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）　（抄）

雑則

第18条　船員となろうとする者に関する特例

第19条　権限の委任

附則の規定順について（附則第１条から附則第12条まで関係）

１．規定する順番について

（１）附則については、

- 最近の厚生労働分野の主な立法例においては、附則は概ね、①施行期日、②検討規定、③他法一部改正（経過措置含む）、④経過措置の政令委任の順に規定されている例が多いこと
- 準備行為は、施行期日に近い条に規定されている例が多いこと

等を踏まえ、施行期日を第１条として、検討規定を第２条として、準備行為を第３条及び第４条として、他法令改正を第５条から第11条までとして、最後に第12条として経過措置の政令委任規定を置く。

（２）なお、他法令改正については、

- 就職支援事業の創設という内容面で深い関連性を有する改正を行う雇用保険法を第５条とし、
- これと関連性の深い労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）を制定順にそれぞれ第７条、第８条とし、
- その他改正が必要となる住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）をそれぞれ第９条、第10条、第11条として制定順に規定する。

２．参考とした例

（１）第174国会

- 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律
  （施行期日＋他法一部改正（経過措置含む。）＋経過措置の政令委任）
- 雇用保険法等の一部を改正する法律
  （施行期日＋他法一部改正（経過措置含む。）＋経過措置の政令委任）

（２）第171国会

- 雇用保険法等の一部を改正する法律
  （施行期日＋他法一部改正（経過措置含む。）＋調整規定＋経過措置の政令委任）
- 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律
  （施行期日＋検討規定＋他法一部改正）
- 障害者自立支援法等の一部を改正する法律
  （施行期日＋検討規定＋特例＋他法一部改正（経過措置含む。））

検討規定について（附則第２条関係）

１．検討規定を設ける理由について

（１）規制改革推進のための３か年計画（平成19年６月22日閣議決定）において、「法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、（中略）当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする」とされていることを踏まえ、見直し規定を設けるものである。

（２）当該見直し条項を盛り込む際の期間の設定については、上記閣議決定において「５年を標準とし、それより短い期間となるよう努める。」とされているところ、本法律案に基づく施策が、多様な課題が顕在化する非正規労働者、長期失業者等への対応策であること等も併せ考え、３年とする。

（３）なお、最近の厚生労働分野の主な立法において見直し期間を３年としている例としては、日本年金機構法（平成19年法律第109号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（継続審議中）等がある。

準備行為について（附則第3条及び第4条関係）

1．準備行為の必要性について

（1）本法の施行日（以下「施行日」という。）については平成23年10月1日としているところ、同日から認定特定求職者職業訓練を実施するためには、あらかじめ認定行為自体を終え、同日付けで認定特定求職者職業訓練を開始することも可能としておくための措置を講じておくことが必要。このため、附則において準備行為に関する規定を設けることとするものである。

（2）具体的には、個々の職業訓練の認定及びその前提としての各年度における全国的な訓練の重点実施分野、実施規模の見通し等を定めた計画の策定を、施行日前においても行うことができる旨の規定を設けることとする。

2．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に事前認定を行わせることについて

上記の施行日前において実施する準備行為のうち、職業訓練の認定に関する事務（以下「事前認定事務」という。）については、施行日後は、第3条第3項の規定により厚生労働大臣が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（現在国会提出中の独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律に基づき、平成23年4月1日施行予定。以下「新機構」という。）に行わせることとしていることから、施行日前においても同様に、機構に事前認定事務に行わせることとする。

新たな附帯事業の実施（附則第５条関係）

１．第64条に規定する理由について

（１）現行の雇用保険法には、附帯事業として雇用安定事業（第 62 条）及び能力開発事業（第 63 条）が規定されているが、その対象はいずれも被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者である。

（２）他方、新たな附帯事業は、例外的に、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者をその対象とする事業であり、その対象者が雇用安定事業等の対象者より狭いものであるのみならず、相互扶助としての保険制度の保険集団を構成する被保険者が対象となっていないものであることから、雇用安定事業及び能力開発事業の次に規定するものである。

２．第１項について

（１）「（奨励するために必要な）助成」については、雇用保険法第 63 条に規定する能力開発事業のうち、

「助成」については、事業主等に対する助成金の支給（能開法第 15 条の３）

「補助」については、都道府県に対する補助金の交付（能開法第 95 条）

「援助」については、上記の助成・補助以外の助言・指導、情報及び資料の提供、施設利用に当たっての便益提供等を指すものである（能開法第 15 条の２）ところ、求職者支援法第５条の「助成」は、上記の整理のうち「助成」に該当する。

（２）現時点において想定している事業は、当該助成のみであることから、「助成」と規定するものである。

（３）また、本事業は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づく認定求職者職業訓練を行う者への助成、求職者訓練受講支援給付の支給を中心的な施策としつつも、これらに当然に付随するものとして、就活セミナー・就職相談会の開催、キャリアカウンセラー・アドバイザーの配置、制度の周知広報等、訓練の実施や給付の支給と密接不可分の事業を行う必要があるため、「その他・・・必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うことができる」と規定する。

（４）なお、類似の規定例としては、国民健康保険の附帯事業について規定した国民健康保険法第 82 条第２項等がある。

３．第２項（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への委任規定）について

（１）現行の附帯事業に関する規定の整理

現行の雇用保険法上、同法の附帯事業である雇用安定事業について規定する第 62 条第３項においては、同条第１項に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「高障機構」という。）に行わせることとしており、また、同様の附帯事業である能力開発事業について規定する第 63 条第３項においては、同条第１項

に掲げる事業の一部を能開機構に行わせることとしている。このように、それぞれ事業の根拠規定において、独立行政法人に事務を行わせる旨を規定している。

（２）第２項の考え方

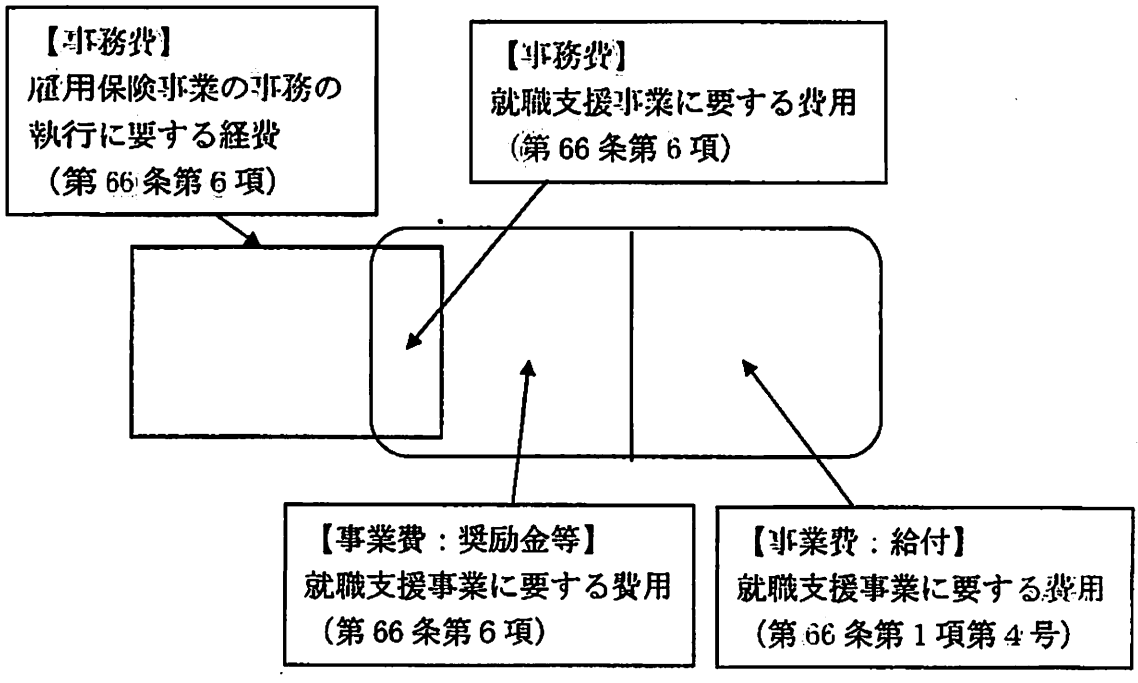
本条においても、上記の２事業と同様、就職支援事業の実施主体として、独立行政法人に事業を行わせる旨を明記することとするものである。

なお、就職支援事業の根拠法である雇用保険法とは別途、個別事業の根拠法である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）においては、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成を就職支援事業として行う旨規定することとし、当該助成の前提となる同職業訓練の認定に関する事務を機構に行わせる旨も併せて規定することとする。このため、雇用保険法と職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）の双方において、機構を活用する旨が規定されることとなるが、このように、個別の事業法においても、雇用保険法上の附帯事業規定とは別に、独立行政法人への委任を規定している例としては、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第７条（地域雇用開発のための助成及び援助）の規定等があり、従来の雇用保険事業に関する規定例に沿ったものと整理される。

４．第66条第１項４号及び同条第６項について

（１）第66条第１項第４号は、就職支援事業のうち、求職者訓練受講支援給付に要する費用（事業費）を規定している。

（２）第66条第６項は、（１）以外の就職支援事業（認定特定求職者職業訓練を行う者に対する奨励金等）（事業費）、就職支援事業の事務の執行に要する経費（事務費）、雇用保険事業の事務の執行に要する経費（事務費）を規定している。



就職支援事業の創設に伴う雇用保険率の弾力条項の見直しについて
（附則第７条関係）

１　制度の概要

雇用保険においては、毎会計年度において、当該会計年度の差引剰余を当該会計年度末の積立金残高に加減した額が、当該会計年度に失業等給付として支払った額（＝＊）の２倍に相当する額を超え、又は１倍に相当する額を下るに至った場合、厚生労働大臣が保険収支の推移、経済の動向などを勘案の上、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を変更できることとされている（徴収法第 12 条第５項）

$$＊＝\frac{\overbrace{(\text{徴収保険料額}+\text{国庫の負担額})-\text{失業等給付額}}^{\text{当該会計年度の差引剰余}}+\text{当該会計年度末積立金}}{\text{失業等給付額}}$$

２　見直しの概要

今般創設する就職支援事業が、求職者に直接給付する等、事業主のみの負担により実施している他の附帯事業とは異なること等を勘案し、失業等給付に係る保険料収入により事業実施することとしている。このため、雇用保険率に係る弾力的変更の適用の検討を行うための前提となる国庫の負担額及び失業等給付額に、就職支援事業に係る費用等も含まれることとする必要がある。

㋑　「国庫の負担額」について

就職支援事業については、その要する費用を国庫において負担するため、国庫の負担額の中に、当該事業に要する費用が含まれることとなるよう改める。

②　「失業等給付額」について

就職支援事業により実施した給付等についても、失業等給付額と同様の取扱いとなるよう改める。

就職支援事業の創設に伴う特別会計に関する法律における規定の整備
（附則第8条関係）

1　制度の趣旨・概要

特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第96条においては、「労働保険特別会計は、（中略）雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。」とされている。

2　改正の趣旨

今般、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）に基づく職業訓練や求職者の訓練期間中の生活支援等を行うための事業（以下「就職支援事業」という。）を雇用保険法の事業として位置付けることとしていることから、当該事業に要する国庫負担分を一般会計から雇用勘定に繰り入れる等の措置を講ずるため、特別会計に関する法律の規定を改める必要がある。

3　具体的内容

次ページ資料「雇用保険制度の概要」において、下線部箇所について、改正措置を講じるもの。

雇　用　保　険　制　度　の　概　要

厚生労働省所管　労働保険特別会計　雇用勘定

事業主・労働者

保険料

徴収勘定

特会法第102条

一般会計より受入等

雇用勘定

【歳　入】

【歳　出】

特会法第102条

（他勘定へ繰入）

他勘定より受入

（徴収勘定）

一般会計より受入

雇保法第66条
特会法第101条

運用収入

積立金より受入

特会法第103条第５項

雇用安定資金より受入

特会法第104条第５項

独立行政法人納付金

雑収入

（補助金、不正受給者等返還金等）

前年度繰越資金受入

（庁舎新営工事の繰越）

失業等給付

（失業等給付費、業務取扱費、施設整備費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入、予備費）

就職支援事業費

二事業

（中小企業退職金共済等事業費、労使関係安定形成促進費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出事業等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、男女均等雇用対策費、独立行政法人運営費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入、予備費）

求職者給付

雇保法第10条第２項３項

一般求職者給付（基本手当等）

雇保法第13条

高年齢求職者給付（高年齢求職者給付金）

雇保法第37条の３

短期雇用特例求職者給付（特例一時金）

雇保法第39条

日雇労働求職者給付（日雇労働求職者給付金）

雇保法第45条，第53条

就職促進給付

雇保法第10条第４項

就業手当

雇保法第56条の２

再就職手当

雇保法第56条の２

常用就職支度手当等

雇保法第56条の２，第58条，第59条

教育訓練給付

（教育訓練給付金）
雇保法第10条第５項、
雇保法第60条の２

雇用継続給付

雇保法第10条第６項

高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金等）

雇保法第61条

育児休業給付（育児休業基本給付金）

雇保法第61条の４

介護休業給付（介護休業給付金）

雇保法第61条の７

事務費

就職支援事業費

雇用安定事業（雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、地域雇用開発助成金等）

雇保法第62条

能力開発事業（キャリア形成促進助成金、職業訓練実施助成金等）

雇保法第63条

剰余（不足）

（積立金）

（雇用安定資金）

（取崩し）

（剰余金積立て（組入れ）又は不足額補足）
積立金：特会法第103条第3項又は4項、雇用安定資金：第104条第3項又は第4項

※ 雇保法・・雇用保険法（平成22年改正）
特会法・・特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）

就職支援事業の創設に伴う住民基本台帳法の規定の整備について
（附則第９条関係）

１　現行制度の概要

（１）住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の７の規定により、都道府県知事は、同法別表第１の上欄に掲げる国の機関等から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとされている。

（２）同法別表第１の７０の項において、上欄に厚生労働省又は独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）、下欄に雇用保険法の附帯事業（雇用安定事業又は能力開発事業）の実施に関する事務の処理が規定されており、厚生労働省等の求めに応じ、本人確認情報の提供がなされているところである。

（３）これは、例えば、雇用安定事業の雇入れ助成金の申請のため、事業主が提出した労働者に係る本人確認資料に疑義が生じた際など、都道府県に本人確認情報の提供を依頼できるようにしておく必要に備えた規定である。

※　継続審議中の「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」（平成２３年４月１日施行（予定））において、機構が行っていた住民基本台帳の利用を必要とする助成金業務については、国に移管することとしている。

このため、同法案において、同事業に係る住民基本台帳法の別表第１の７０の項の規定から「独立行政法人雇用・能力開発機構」を削除することとしている。

２　改正の趣旨

就職支援事業の実施に係る①及び②の事務の処理に関し、それぞれ、以下のとおり、本人確認情報の提供を受ける必要が生じる場合が想定される。

①　特定求職者に対する給付の支給等

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第７条の規定による特定求職者に対する給付の支給や、求職者支援法第５条の規定による助成は、就職支援事業として厚生労働省において行うところ、当該事業の実施のため、特定求職者や訓練実施機関の代表者の氏名等について、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

②　職業訓練の認定

求職者支援法においては、厚生労働大臣が行う職業訓練の認定に関する事務を、新機構に行わせることとしている。

このうち、上記の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）を行う訓練実施機関が、機構に対し職業訓練の認定を申請する際に記載する代表者の氏名等を、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

なお、当該認定行為は、求職者支援法第５条の規定に基づき認定特定求職者職業訓練を実施する者に助成を行う前提として必要なものであり、また、当該助成を雇用保険法第６４条第１項の就職支援事業として行うこととしていることから、機構が行う認定に関し必要な本人確認情報を住民基本台帳から取得できる根拠を規定する必要がある。

３　具体的内容

（１）①の事務の処理に際して厚生労働省が、②の事務の処理に際して機構が、それぞれ本人確認情報の利用をできるようにする必要がある。

（２）このため、住民基本台帳法別表第１の７０の項の上欄に、新たに事務実施主体として、厚生労働大臣と並列して「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を追加し、また、その行う事務として下欄に「雇用保険法第６４条の就職支援事業（の実施に関する事務）」を追加することとする。

厚生労働省設置法の一部改正について（附則第10条関係）

1．改正の概要

（1）現行の厚生労働省設置法（平成11年法律第97号。以下「設置法」という。）第4条第1項に掲げる厚生労働省の所掌事務のうち職業能力開発関係の事務としては、同項第63号から第65号までにおいて、それぞれ

① 公共職業訓練に関すること。

② 技能検定に関すること。

③ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第4条第2項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

が規定されているところ、本法附則において、設置法第4条第1項を改正し、同項の所掌事務に新たに第63号の2として「認定特定求職者職業訓練に関すること。」を加えることとする。

（2）設置法第4条第1項第63号の2の事務を、都道府県労働局長に分掌させる旨の改正を行う。

2．所掌事務の追加について（設置法第4条関係）

（1）本法の施行に伴う新たな所掌事務については、設置法第4条第1項第63号の次に第63号の2として規定することとする。

（2）現行の設置法第4条第1項においては、まず、国が所掌する制度についての規定（職業訓練、技能検定）を挙げ、次に事業主等が独自に行う職業能力開発の奨励についての規定を挙げている。

（3）今般追加する事務については、

- 国が個別法に基づき運営する職業訓練についての事務であること
- 現行の設置法の規定順が「職業訓練に関する制度」、「職業訓練を受講した後の能力評価に関する制度」及び「事業主及び労働者が行う職業能力開発の促進」という規定順となっていること

から、設置法第4条第1項第63号（公共職業訓練に関すること）の次に規定を置くことが適当と考える。

（4）「認定特定求職者職業訓練」という名称は、本法において独自に規定されるものであるが、現行の設置法第4条第1項第63号の「公共職業訓練」及び同項第64号の「技能検定」についても、職業能力開発促進法において規定される用語であるところ、根拠法律を引用していないところ。

（5）これらの例は、根拠法律を引用するまでもなく特定することが可能なものであるところ、「認定特定求職者職業訓練」についてもその点は同様であり、その根拠法令を引用せず規定することとする。

（6）なお、同項においては、第58号の「地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23

号）第2条第1項に規定する地域雇用開発に関すること」のように、根拠法律を引用しているものもあるが、当該地域雇用開発は同項において「求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域について第3章及び第4章に定める措置を講ずることにより、地域的な雇用構造の改善を図ること」とされており、当該定義の趣旨を満たすものとして特定する上では、単に名称を規定するだけでなく、法律上の根拠も明確にする必要があると考えられるものであり、認定特定求職者職業訓練のように、それ自体が特定可能なものについては、特段法律の根拠を規定することは必要ないものと考える。

3．都道府県労働局に分掌させる事務について（設置法第21条関係）

（1）設置法第4条第1項第63号の2に掲げる事務のうち設置法第21条第1項の規定に基づき都道府県労働局が分掌する事務としては、

- 第4条第1項の計画の各管轄区域内の関係者への周知
- 第5条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者への助成

を想定している。

（2）この法律のように、設置法第21条に掲げる事務に関する法律で、法律上は都道府県労働局長の事務は特定されておらず、委任規定のみが置かれているものとしては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の例がある。

（3）なお、設置法第21条の規定は、都道府県労働局が分掌する事務を規定するものであるところ、ここでいう「分掌」とは「一定の機関の権限に属する事務を事務処理の便宜のため、特定の部局又は特定の者に分けて処理させること又は処理する事実」をいうものであり、「事務の分掌をしているということのみでは、外部に対して自己の名においてその権限を行使することはできない」ものである（吉国一郎等編「法令用語辞典（第八次改訂版）」（学陽書房）より）ため、個別法において規定する厚生労働大臣から都道府県労働局長への権限委任とは趣旨を別にするものである。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正について
(附則第11条関係)

1．改正の概要

本条は、

① 本法第3条第1項及び第2項の規定により厚生労働大臣が行う職業訓練の認定及びその取消しについて、同条第3項の規定により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）に行わせることとしていること、

② 第6条の規定により、新機構は認定特定求職者職業訓練を実施する者に対して指導及び助言を行うものとすることとしていること

③ 第16条第4項の規定により、新機構は認定特定求職者職業訓練を実施する者等に対して報告又は文書の提出を求めることができることとしていること、

④ 第17条第3項の規定により、厚生労働大臣は新機構に同条第1項に規定する立入検査又は質問を行わせることができることとしていること

から、法人の根拠法である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「新機構法」という。）について、①から④までの業務（以下「認定業務等」という。）を追加する等の所要の改正を行うもの。

2．業務の追加について（新機構法第11条及び第14条関係）

（1）本法の規定による認定特定求職者職業訓練の認定事務については、新機構法第14条第1項の業務（機構が新機構法第3条の目的を達成するために行う業務）として追加することとする。これは、認定業務等は、新機構法第3条の「求職者（略）の職業の安定（略）を図る」という目的に合致したものであることによる。

（2）また、新機構においては、職業能力開発業務について新機構の中期計画、年度計画等について労働者、事業主及び学識経験者からなる運営委員会の議を経ることとしているところ、認定業務等についても職業訓練に関する業務として、運営委員会の関与の対象とすることとするものである。

3．区分経理について（新機構法第16条関係）

（1）新機構法においては、財源の種類に応じて、経理を区分することとしているところ、現行では、各業務の財源は、

①新機構法第14条第1項第1号から第4号までに掲げる事務及びこれらに附帯する業務：労働保険特別会計雇用勘定（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条の雇用安定事業として）

②新機構法第14条第1項第5号に掲げる事務及びこれに附帯する業務：一般会計

③新機構法第14条第1項第6号に掲げる事務及びこれに附帯する業務：障害者雇用納付金収入等

④職業能力開発業務（新機構法第14条第1項第7号に掲げる事務及びこれに附帯

する業務並びに同条第3項に規定する業務）：労働保険特別会計雇用勘定（雇用保険法第63条の能力開発事業として）

となっている。

（2）認定業務等については、（1）の①から④までのいずれとも異なり、雇用保険法第64条の就職支援事業として、労働保険特別会計雇用勘定から運営費交付金を交付することとなるため、新たな経理区分を設けるものである。

（3）新機構法第11条の改正により、職業能力開発業務に、新機構法第14条第1項第8号に掲げる認定業務等が追加されたが、認定業務等は、上記（2）のとおり、他の職業能力開発業務に含まれる業務とは別に新たな経理区分を設けるため、新機構法第16条第4号においては「職業能力開発業務」から認定業務等を除いたものを規定する必要があるため、「第14条第1項第7号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第3項に規定する業務」と規定することとする。

3．緊急時における厚生労働大臣の要求について（新機構法第18条関係）

（1）独立行政法人に対しては、原則として、緊急時等においてのみ主務大臣による関与が限定的に認められているところ、新機構法においても、第18条の規定により厚生労働大臣が特定の業務を実施することを新機構に要求することができることとされている（同様の規定は、他の独立行政法人にも一般的に置かれているところ）。

（2）本法の施行に伴い、新機構に新たに認定業務等が追加されることから、これについても新機構法第18条の要求業務の対象とするものである。

4．その他（新機構法附則第5条関係）

新機構法附則第5条第8項の読替規定において引用されている本則の条文の改正を反映するため、技術的な改正を行う。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案

用例集

目次

I　本則関係……一
【法律の名称関係】……一
【第一条関係】（目的）……一
【第二条関係】（定義）……四
【第三条関係】（認定特定求職者職業訓練）……四
【第四条関係】（認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画）……十三
【第五条関係】（認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成）……十七
【第六条関係】（指導及び助言）……二十一
【第七条関係】（求職者訓練受講支援給付の支給）……二十八
【第八条関係】（給付制限）……三十一
【第九条関係】（返還命令等）……三十二
【第十条関係】（受給権の保護）……三十三
【第十一条関係】（公課の禁止）……三十三
【第十二条関係】（就職支援計画の作成）……三十四
【第十三条関係】（就職への努力）……三十五
【第十四条関係】（時効）……三十六
【第十五条関係】（報告等）……三十六
【第十六条関係】（立入検査）……四十一
【第十七条関係】（雇用保険法との関係）……四十五
【第十八条関係】（船員となろうとする者に関する特例）……四十五
【第十九条関係】（権限の委任）……四十七
【第二十条関係】（厚生労働省令への委任）……四十七
【第二十一条関係】……四十七
【第二十二条関係】……四十八
【第二十三条関係】……四十八
II　附則関係……四十九

【附則第二条関係】（検討）……四十九
【附則第三条関係】（準備行為）……五十
【附則第四条関係】……五十一
【附則第五条関係】（雇用保険法の一部改正）……五十三
【附則第六条関係】（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）……五十八
【附則第七条関係】（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）……五十八
【附則第十条関係】（厚生労働省設置法の一部改正）……五十八
【附則第十一条関係】（独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構法の一部改正）……五十九

Ⅲ　理由関係……六十一
【理由関係】……六十一

【法律の名称関係】

・「～の実施による」

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

・定義された「特定～」を法律の名称に用いている例

○　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

（定義）

第二条　（略）

1　この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

・「就職」及び「支援」を同一の条文で用いている例

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条

2

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

【第一条関係】

・構文の例

○　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

（目的）

第一条　この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安

定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

・定義を置いている語の定義を目的規定で規定していない例

○　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

・「職業訓練を受ける」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（能力開発事業）

第六十三条

五　職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第十一条に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

・「～を容易にするための給付」

○雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

（職業転換給付金の支給）

第十八条

二　求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

【第一条及び第二条関係】

・定義を置いている語を目的規定で用いている例

○　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）

（目的）

第一条　この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（同条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）であつて、次に掲げるもの（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。）をいう。

一・二　（略）

2　この法律において「特定原動機」とは、特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される装置で主務省令で定めるものをいう。

3　この法律において「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

・定義規定の用語が一つで、総則が目的規定と定義規定だけで構成されている例

○　野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、その価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付等の措置を定めることにより、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。

・国が直接実施しないものについて「実施する」としている例

○原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）

（目的）

第一条　この法律は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、使用済燃料再処理等積立金の積立て及び管理のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

○都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）

（目的）

第一条　この法律は、都市鉄道のネットワークが相当程度拡充されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の機能の高度化を図るために必要な都市鉄道施設の整備等を促進することにより都市鉄道等の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることにかんがみ、既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道利便増進事業を円滑に実施し、併せて交通結節機能の高度化を図るために必要な措置を定めることにより、都市鉄道等の利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。

【第二条関係】

・「求職の申込み」

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（中高年齢失業者等求職手帳の発給）

第二十条

一　公共職業安定所に求職の申込みをしていること。

【第三条第一項】

・「技能及び知識の習得」と「職業能力の開発及び向上」の関係に関する例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（熟練技能等の習得の促進）

第十二条の二　事業主は、必要に応じ、労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及びこれに関する知識（以下この条において「熟練技能等」という。）に関する情報を体系的に管理し、提供することその他の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

2　（略）

・「訓練を行う者」の用例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）
第十条の四　（略）
2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。
3　（略）

・国、独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県以外の主体が職業訓練を行う場合について規定されている例
○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
第九条　事業主は、その雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

○独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）
（業務の範囲）
第十一条　（略）
2～4　（略）
5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・国、独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県以外の主体が職業訓練を行う場合について規定されている例
○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
第九条　事業主は、その雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設その他職業能力

の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによって行うことができる。

○独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）

第十一条　（略）

2～4　（略）

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・略称のない計画を「第○項の計画」として引用する用例

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）

（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）

第四条　政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の債務の負担の軽減により、高速道路利便増進事業のために必要となる高速道路貸付料（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項第六号に規定する貸付料をいう。以下この条において同じ。）の額の減額を機構が行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図るため、平成二十一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日（以下「承継日」という。）において、承継日における次に掲げる機構の債務（以下「機構債務」という。）で第四項の同意（第八項の変更の同意を含む。）を得た次項の計画（以下「同意計画」という。）に定められたものを、一般会計において承継する。

一・二　（略）

2　機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行っている高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあっては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるものとする。

一～五　（略）

3～10　（略）

○国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第百三十四号）

（国民の意見を反映した管理経営の実施）

第六条　政府は、国有林野事業を適切に実施するため、あらかじめ広く国民の意見を聴いて、国及び地域の段階で、それぞれ国有林野の管理経営に関する計画を策定し、これらを公表するものとする。

2　政府は、前項の計画において、前条第一項の方針に従った管理経営の内容を明らかにするものとする。

・「就職に必要な」の例

○地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（地域雇用開発のための事業）

第十条　政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画（同条第八項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。）に係る自発雇用創造地域（以下「同意自発雇用創造地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であって、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

2　（略）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（失業の認定）

第十五条　（略）

2　（略）

3　失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であって、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

4・5　（略）

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一・二　（略）

三　国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。）

四　（略）

2　（略）

・「基礎的な技能及びこれに関する知識」の例

○　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）

（最低賃金の減額の特例）

第七条　使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

一　精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二　試の使用期間中の者

三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四　軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

・「認定をすることができる」の用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（実施計画の認定）

第二十六条の三　実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、実習併用職業訓練の実施計画（以下この節において「実施計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。

2　（略）

3　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

・「その他の○○省令で定める基準に適合するもの」の用例

○　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条　厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

○　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（生物由来製品に関する記録及び保存）

第六十八条の九　（略）

2～5　（略）

6　生物由来製品の承認取得者等は、その承認を受けた生物由来製品の一の品目のすべてを取り扱う販売業者その他の厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、第一項に規定する記録又は保存の事務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、生物由来製品の承認取得者等は、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

7・8　（略）

○　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（特定医療機器に関する記録及び保存）

第七十七条の五　（略）

2・3　（略）

4　特定医療機器の承認取得者等は、その承認を受けた特定医療機器の一の品目のすべてを取り扱う販売業者その他の厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、記録等の事務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、特定医療機器の承認取得者等は、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5・6　（略）

・「…計画に即したものであること、…その他○○省令で定める基準に適合するもの」の用例

○　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）

（農業経営の改善及び安定のための計画の認定）

第五条　基盤整備計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設（農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員（以下「参加構成員」という。）の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

（農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定）

第七条　計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

・「…計画に即して」の用例

○　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

第四十七条　認定保護増殖事業等（国の保護増殖事業、前条第二項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。）は、第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

2～4　（略）

・認定対象の名称を「認定○○」としている用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（表示等）

第二十六条の五　認定事業主は、認定実施計画に係る実習併用職業訓練（以下「認定実習併用職業訓練」という。）を実施するときは、労働者の募集の広告その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2　（略）

○　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（計画の変更等）

第六条　（略）

2　都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（改善計画の変更等）

第九条　（略）

2　都道府県知事は、認定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の変更等）

第十四条　（略）

2　（略）

3　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の認定を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　第十二条第一項の認定に係る実施計画（第一項の規定による認定又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき。

四　（略）

4　（略）

【第三条第三項関係】

・「○○大臣は、～事務（業務）の全部又は一部を○○機構に行わせるものとする。」の例

○　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）

（障害者職業センターの設置等の業務）

第十九条　（略）

2　厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（事業主等に対する援助等）

第四十九条　（略）

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（次項において「機構」という。）に行わせるものとする。

3　（略）

・大臣がその指定する者に認定を行わせることとしている例

○　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）

（立入りの認定）

第二十四条　国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

一・二　（略）

2～8　（略）

（指定認定機関）

第二十五条　環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条に規定する環境大臣又は都道府県知事の事務（以下「認定関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2～6　（略）

○　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）

（工事完成後の認定）

第八条　第四条の規定により建造又は改造の許可を受けた者は、その許可に係る動力漁船がしゆん工し、又は改造工事が完成したときは、当該漁船につき、同条第三項第三号から第八号までに掲げる事項に係る許可の要件及び性能の基準と一致しているかどうかについて、農林水産省令又は都道府県規則の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、計画総トン数五トン未満の動力漁船については、この限りでない。

（指定認定機関）

第九条　農林水産大臣又は都道府県知事は、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条の規定による認定（以下「認定」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2　（略）

【第四条関係】

・「実施に関する計画」の例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であって、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たっては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

・大臣等による実施計画・方針等の作成の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業訓練の実施に関する計画）

第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

・国以外の者が実施主体となる事業について計画を定める例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であって、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たっては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

○　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

（作成）

第四条の二　農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3　土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

4　農林水産大臣は、第一項の規定により土地改良長期計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

5　農林水産大臣は、土地改良長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。

○　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）

（生態系維持回復事業計画）

第三十条の二　環境大臣及び生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）を行おうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、中央環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2　生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　生態系維持回復事業の目標

二　生態系維持回復事業を行う区域

三　生態系維持回復事業の内容

四　前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

5　第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

（生態系維持回復事業の実施）

第三十条の三　（略）

2　（略）

3　国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4～9　（略）

・国以外の者のみが実施主体となる事業について計画を定める例

○　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）

（最終処分計画）

第四条　経済産業大臣は、基本方針に即して、経済産業省令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（以下「最終処分計画」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2　最終処分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の量及びその見込み

二　前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の規模及び能力に関する事項

三　概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項

四　特定放射性廃棄物の最終処分の実施の方法に関する事項

五　その他特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関し必要な事項

3　経済産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（前項第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあっては、原子力安全委員会）の意見を聴かなければならない。

4　経済産業大臣が最終処分計画を定めるには、閣議の決定を経なければならない。

5　経済産業大臣は、第二項第三号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

6　経済産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更する必要が生じたときは、最終処分計画を改定するものとする。

7　第一項から第五項までの規定による最終処分計画の改定について準用する。

※　最終処分計画に沿って、同法に規定する法人である原子力発電環境整備機構が最終処分を実施。

○　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）

第七条　主務大臣は、基本方針に即して、主務省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする分別基準適合物の再商品化に関する計画（以下「再商品化計画」という。）を定めなければならない。

2　再商品化計画においては、特定分別基準適合物ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。
一～四　（略）
3　主務大臣は、再商品化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

※　当該計画に沿って、容器包装事業者が再商品化を実施。

・「○○計画を定めるに当たっては、関係行政機関の長…の意見を聴くものとする。」の例
○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
（職業能力開発基本計画）
第五条　（略）
2～4　（略）
5　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。
6・7　（略）

・「関係行政機関の長その他の関係者」の例
○　統計法（平成十九年法律第五十三号）
（資料の提出及び説明の要求）
第五十六条　総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

【第五条関係】
・「奨励するため」の例
○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
（事業主等に対する助成等）
第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（職業訓練の実施）

第八条　国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2　国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

○　日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）

（事業）

第八条　日本学士院は、次の事業を行う。

一　学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞

二　会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行

三　その他学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行うことを適当とするもの

・「～に対して、必要な助成…を行う」の例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第六十二条　政府は、被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一　景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二　離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十六条第一項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

三　定年の引上げ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条に規定する継続雇用制度の導入等により高年齢者の雇用を延長し、又は同法第二条第二項に規定する高年齢者等（以下この号において単に「高年齢者等」という。）に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

四　雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多

数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主その他雇用に関する状況を改善する必要がある地域における労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五　（略）

・「助成を行う」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（中央協会に対する助成）

第七十六条　国は、中央協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

（都道府県協会に対する助成）

第八十七条　都道府県は、都道府県協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

2　国は、前項に規定する助成を行う都道府県に対して、これに要する経費について補助することができる。

○　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）

（地方公共団体の出資等）

第二十一条　（略）

2　関係地方公共団体は、同意特定鉄道の整備を促進するため必要があると認めるときは、特定鉄道事業者に対して補助、貸付けその他の助成を行うことができる。

3　（略）

・「予算の範囲内において～助成…できる」の用例

○　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）

（防音構造化の促進等）

第十三条　（略）

2　道路管理者は、特定住宅の所有者が、当該特定住宅を、前項の制限が定められた区域外に移転し、又は除却する場合には、当該特定住宅の所有者及び当該特定住宅に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却に関し、必要な助成措置を講ずることができる。

3　（略）

○　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）

（移転の補償等）
第五条　（略）
2　（略）
3　国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

・使途を特定しない金銭について「予算の範囲内」で交付するとしている例

○　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）
（労働保険事務組合に対する報奨金）
第二十三条　政府は、当分の間、政令で定めるところにより、徴収法第三十三条第一項の委託に基づき同条第三項の労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労働保険事務組合に対して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

○　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）
（奨励金等）
第十一条　政府は、核原料物質の開発に寄与する者に対し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。
（奨励金等）
第十九条　政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明に関し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。

・雇用保険事業に係る交付金等について「予算の範囲内において」を用いている例

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）
（交付金）
第二十三条　国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用安定事業等関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

○　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）
（交付金）
第三十五条　国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は

一部に相当する金額を交付することができる。

【第六条関係】
・認定主体が認定先に対して助言及び指導を行う例

○　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）

（認定基準等）

第六条　所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一～六　（略）

2～7　（略）

（助言及び指導）

第十五条　所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

○　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）

（認定の基準）

第三条　都道府県知事は、前条第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一～八　（略）

第七条　地方公共団体は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

○　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）

（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例）

第十六条　一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けた食鳥処理業者（以下「認定小規模食鳥処理業者」という。）は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3～8　（略）

9　都道府県知事は、認定小規模食鳥処理業者に対し、第五項の確認の適正な実施のため必要な技術的な指導及び助言を行うもの

とする。

・法人が助言、指導等を行うこととされている例

○ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）

（承継銀行の経営管理）

第三十条　（略）

2　（略）

3　機構は、承継銀行に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。

4　（略）

○ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（連合会の業務）

第百七十六条　連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一　（略）

二　指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言

2　連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、介護保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

一～三　（略）

○ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）

（民間都市機構の行う拠点施設整備事業支援業務）

第十五条　民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による拠点施設整備事業を推進するため、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一　（略）

二　認定事業者に対し、必要な助言、あっせんその他の援助を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2・3　（略）

・「効果的な実施」の例

○　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）

（国等の援助等）

第八条　国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　（略）

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）

（国等の援助等）

第十二条　国及び地方公共団体は、活性化計画に基づく事業等を実施する者に対し、当該事業等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　（略）

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

（国等の援助等）

第七条　国及び地方公共団体は、基本計画に基づき実施される活用行事及び特定事業等（以下「計画活用行事等」という。）の実施主体に対し、計画活用行事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2・3　（略）

・「必要な指導及び助言」の例

○　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（指導及び助言）

第四十八条の二　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

○　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）

（指導及び助言）

第十二条　国は、認定商店街活性化事業者又は認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化事業又は認定商店街活

性化支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）

（指導及び助言）

第十六条　国は、認定農商工等連携事業者又は認定農商工等連携支援事業者に対し、当該認定農商工等連携支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（指導及び助言）

第十一条　国及び都道府県は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者並びに認定中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（指導及び助言）

第十六条　厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

・「機構は～行うものとする。」の例（作用法において）

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

第五条　機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者

であるときは、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であって、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行うものとする。

2・3　（略）

○　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）

（特定先端大型研究施設の設置者の業務）

第五条　（略）

2　日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

○　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

（機構による優先出資の引受け等）

第百一条　機構は、前条第三項の規定による決定がされたときは、当該決定に従い、優先出資の引受け等を行うものとする。

2　（略）

○　畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）

（買入れ）

第七条　（略）

2～4　（略）

5　機構は、指定乳製品又は指定食肉の買入れについては、第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項の規定による買入れを優先的に行うものとする。

・現行の独立行政法人雇用・能力開発機構の事務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。

二　厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。

三　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。

四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

五　建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。

六　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項（厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。）及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

八　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。

九　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　勤労者財産形成促進法第九条第一項及び第十条の三に規定する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職

業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・現行の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の事務

○　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業として行うものとする。

・独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案附則第十三条（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務関係部分）

附　則

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

第十一条第二項中「から第四号まで」の下に「及び第七号」を、「雇用安定事業」の下に「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」を加え、同条に次の二項を加える。

3　機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

第十一条を第十四条とする。

【第七条関係】

・「・・・が～することを支援するための給付」との構成となっている名称の例

○母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

（母子家庭自立支援給付金）

第三十一条　都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

一～三　（略）

・本人向け給付で「～支援給付」との名称となっている例

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（自立支援給付）

第六条　自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給とする。

・給付金の種類が一つで、「国は、・・・給付（金）を支給する。」としている例

○　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）

（特別障害給付金の支給）

第三条　国は、特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。

・「その属する世帯の他の世帯員の所得の状況・・・その他の事情を勘案して～令で定める基準に該当する場合に」

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（支給認定等）

第五十四条　市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。

・「～を限度として支給する。」

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（支給の期間及び日数）

第二十条　基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。）内の失業している日について、第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

一～三　（略）

・限度期間が政省令で規定されている例

○　公害健康被害の補償等に関する法律

（昭和四十八年十月五日法律第百十一号）

（遺族補償費の支給）

第二十九条　都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、死亡した被認定者の遺族の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、遺族補償費を支給する。

2　（略）

3　遺族補償費の支給は、政令で定める期間を限度として行なう。

4・5　（略）

・給付額が省令で規定されている例

○　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

附則

（障害前払一時金及び遺族前払一時金）

第五条　協会は、当分の間、第八十七条の規定に基づく障害年金を受けることができる者（同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を障害前払一時金としてその者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額に障害の程度に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た額を限度とする。

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2・3　（略）

4　技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。

5　（略）

・「○○が、・・・ときは、～は、支給しない。」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（就業促進手当）

第五十六条の二　（略）

2　受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。）が、前項第一号ロ又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給を受けたことがあるときは、前項の規定に

かかわらず、就業促進手当は、支給しない。

3～5　（略）

・「～の日の〇年前の日から～の日の前日までに」

〇　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（特別遺族一時金）

第六十二条

死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあっては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあっては改正法の施行の日において、死亡労働者等が改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において、特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

・「～の期間の初日」

〇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

（介護休業の申出）

第十一条

4　第一項ただし書及び第二項（第二号を除く。）の規定は、期間を定めて雇用される者であって、その締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日（第十三条において準用する第七条第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日）とする介護休業をしているものが、当該介護休業に係る対象家族について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

【第八条関係】

・不正受給の場合に給付制限を行っている例

〇　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付制限）

第三十四条　偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得し

た受給資格に基づく基本手当を支給する。

3　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなつた場合においても、第二十二条第三項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

・「以後において・・・新たに」

○駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）

（就職指導等）

第十条の二

四　当該離職の日以後において新たに安定した職業についたことのないこと。

【第九条関係】

・不正受給の場合に不正により受給した額の返還命令、当該額の二倍に相当する額以下の納付命令を設けている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　徴収法第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に

準用する。

・附帯事業において、不正受給の場合に返還命令、納付命令を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。

3・4　（略）

【第十条関係】

・受給権の保護を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（受給権の保護）

第十一条　失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

○　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

（譲渡等の禁止）

第二十一条　職業転換給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

【第十一条関係】

・公課の禁止を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（公課の禁止）

第十二条　租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

○　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

（公課の禁止）

第二十二条　租税その他の公課は、職業転換給付金（事業主に対して支給するものを除く。）を標準として、課することができない。

【第十二条第一項関係】

・構文の例

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一～四　（略）

2　（略）

・「就職」、「支援」を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則

（給付日数の延長に関する暫定措置）

第五条　受給資格に係る離職の日が平成二十四年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

一　（略）

二　前号に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

2～4　（略）

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条　（略）

2　都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「～作成するものとする。」

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一～四　（略）

2・3　（略）

・「公共職業安定所が行う・・・職業指導」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付日数を延長した場合の給付制限）

第二十九条　訓練延長給付（第二十四条第二項の規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ。）、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

【第十三条関係】

・就職への努力を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（就職への努力）

第十条の二　求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

【第十四条関係】

・時効を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（時効）

第七十四条　失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

【第十五条関係】

・附帯事業において、報告徴収に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　（略）

2・3　（略）

4　政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関して必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者（同項の規定に該当すると認められる者を含む。）又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

（報告等）

第十二条　都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

・雇用保険法における報告徴収に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（報告等）

第七十六条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若し

くは職業指導を行う職業紹介事業者等又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3・4　（略）

第七十七条　行政庁は、被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

・「～又は・・・若しくは～に対し」

（事業主等に対する報告の徴収等）

第七十三条　厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合若しくは労災保険法第三十五条第一項に規定する団体（以下「労働保険事務組合等」という。）に対し、報告、文書の提出又は出頭を求めることができる。

・金融機関等に対し、報告を求めることができるとする規定を設けている例

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（資料の提供等）

第十二条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

（資料の提供等）

第百十三条の二　市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

・報告徴収規定及び立入検査規定において「○○である者」及び「○○であった者」の双方を対象としている例

○　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）

（報告及び検査）

第五十四条　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5　（略）

6　第一項又は前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7　第一項又は第三項から第五項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（報告等）

第百十五条の二十七　市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（報告等）

第四十八条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4　（略）

・「機構（独立行政法人）は、～報告（若しくは文書の提出）を求めることができる。」の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（特別事業主に対する報告の徴収等）

第五十条の六　機構（※）は、特別拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（※：独立行政法人環境再生保全機構）

○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）

（報告等）

第三十八条　機構は、業務の執行に必要な限度において、退職金共済契約の共済契約者又は被共済者に対して、報告又は文書の提出を求めることができる。

（保険医療機関等に対する報告の徴収等）

第五十五条　機構は、第十三条第一項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　第五十条の六第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3　機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。

（公務所等への照会）

第八十一条　厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必

要な事項の報告を求めることができる。

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（事業主等に対する援助等）

第四十九条　国は、高年齢者等（厚生労働省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高年齢者等職業安定対策基本方針に従い、事業主、労働者その他の関係者に対し、次に掲げる措置その他の援助等の措置を講ずることができる。

一　定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（次項において「機構」という。）に行わせるものとする。

3　機構は、第一項第一号に掲げる措置の実施に関する事務を行う場合において当該事務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）

（資料の提出等）

第五十二条　（略）

2　機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主、その団体、第四十九条第一項第四号のニイに規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人（第八十二条第一項において「事業主等」という。）に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

助言及び指導の業務に関して報告徴収を行う旨規定している例

○道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）

（自動車教習所）

第九十八条　（略）

2　（略）

3　公安委員会は、前項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、自動車の運転に関する教習の適正な水準を確保するため、当該自動車教習所における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言をするものとする。

4　（略）

5　公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、第三項の指導又は助言をするため必要な限度において、第二項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

○瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）

（報告の徴収）

第十二条の六　関係府県知事は、前条の指導、助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、第五条第一項に規定する区域において事業活動に伴つて指定物質を公共用水域に排出する者で政令で定めるもの（次項において「指定物質排出者」という。）に対し、汚水又は廃液の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

2　（略）

【第十六条関係】

・附帯事業において、立入検査に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（立入検査）

第十三条　労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　労働基準監督署長は、第七条の確認をするため必要があると認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3　前二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

・「大臣は、…当該職員に」の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（事業主等に対する報告の徴収等）

第七十三条　（略）

2　厚生労働大臣は、特別遺族給付金の支給に関し必要があると認めるときは、当該職員に、労災保険の保険関係が成立している事業の事業場又は労働保険事務組合等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4　（略）

○　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）

（立入検査）

第百十八条　内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、当該職員に郵便貯金銀行（郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者を含む。）の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣又は総務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に郵便貯金銀行の子法人等若しくは郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、郵便貯金銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3～6　（略）

・「帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（特別事業主に対する報告の徴収等）

第五十条の六　機構は、特別拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2・3　（略）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（立入検査）

第七十九条　行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2・3　（略）

・独立行政法人に立入検査を委任している例

○薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（機構による立入検査等の実施）

第六十九条の二　厚生労働大臣は、機構に、前条第一項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第三項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2　機構は、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3　第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

4　前項に規定する機構の職員は、第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）

（立入検査等）

第三十七条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定適合性評価機関に対し、その認定に係る事業に関し報告をさせ、又はその職員に、認定適合性評価機関の営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る事業の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　（略）

3　前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

5　主務大臣は、前項の規定により機構に立入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

6　機構は、前項の指示に従って第四項に規定する立入検査又は質問を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

7　第四項の規定により立入検査又は質問をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

・法人が大臣に代わって立入検査を行う場合に、証明書の携帯及び提示に関する規定を準用している例

○　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）

（立入検査）

第三十六条　行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等（金融機関代理業者を含む。）の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4・5　（略）

6　行政庁は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（第三章及び第四章の規定による手続が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

○　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

（立入検査）

第百三十七条　内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等（金融機関代理業者を含む。）の営業所（信用金庫等にあつては、事務所）その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関等の子会社又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4・5　（略）

6　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（次に掲げる事

項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

一～三　（略）

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

【第十七条関係】

・個別法に規定する事業を、雇用保険法の附帯事業と位置付けている例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（雇用保険法との関係）

第九十六条　国による公共職業能力開発施設（障害者職業能力開発校を除く。）及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第十五条の二第一項及び第二項（障害者職業能力開発校に係る部分を除く。）、第十五条の三、第七十六条及び第八十七条第二項の規定による助成等は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条に規定する能力開発事業として行う。

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（労働者災害補償保険法との関係）

第九条　この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。

【第十八条関係】

・船員となろうとする者を読み替えている例

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（船員となろうとする者に関する特例）

第十八条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員（以下「船員」という。）となろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九条（第十一条において準用する場合を含む。）中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第十六条中「公共職業安定所、都道府県、市町村及び独立行政法人雇用・能力開発機構」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）、都道府県及び市町村」とする。

2　その地域内に居住する求職者のうち、船員となろうとする者の占める割合が相当程度のものである地域に係る地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画については、第五条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第八項において準用する

場合を含む。）並びに第七項並びに第六条第一項並びに同条第五項及び第六項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣及び国土交通大臣」とする。

・読み替え後に、「地方運輸局」と「厚生労働省令」が同一の条文に規定されることとなる読み替え例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（船員に関する特例）

第七十九条の二　船員である者が失業した場合に関しては、第十条の四第二項中「又は業として」とあるのは「若しくは業として」と、「除く。）」とあるのは「除く。）又は船員職業安定法第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者若しくは業として同条第五項に規定する職業指導（船員の職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。第十五条第五項において同じ。）及び船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法第七条第二項に規定する船員雇用促進センターをいう。以下同じ。）を除く。）」と、第十五条第二項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条、第二十四条、第二十九条第二項、第三十条、第三十一条第二項、第三十二条第二項及び第三項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条第一項、第二項及び第七項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第四項、第三十九条第二項、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項、第四十七条第二項、第五十一条第一項、第五十二条第一項及び第二項、第五十三条第一項、第五十六条の三第一項並びに第五十九条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」又は「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、同条第五項中「職業安定機関」とあるのは「職業安定機関、地方運輸局、船員雇用促進センター」と、第二十九条第一項、第三十二条第一項第一号及び第四十三条第一項第一号及び第五十八条第一項中「公共職業安定所の」又は「公共職業安定所長の」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の」又は「公共職業安定所長若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長の」と、第二十九条第一項中「公共職業安定所が」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）が」と、第三十二条第一項第四号及び第五十二条第一項第三号中「事業所」とあるのは「事業所又は船員職業安定法第二十一条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する船舶」と、第五十八条第一項中「公共職業安定所長が」とあるのは「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が」とする。

・読替規定で「（・・・を含む。以下同じ。）」と読み替えている例

○　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）

附　則　（平成一九年四月二三日法律第三〇号）

第百十三条　前条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金の支給に要する費用に関する第七条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「事業」とあるのは「事業（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百十二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金を支給する事業（以下「給付金支給事業」という。）を含む。）」と、同法第十二条第二項中「及び社会復帰促進等事業」とあるのは「及び社会復帰促進等事業（給付金支給事業を含む。以下同じ。）」とする。

【第十九条関係】

・権限の委任に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（権限の委任）

第八十一条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

【第二十条関係】

・厚生労働省令への委任に係る規定

（厚生労働省令への委任）

第八十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

【第二十一条関係】

・雇用保険法の個人（被保険者、受給資格者等）に対する罰則規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第八十五条　被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合

二　第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合
三　第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

・附帯事業において、罰則を設けている例
○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
第十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一　第八条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
二　第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
三　第十三条第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

【第二十二条関係】
・独立行政法人が行う立入検査等に係る罰則を規定している例
第八十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一～八　（略）
九　第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による立入検査（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による質問（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
十～十二　（略）

【第二十三条関係】
・「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）」への両罰規定の例
○　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
第百条の七　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一～四　（略）

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

○　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

第七十五条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一～四　（略）

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【附則第二条関係】

・　施策の在り方に係る検討規定の例

○　児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号）

附則（平成二二年六月二日法律第四〇号）　抄

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年五月二十六日法律第三十号）

附則（平成一九年一二月五日法律第一二五号）　抄

（検討）

第九条

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福

祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（検討）

第三条　（略）

2　（略）

3　政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

附　則　（平成一四年法律第一一九号）

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行の状況を勘案し、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点から、母子家庭等の児童の親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附則第三条関係】

・「認定（及びこれに関し必要な）手続その他の行為は、…施行（日）前においても、…する（行う）ことができる。」の例

○電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）

附　則

第一条　（略）

2　この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。）第二十四条の二第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても、新法の例によりすることができる。

3　（略）

○建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）

附　則

（準備行為）

第二条　（略）

2　新基準法第二十条又は同条に基づく命令の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は

、この法律の施行前においても、新基準法第六十八条の二十六の規定の例により行うことができる。

○介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）

第十七条　前三条に規定するもののほか、介護保険法及びこの法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、介護保険法第二十七条又は同法第三十二条の規定による要介護認定又は要支援認定の手続、同法第七十条の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の手続、同法第七十九条の規定による同法第四十六条第一項の指定の手続、同法第八十六条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の手続、同法第九十四条の規定による開設の許可の手続、同法第百七条の規定による同法第四十八条第一項第三号の指定の手続、同法第百十七条の規定による市町村介護保険事業計画の策定の準備、同法第百十八条の規定による介護給付費審査委員会の委員の委嘱の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

・法人が準備行為を行う例

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）

附　則

（準備行為）

第二条　機構は、この法律の施行の日前においても、被害回復分配金支払業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

○総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

附　則

（準備行為）

第二条　支援センターは、その成立後、第三十条の規定の施行前においても、同条に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）

附　則

（協会の準備行為に関する経過措置）

第十九条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、協会が管掌する船員保険の事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

【附則第四条関係】

・「施行前においても、～を定めることができる。」の例

・動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）

附　則

（施行前の準備）

第二条　環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

2　環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

（漁港漁場整備基本方針に関する経過措置）

第二条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の漁港漁場整備法（以下「新法」という。）第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の二第一項から第三項までの規定の例により、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めることができる。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第六条の二第一項及び第二項の規定により定められた漁港漁場整備基本方針とみなす。

○「施行日において～計画とみなす。」の例

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

第三条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、新法第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の三第一項から第四項までの規定の例により、漁港漁場整備事業に関する長期の計画の案を定め、閣議の決定を求めることができる。この場合において、同条第一項中「漁港漁場整備基本方針」とあるのは、「漁港法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」と読み替えるものとする。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業に関する長期の計画は、施行日において新法第六条の三第一項から第三項

までの規定により定められた漁港漁場整備長期計画とみなす。

【附則五条関係】

・「・・・を行い、併せて」の例

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

第五条

１７

一　地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。

・「必要な事業を行うことができる」とされている例

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第八十二条　（略）

２　保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

３～５　（略）

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）

第百五十条　（略）

２　保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

３～６　（略）

・「就職」と「支援」を一つの条文で用いている例

○母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

（寡婦就業支援事業等）

第三十五条　（略）

２　（略）

三　寡婦及び事業主に対し、雇用情報の提供その他寡婦の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「奨励するため」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）抄

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

・「～に対して、必要な助成…を行う」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）抄

第六十二条　政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一　景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二～四　（略）

・業務規定以外で「給付を支給すること。」としている例

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（事業主等に対する援助等）

第四十九条

一　定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

・複数の項において「○○給付」と規定されている場合の、他の条での当該給付の引用の仕方の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（特別遺族弔慰金等の支給）

第二十条　次に掲げる者の遺族（第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。）に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。

（特別遺族給付金）

第五十九条　厚生労働大臣は、この節に定めるところにより、死亡労働者等の遺族であって、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、その請求に基づき、特別遺族給付金を支給する。

2　前項の特別遺族給付金（以下「特別遺族給付金」という。）は、特別遺族年金又は特別遺族一時金とする。

3　特別遺族年金の額は、労災保険法の規定による遺族補償年金の額等を勘案し、特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて政令で定める額とする。

4　特別遺族一時金の額は、労災保険法の規定による遺族補償一時金の額等を勘案し、第六十二条各号の区分に応じて政令で定める額とする。

5　特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から六年を経過したとき（第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあっては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあっては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、六年を経過したとき）は、することができない。

・「未施行の法律を引用している例」

○消費者庁設置法案（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）として成立・施行）抄

（所掌事務）

第四条　消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　消費者安全法（平成二十年法律第▼▼▼号）の規定による消費者安全の確保に関すること。

五～二十七　（略）

・「・・・項に規定する～給付」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則

第十四条　国庫は、平成二十一年度における第六十六条第一項に規定する求職者給付及び雇用継続給付並びに第六十七条に規定する求職者給付に要する費用の一部に充てるため、前条第一項に規定する額のほか、三千五百億円を負担する。

・「個別法において独立行政法人への委任を規定している例」

○地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）抄

（地域雇用開発のための助成及び援助）

第七条　政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項の助成及び援助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

○中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）抄

（雇用安定事業等としての助成及び援助）

第七条　政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする。

一～五　（略）

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

・他法に規定された納付金に係る国庫負担について規定している例

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第七十条　国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（第七十三条第一項及び第百四条において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十四を負担する。

一　被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養

費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の三第一項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を控除した額

二　前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律　の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）

2　（略）

・「・・・に規定する○○給付に要する費用」の例

○　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令　抄

（平成二十一年政令第二百九十六号）

（平成十九年改正法附則第四十条第一項の規定により労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担する交付金等）

第四十七条

3　労働者災害補償保険の管掌者たる政府は、毎年度において平成十九年改正法附則第四十条第一項の規定により協会に交付した額が当該年度において協会が要した同項に規定する保険給付に要する費用及び保険給付事業の事務の執行に要する費用の額に満たないときは、その満たない額を翌々年度までに協会に交付するものとする。

・「「一」部の事業」に要する費用及び（並びに）「事業全体」の事務の執行に要する費用」の例

○　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（保険料率）

第百六十条　（略）

3　（略）

三　保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

・他の事業の費用を付帯的に含ませる場合に「・・・を含む。）」としている例

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（保険料）

第八十一条　政府は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

○介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（保険料）
第百二十九条　市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

【附則第六条関係】
・国庫負担に関する経過措置の規定の例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
附　則（平成六年法律第五十七号）
（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）
第十六条　新雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

【附則第七条関係】
・「費用（…の事務の執行に要する費用を除く。）」の例
○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）
（基金）
第三十一条　機構は、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

【附則第十条関係】
・作用法の制定又は一部改正に伴い、各府省設置法に当該府省の所掌事務を追加する改正を行っている例
○　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）
附　則
（厚生労働省設置法の一部改正）
第二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。
十七の二　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第九条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。
（略）

○　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）

附　則

（法務省設置法の一部改正）

第八条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

（略）

○　通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号）

附　則

（国土交通省設置法の一部改正）

第十六条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「、通訳案内業」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

（略）

・省の所掌事務規定において、個別法に規定されている固有名詞を、法律上の根拠を明示せずに引用している例

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（所掌事務）

第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六十二　（略）

六十三　公共職業訓練に関すること。

六十四　技能検定に関すること。

六十五～百十一　（略）

2　（略）

【附則第十一条関係】

・未成立の法律の一部改正を行っている例

○　防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）

附　則

（ねんきん事業機構法の一部改正）

第六十八条　ねんきん事業機構法（平成十八年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条のうち、国家公務員共済組合法第三条第二項第三号の改正規定中「第三条第二項第二号」に、「三　厚生労働省」を「二　厚生労働省」に改め、同法第八条第一項の改正規定中「、第三号ロ」及び「第三条第二項第二号ロ又は第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、」に、「、社会保険庁長官」を「それぞれ社会保険庁長官又は」に改める。

附則第十八条第一項中「第三条第二項第三号ロ」を「第三条第二項第二号ロ」に改める。

※　ねんきん事業機構法案は、最終的に廃案となった。

○　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）

（信託法の一部改正）

第二百四十六条　信託法（平成十八年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第二百四十七条中「及び支店又は従たる事務所の所在地」を「の所在地（外国法人にあっては、各事務所の所在地）」に改める。

※　信託法は、平成十八年法律第百八号として公布された。

○　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）

附　則

（信託業法の一部改正）

第百三十二条　信託業法（平成十六年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「以上の数の議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

第十一条第九項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第九十一条第九項中「社債等の振替に関する法律第百二十九条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

※　信託業法は、平成十六年法律第百五十四号として公布された。

【理由関係】

・「・・・のため、～するとともに、等の必要がある。」

○　雇用保険法等の一部を開始する法律案（平成二十一年第百七十一回通常国会）

景気が下降局面にあり、急速に悪化しつつある雇用失業情勢の下、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険制度において、受給資格に係る要件の緩和、給付日数の延長に関する暫定措置の創設、育児休業給付の見直し等を行うとともに、負担軽減の観点から特例的に平成二十一年度の雇用保険率を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

・「非正規労働者」

○　雇用保険法等の一部を改正する法律案（平成二十二年第百七十四回通常国会）

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

改正対象条項における漢字使用等について

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律【新規制定】

条　項	対象語	改正の要否
第１条	—	
第２条	—	—
第３条	—	—
第４条	—	—
第５条	—	—
第６条	—	—
第７条	—	—
第８条	—	—
第９条	—	—
第10条	—	—
第11条	—	—
第12条	—	—
第13条	—	—
第14条	—	—
第15条	—	—
第16条	—	—
第17条	—	—
第18条	—	—
第19条	—	—
第20条	—	—
第21条	—	—
第22条	—	—
第23条	—	—
附則第１条	—	—
附則第２条	—	—
附則第３条	—	—
附則第４条	—	—
附則第６条	—	—
附則第12条	—	—
附則第13条	—	—

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（附則第５条関係）

条項（改正後）	対象語	改正の要否
第３条	—	—
第64条第１項	—	—
第２項	—	—
第66条第１項	—	—
第６項	—	—
第68条第２項	—	—

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）

（附則第７条関係）

条項（改正後）	対象語	改正の要否
第12条第５項	—	—

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第８条関係）

条項（改正後）	対象語	改正の要否
第99条第２項	—	—
第101条第２項	—	—
第103条第３項	—	—
第５項	—	—

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第９条関係）

条項（改正後）	対象語	改正の要否
別表第一　七十	—	—

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第10条関係）

条項（改正後）	対象語	改正の要否
第４条第１項第63号の２	—	—
第21条第１項	—	—

○独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構法（昭和四十二年法律第八十一号）

（附則第11条関係）

条項（改正後）	対象語	改正の要否
第11条第１項	—	—
第14条第１項	—	—
第14条第２項	—	—

第16条	＝	―
第18条第１項	―	―
附則第５条第８項	―	―

雇用保険法の目的規定について

＜雇用保険法第１条＞

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

＜目的規定の対応＞

① 労働者が失業した場合（及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合）に必要な給付を行う
→労働者の生活及び雇用の安定を図る

② 求職活動を容易にする等その就職を促進
→労働者の生活及び雇用の安定を図る

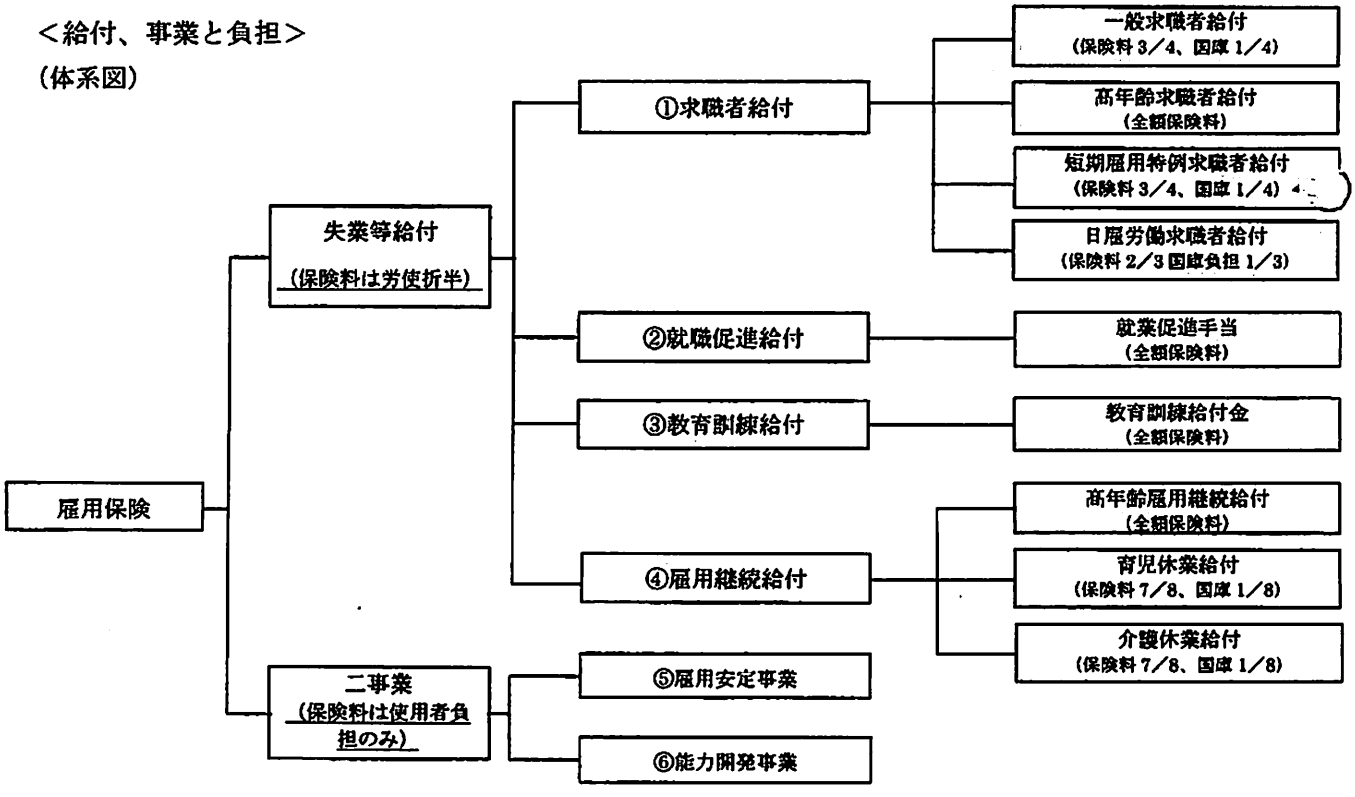
③ 労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行う
→労働者の生活及び雇用の安定を図る

④ 労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行う
→労働者の生活及び雇用の安定を図る

⑤・⑥ 労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図る

＜給付、事業と負担＞

（体系図）



（注）当分の間国庫負担割合は、本来の負担の５５％に引き下げられている。

国以外の主体のみが実施する事業に関する計画について
（第４条関係）

１．容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化計画

（１）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）第７条において、主務大臣は、基本方針に即して、主務省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする分別基準適合物の再商品化（いわゆる容器包装のリサイクル）に関する計画（以下「再商品化計画」という。）を定めなければならないこととされている。

（２）当該再商品化は、個別の容器包装事業者が実施するものであり、国は、その実施の枠組みを定めるものである。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）（抄）

第七条　主務大臣は、基本方針に即して、主務省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする分別基準適合物の再商品化に関する計画（以下「再商品化計画」という。）を定めなければならない。

２　再商品化計画においては、特定分別基準適合物ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　各年度において再商品化がされる当該特定分別基準適合物の量の見込み

二　当該特定分別基準適合物の再商品化をするための施設の設置に関する事項

三　当該特定分別基準適合物の再商品化の具体的方策に関する事項

四　その他当該特定分別基準適合物の再商品化の実施に関し重要な事項

３　主務大臣は、再商品化計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

２．特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく最終処分計画

（１）特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）第４条において、経済産業大臣は、基本方針に即して、経済産業省令で定めるところにより、５年ごとに、10年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画を定め、これを公表しなければならないこととされている。

（２）上記の特定放射性廃棄物の最終処分は、同法を根拠とする法人である原子力発電環境整備機構が実施するものであり、国は、その実施の枠組みを定めるものである。

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）

（最終処分計画）

第四条　経済産業大臣は、基本方針に即して、経済産業省令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（以下「最終処分計画」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2　最終処分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の量及びその見込み

二　前号の特定放射性廃棄物の最終処分を行う時期及びその量並びにこれに必要な最終処分施設の規模及び能力に関する事項

三　概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項

四　特定放射性廃棄物の最終処分の実施の方法に関する事項

五　その他特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関し必要な事項

3　経済産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会（前項第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあっては、原子力安全委員会）の意見を聴かなければならない。

4　経済産業大臣が最終処分計画を定めるには、閣議の決定を経なければならない。

5　経済産業大臣は、第二項第三号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

6　経済産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更する必要が生じたときは、最終処分計画を改定するものとする。

7　第一項から第五項までの規定は、前項の規定による最終処分計画の改定について準用する。

第８条から第11条までの並び順について

（１）本法案では、以下の規定順としている。

第８条　不正受給の場合の給付制限
第９条　返還命令等
第10条　受給権の保護
第11条　公課の禁止

（２）これは、労働者災害補償保険法において以下の規定順となっていることを踏まえたもの。

第12条の２の２　故意に負傷等した場合の支給制限
第12条の３　不正受給者からの費用徴収
第12条の５　受給権の保護
第12条の６　租税その他公課の免除

※　雇用保険法は、返還命令等（第10条の４）が通則の節に規定してあるため、返還命令等（第10条の４）、受給権の保護（第11条）、公課の禁止（第12条）、不正受給の場合の給付制限（第34条）の順となっている。

権限の委任として想定しているもの（第19条関係）

（1）当該規定により、都道府県労働局長に委任することを想定している権限は、以下のとおりである。

- 認定特定求職者職業訓練を行う者等に対して、必要な報告等を求める権限（第15条第1項）
- 官公署、銀行等に対して、資産及び収入の状況について報告を求める権限（第15条第3項）
- 認定特定求職者職業訓練を行う者等に対して、立入検査を行う権限（第16条第1項）

法人格のない団体に関する罰則の規定について（第23条関係）

1　規定の考え方

（1）第24条においては、いわゆる両罰規定を置いているところ、この法律について違反行為を行った者が法人であった場合のほか、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含むこととしている。

（2）これは、認定特定求職者職業訓練を行う者について、第3条第1項において法人格の有無について規定していないことから、法人でない団体が認定特定求職者職業訓練の実施主体となる場合を想定して規定することとしたものであり、具体的な例としては、任意団体や、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）に基づく有限責任事業組合等が想定されうるところである。

2　規定例

このように、法人格のない団体について両罰規定を定めている立法例としては、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、郵政民営化法（平成17年第97号）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の例がある。

緊急人材育成支援事業における独立行政法人雇用・能力開発機構の位置づけについて
（附則第３条関係）

（１）現行の緊急人材育成支援事業については、平成 21 年度補正予算において、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 6 章第 1 節の規定による中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）に、緊急人材育成・就職支援基金を造成し、同基金を原資として求職者に対する職業訓練の機会の提供及び求職者の生活に必要な金銭の給付を行っているところ。

（２）このうち、中央協会は、民間教育訓練機関の申請に係る職業訓練の認定を行うに当たって、当該認定に係る事前審査、民間教育訓練機関への助言、指導等の業務を、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）に委託している。

（３）独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成 14 年法律第 170 号）上は、第 11 条第 4 項において「機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる」と規定されており、中央協会から機構への業務委託は、同項の規定を根拠とするものである。

（４）なお、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は、緊急人材育成支援事業にはかかわっていない。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法附則第５条の規定について
（附則第 11 条関係）

（１）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成 14 年法律第 165 号。以下「新機構法」という。）附則第５条第１項から第３項までにおいては、新機構法第 14 条で定める業務の特例を規定するものであり、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）が行う暫定業務として

① 障害者を雇用する小規模事業主への報奨金等の支給事務（同条第１項）

② 障害者雇用を継続する事業主への給付金の支給事務（同条第２項）

③ 独立行政法人雇用・能力開発機構が暫定業務として行っていた雇用促進住宅の譲渡・売却業務（同条第３項第１号及び第２号）

④ 事業主等が行う職業訓練に対する援助業務（沖縄北部雇用・能力開発総合センター関係業務）

を規定している。

（２）新機構法附則第５条第８項は、新機構が上記（１）の①から④までの業務を行う際の新機構法の適用について、第 11 条（運営委員会の設置及び権限）、第 13 条（運営委員）、第 14 条（業務の範囲）、第 15 条（業務の委託）、第 16 条（区分経理）、第 17 条（利益及び損失の処理の特例等）、第 18 条（緊急の必要性がある場合の厚生労働大臣の要求）、第 22 条（協議）、第 24 条（職業能力開発促進法の適用の特例等）及び第 28 条（罰則）の必要な読替を規定するものである。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第24条の取扱いについて
（附則第11条関係）

（1）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「新機構法」という。）第24条第2項においては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）が行う職業能力開発業務に関して、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他政令で定める法令については、新機構を国とみなして、これらの法令を準用することとしている。

（2）同条の規定は、現行の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）第23条及び独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成15年政令第555号）第16条の規定を引き継ぐものであり、政令で定める法令としては、以下のとおり想定しているところ。

- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項第3号及び第58条の6第1項
- 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第10条第1項第3号
- 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第6条第1項第3号
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第33条第1項第3号
- 景観法（平成16年法律第110号）第16条第5項及び第6項、第22条第4項並びに第66条第1項から第3項まで及び第5項
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第15条第6項及び第7項並びに第33条第1項第3号
- 景観法施行令（平成16年政令第398号）第22条第2号（同令第24条において準用する場合を含む。）

（3）上記の法令は、いずれも、国以外の者が土地の区画変更を行う場合の市町村長への届出、建築物の建設等についての景観行政団体への届出等について規定しているものであり、新機構を国とみなすことにより、職業能力開発業務に関して新機構が職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）等について、上記の法令の規定に該当する行為を行う場合に、届出等を行わなくて良いこととするものである。

（4）新機構法第14条第1項に新たに追加する認定等の業務についても、ポリテクセンター等を利用して行われることが想定されることから、当該業務に関しても、上記の法令の適用については新機構を国とみなすことが適当と考えられるものであり、現行の新機構法第24条第2項については、職業能力開発業務から新機構法第14条第1項第8号の事務を除外しないこととするものである。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　就職支援計画の作成等（第三条―第六条）
第三章　特定求職者に対する職業訓練の実施（第七条―第九条）
第四章　職業訓練受講給付金（第十条―第十二条）
第五章　雑則（第十四条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給すること等その就職を支援することにより、特定求職者の雇用の安定を図るこ

とを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者でない者であって、次の各号のいずれにも適合すると公共職業安定所長が認めるものをいう。

一　労働の意思及び能力を有している者

二　当該者の就職を容易にするためには、公共職業安定所長が第七条第二項に規定する特定職業訓練又は雇用保険法第十五条第二項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受けることを指示し、その就職に関し支援を行う必要がある者

第二章　就職支援計画の作成等

（就職支援計画の作成）

第三条　厚生労働大臣は、特定求職者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

一　職業指導及び職業紹介

二　第七条第二項に規定する特定職業訓練

三　公共職業訓練等

四　前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

（公共職業安定所長の指示）

第四条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に準拠した前条各号に掲げる措置について、同条第二号又は第三号に掲げる措置を受けることを指示するものとするほか、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該措置以外の措置を受けることを指示するものとする。

2　公共職業安定所長は、前項の指示を受けた求職者について、その受ける措置の効果を高める必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

（関係機関等の責務）

第五条　職業安定機関、第七条第二項に規定する特定職業訓練を行う者その他関係者は、前条第一項の指示を受けた者の就職支援の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めな

ければならない。

2　前条第一項の指示を受けた特定求職者は、その就職の支援に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

（職業訓練実施計画）

第六条　厚生労働大臣は、特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練の実施に関する計画（以下「職業訓練実施計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　特定求職者の数の動向に関する事項

二　職業訓練の実施目標に関する事項

三　実施しようとする職業訓練の基本となるべき事項

3　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

4　厚生労働大臣は、職業訓練実施計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、職業訓練実施計画の変更について準用する。

第三章　特定求職者に対する職業訓練の実施

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第七条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、前条第一項の計画に即したものであること、実務の経験等に照らし、技能又は知識を十分に有していない者の就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得による職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「特定職業訓練」という。）が同項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は当該特定職業訓練を行う者が当該特定職業訓練を行わなくなったときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による認定に関する事務及び前項の規定による認定の取消しに関する事務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

（特定職業訓練を行う者に対する助成）

第八条　国は、特定職業訓練がより効果的に行われることを奨励するため、特定職業訓練を行う者に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

（指導及び助言）

第九条　機構は、特定職業訓練を行う者に対し、当該特定職業訓練の効果的な実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

第四章　職業訓練受講給付金

（職業訓練受講給付金の支給）

第十条　国は、特定求職者が公共職業安定所長の指示した特定職業訓練又は公共職業訓練等を受けることを容易にするため、特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　職業訓練受講給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

（返還命令等）

第十一条　偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受けた者がある場合には、政府は、そ

の者に対して、支給した職業訓練受講給付金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた職業訓練受講給付金の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、特定職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその職業訓練受講給付金が支給されたものであるときは、政府は、当該特定職業訓練を行う者に対し、その職業訓練受講給付金の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による職業訓練受講給付金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第三項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（受給権の保護）

第十一条　職業訓練受講給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十三条　租税その他の公課は、職業訓練受講給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第五章　雑則

（時効）

第十四条　職業訓練受講給付金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十一条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告等）

第十五条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、特定職業訓練を行う者又は特定職業訓練を行っていた者（以下「特定職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、特定求職者又は特定求職者であった者（以下「特定求職者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずる

ことができる。

3　厚生労働大臣は、職業訓練受講給付金の支給に関し必要があると認めるときは、特定求職者又はその属する世帯の他の世帯員の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に報告を求めることができる。

4　機構は、第七条第一項若しくは第二項又は第九条に規定する業務に関し必要があると認めるときは、特定職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告又は文書の提出を求めることができる。

（立入検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、特定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問をさせ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければな

らない。

3　厚生労働大臣は、機構に、第一項の規定による立入検査又は質問（特定職業訓練が第七条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する立入検査又は質問をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、第三項の規定による立入検査又は質問について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員となろうとする者に関する特例）

第十七条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、第二条、第四条及び第十条第一項中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」とする。

（権限の委任）

第十八条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十条　特定職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十五条第四項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

三　第十六条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合

第二十二条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第二項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十六条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合

第二十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ

。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講

ずるものとする。

（準備行為）

第三条　第七条第二項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第三項の規定の例により行うことができる。

第四条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第六条第一項から第三項までの規定の例により、同条第一項に規定する職業訓練実施計画を定めることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の職業訓練計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日において第六条第一項の規定により定められた職業訓練実施計画とみなす。

（雇用保険法の一部改正）

第五条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第三条中「及び能力開発事業」を「、能力開発事業及び就職支援事業」に改める。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第七条第一項に規定する特定職業訓練を行う者に対して、特定職業訓練がより効果的に行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて特定職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第十条第一項に規定する職業訓練受講給付金を支給することその他求職者の就職に必要な能力の開発及び向上のために必要な事業であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」の下に「及び第六十四条第一項に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第十条第

一項に規定する職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「おいて、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「（就職支援事業を含む。）」を加える。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十二年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに第六十四条第一項の規定により行う助成及び給付に充てられた額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項第二号イ中「及び能力開発事業費」を「、能力開発事業費及び就職支援事業費」に改める。

第百一条第二項中「雇用継続給付」の下に「、就職支援事業」を加える。

第百三条第三項中「歳出額（次条第三項」を「歳出額（同条第三項」に改め、「失業等給付費」の下に「及び就職支援事業費」を加え、同条第五項中「失業等給付費」の下に「及び就職支援事業費」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を加え、「又は同法第六十三条の能力開発事業」を「、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条に規定する事業」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　特定職業訓練に関すること。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十三号の二」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第七条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定（その取消しを含む。）並びに同法第九条に規定する指導及び助言を行うこと。

第十四条第二項中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に、「又は」を「、」に改め、「能力開発事業」の下に「又は同法第六十四条の規定による事業」を加える。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

附則第五条第八項中「『第七号』」を「『第八号』」に、「第六十三条の規定による能力開発事業」を「第六十四条の規定による事業」に、「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中『規定する業務』とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

（政令への委任）

第十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

平成23年1月

目　次

○雇用保険法（附則第五条関係）……1
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（附則第七条関係）……3
○特別会計に関する法律（附則第八条関係）……4
○住民基本台帳法（附則第九条関係）……6
○厚生労働省設置法（附則第十条関係）……7
○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（附則第十一条関係）……8

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
新旧対照条文

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（雇用保険事業） 第三条　雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業、能力開発事業及び就職支援事業を行うことができる。	（雇用保険事業） 第三条　雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。
第六十四条　政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者に関し、就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第七条第一項に規定する特定職業訓練を行う者に対して、特定職業訓練がより効果的に行われることを奨励するために必要な助成を行い、併せて特定職業訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第十条第一項に規定する職業訓練受講給付金を支給することその他求職者の就職に必要な能力の開発及び向上のために必要な事業であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。	第六十四条　削除
2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。	

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び第六十四条に規定する事業（以下「就職支援事業」という。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

四　就職支援事業については、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第十条第一項に規定する職業訓練受講給付金に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付（就職支援事業を含む。）に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

○　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに第六十四条第一項の規定により行う助成及び給付に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）

○　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（歳入及び歳出） 第九十九条　（略） ２　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　（略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び就職支援事業費 ロ～チ　（略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） ２　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付、就職支援事業及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） ２　（略） ３　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当	（歳入及び歳出） 第九十九条　（略） ２　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　（略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費及び能力開発事業費 ロ～チ　（略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） ２　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） ２　（略） ３　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当

歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（同条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費及び就職支援事業費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費及び就職支援事業費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

○　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（法第三十条の七関係）			別表第一（法第三十条の七関係）		
提供を受ける国の機関又は法人	事務		提供を受ける国の機関又は法人	事務	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
七十　厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条に規定する事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）	七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十三の二　特定職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十三号の二、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）	（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （都道府県労働局） 第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。 2・3　（略）

○　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第七条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定（その取消しを含む。）並びに同法第九条に規定する指導及び助言を行うこと。 九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による事業として行うものとする。	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2・3　（略） （業務の範囲） 第十四条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～七　（略） 八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3・4　（略）	3・4　（略）
（区分経理）	（区分経理）
第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。	第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務	四　職業能力開発業務
五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務	
（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）	（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）
第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。	第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。
2　（略）	2　（略）
附　則	附　則
（業務の特例）	（業務の特例）
第五条　（略）	第五条　（略）
2～7　（略）	2～7　（略）

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第八号」とあるのは「第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十四条の規定による事業」とあるのは「、同法第六十四条の規定による事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第

8　第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは

五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第一項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二条第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律関係（第十七条）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第十七条の規定による読み替えられた同法第二条、第四条、第十条第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者でない者であって、次の各号のいずれにも適合すると地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が認めるものをいう。 一・二　（略） （公共職業安定所長の指示） 第四条　地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長は、特定求職者に対して、就職支援計画に準拠した前条各号に掲げる措置について、同条第二号又は第三号に掲げる措置を受けることを指示するものとするほか、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該措置以外の措置を受けることを指示するものとする。 2　地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議	（定義） 第二条　この法律において「特定求職者」とは、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者及び同法第十五条第一項に規定する受給資格者でない者であって、次の各号のいずれにも適合すると公共職業安定所長が認めるものをいう。 一・二　（略） （公共職業安定所長の指示） 第四条　公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に準拠した前条各号に掲げる措置について、同条第二号又は第三号に掲げる措置を受けることを指示するものとするほか、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該措置以外の措置を受けることを指示するものとする。 2　公共職業安定所長は、前項の指示を受けた求職者について、その受

して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長は、前項の指示を受けた求職者について、その受ける措置の効果を高める必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

（職業訓練受講給付金の支給）

第十条　国は、特定求職者が地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長の指示した特定職業訓練又は公共職業訓練等を受けることを容易にするため、特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　（略）

ける措置の効果を高める必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

（職業訓練受講給付金の支給）

第十条　国は、特定求職者が公共職業安定所長の指示した特定職業訓練又は公共職業訓練等を受けることを容易にするため、特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

2　（略）

○　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）附則第五条第八項の規定による読み替えられた同法第十一条等

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、附則第五条第八項により読み替えられた前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。	（運営委員会の設置及び権限） 第十一条　機構に、第十四条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第三項に規定する業務（以下「職業能力開発業務」という。）の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。 2　職業能力開発業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。 一～三　（略） 3　運営委員会は、前項に規定するもののほか、機構の職業能力開発業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 （運営委員） 第十三条　運営委員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び職業能力開発業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（業務の範囲）

第十四条　（略）

一～七　（略）

八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第七条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定（その取消しを含む。）並びに同法第六条に規定する指導及び助言を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに附則第五条第二項第一号及び第三号各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業、同法第六十四条の規定による事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

（業務の範囲）

第十四条　（略）

一～七　（略）

八　特定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第七条第二項に規定する特定職業訓練をいう。）の認定（その取消しを含む。）並びに同法第六条に規定する指導及び助言を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による事業として行うものとする。

3・4　（略）

（業務の委託）

第十五条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号及び第六号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2・3　（略）

（区分経理）

第十六条　機構は、次に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号まで及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務

五　（略）

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項に規定する業務の財源に充て

第十六条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二　（略）

三　第十四条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第十七条　機構は、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十四条第一項及び第三項に規定する業務の財源に充てることができる。

ることができる。

2　厚生労働大臣は、附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から附則第五条第八項により読み替えられた第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は第十四条第一項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から附則第五条第八項により読み替えられた前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなけれ

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4～6　（略）

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十八条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるとき、又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）又は同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限り、これに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（協議）

第二十二条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなけれ

ばならない。

一　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務、職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項の規定に

ばならない。

一　第十五条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　第十七条第一項の承認をしようとするとき。

2　（略）

（職業能力開発促進法の適用の特例等）

第二十四条　機構が行う第十四条第一項第五号に掲げる業務及び職業能力開発業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二、第十五条の四、第十五条の六第二項及び第三項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

2　機構が行う職業能力開発業務に関しては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十四条第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第十七条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければ

より厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

ならない場合において、その承認を受けなかったとき。

指示の効力の期限について（第４条関係）

１．第４条の指示の効力の期限について

（１）本法律案においては、第４条の規定に基づいて、公共職業安定所長が特定求職者に対し「就職支援計画」に準拠した措置を受けることを指示することとなるが、当該指示について効力の期限に係る規定は設けていない。

（２）しかしながら、「特定求職者」の定義の一部として「就職に関し支援を行う必要がある者（と公共職業安定所長が認める者）」という要件を設けているところ、例えば、新たな職業に就いた等の場合「就職に関し支援を行う必要がある者」には該当しなくなり、その結果「特定求職者」ではなくなることで、第４条による指示の効力も当然失われるものである。

２．同様の構成を採っている例

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）においては、第 24 条の規定に基づいて、公共職業安定所長が中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者に対して就職促進の措置を受けることを指示することとなっているが、当該手帳の失効について規定が設けられているのみであり（第 22 条）、当該指示について効力の期限に係る規定は設けられていない。

厚生労働大臣の認定に係る職業訓練の略称について（第７条第２項関係）

１．訓練の略称について

第７条第１項の規定による厚生労働大臣の認定に係る職業訓練については、この法律において「特定職業訓練」との略称を置くこととする。

２．特定職業訓練とすることについて

（１）特定職業訓練については、厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練であることから、いわば「認定職業訓練」という略称を置くことも考えられるが、現行の職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 24 条第３項において、事業主等がその雇用する労働者に対して行う職業訓練について「認定職業訓練」という名称が規定されており、かつ、同法以外の法令においても引用されているものであることから、重複による混乱を避けるため「認定職業訓練」の名称は用いないこととする。

（２）一方、特定職業訓練の受講対象者については、この法律において「特定求職者」という類型が設けられ、「特定」とすることにより、雇用保険の基本手当を受給する求職者等とは異なる類型であることを示している。この「特定求職者」に対する職業訓練を提供するという点を明確にする観点や、既存の公共職業訓練等と異なり特定の類型を受講対象とすることを明確にする観点から、この職業訓練については「特定職業訓練」とすることとする。

（３）なお、既存の法令上は、一般的に見て、認定を受けて実施されるものは冒頭に「認定」の文言が付されることが多いが、法律によっては、「認定」の文言を入れない略称を置く例も見られる（※）ところであり、「特定職業訓練」という略称についても、特段の問題はないものと考えられる。

※：認定に係るものであって、その略称に「認定」の文言を使っていないものの例

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 45 条の３の「特定組合等」
- 同法第第 45 条の２の「関係親事業主」
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 27 条第２項の「保安機関」
- 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成６年法律第 79 号）の「国際会議観光都市」　　等

職業訓練の認定を独立行政法人に行わせることについて（第７条第３項関係）

１．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の活用について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）が厚生労働大臣の委任を受けて行う認定行為については、認定特定求職者職業訓練に係る受講希望者をあっせんし、訓練実施実績に応じた助成を行う対象として適当な訓練であることを認める位置づけの行為にすぎず、独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業（※）には該当しない。

※　独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業は、以下のとおり想定されている。

①　私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務及び事業（例：司法警察）

②　その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務及び事業（例：栄典）

③　災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務及び事業（例：防衛）

（「改訂　独立行政法人制度の解説」（独立行政法人制度研究会編、第一法規）15頁）

２．大臣の認定事務を独立行政法人等が行う例

（１）法律上、大臣が、その認定業務を独立行政法人等に行わせる例としては、計量法（平成４年法律第51号）第121条の２の特定計量証明事業が同項各号の基準に適合している旨の認定を、経済産業大臣が独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせることとしている例がある。

当該認定の効果として、事業者が認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができることとされている（同法第121条の３）。また、当該認定を受けない場合でも、「計量証明事業」として同一の事業を実施すること自体は、法律上可能である。

（２）このほか、大臣が、その指定する者に認定を行わせる例については、

・　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）第33条の７第１項の、適正な原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定を、環境大臣がその指定する者に行わせることとしている例

→　認定を受けた製品ごとに、その旨の証票が交付されるもの

・　建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の25第１項の、建築材料等の形式が政令で定める基準に適合していることの認定を、国土交通大臣がその指定する者に行わせることとしている例

→　個別の建築確認申請・検査における申請者の負担の軽減を図るもの

があり、いずれも、認定行為は規制を解除する趣旨で置かれたものではない。

3．独立行政法人等が自ら認定業務を行う例

（1）独立行政法人が、法律上自らの業務として認定行為を行う例としては、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条第1項の規定による日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定及び同法第9条の規定に基づく認定の取消しを、独立行政法人環境再生保全機構が行うこととしている例がある。

（2）このほか、大臣が指定する者が認定を行う例として、

- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第8条の規定により、食品の製造過程の管理の高度化に関する計画が基準に適合している旨の認定を、厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定する法人が行うこととしている例
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第17条の2の規定により、農林物資の製造等を業とする者が、農林水産大臣の登録を受けた法人の認定を受けて、その製造等する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資等に日本農林規格により格付をしたことを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示を付することができることとしている例
- 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第56条の7の規定により、高圧ガスの製造（製造に係る貯蔵を含む。）のための設備のうち公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める設備の認定を、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行うこととしている例

がある。

4．国が独立行政法人に奨励的業務を行わせる例

国が、民間事業者の特定の事業の実施を促すために行う奨励的業務を、独立行政法人に行わせる例として、

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主への助成等を厚生労働大臣が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせることとする例

があるが、このような助成に当たっては、助成対象として適当か否かの審査及び認定の手続が（明文化されていないが）必要となるが、この場合、そのような手続も含め、大臣から独立行政法人に委任されているものと整理される。

給付の名称について（第10条関係）

1．基本的な考え方

本制度における給付の名称については、

① 求職者が職業訓練を受講することを支援するための給付であること

② 求職者個人に対する給付であること

を明らかにしたものとすることが適当である。

2．「職業訓練受講給付金」とすることについて

（1）1を踏まえた場合、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給等に関する法律」の「被害回復給付金」のように、「○○が、～～することを・・・ための給付」のうち「～」＋「・・・」に該当する部分を冠した名称とすることが適当であり、今回は「求職者が職業訓練を受講することを支援するための給付」であることから、「職業訓練受講給付金」とする。

（2）なお、給付の名称としては、「給付」、「給付金」、「手当」が考えられるが、

①「給付」は、複数の種類の給付をまとめて総称する場合に使われている例が多く（石綿による健康被害の救済に関する法律（平18年法律第4号）における「救済給付」（医療費、療養手当、葬祭料等）等）、

②「給付金」は、給付の種類が一種類である場合に用いられている場合が多く（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)における「特別障害給付金」等）

③「手当」は、「○○給付」と総称された給付のうちの個別の給付の名称として使われている例が多い（雇用保険法における「求職者給付」のうちの「基本手当」、「技能習得手当」等）

ことから、今回の給付は「給付金」とする。

独立行政法人による報告徴収及び罰則について（第１５条第４項関係）

１．認定業務に関する報告徴収に係る罰則の例について

（１）第 15 条第 4 項において、機構が、第 7 条第 1 項の規定による職業訓練の認定及び同条第 2 項の規定によるその取消しについて必要があると認めるときは、特定職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告又は文書の提出を求めること（以下「報告徴収等」という。）ができることとしているところ。また、当該報告徴収に対し、報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合には、罰則を適用することとしているところ。

（２）このように、独立行政法人が認定業務に関し報告徴収等を行う例としては、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 52 条の規定による独立行政法人環境再生保全機構が同法第 4 条第 1 項の認定を受け、又は受けようとする者に対する報告又は文書その他の物件の提出の求めの例がある。この場合、同法第 52 条の規定に違反した者については、同法第 89 条第 1 項第 1 号に規定する罰則の適用対象となるものである。

２．指導及び助言に関する報告徴収規定及びそれに係る罰則の例について

（１）第 15 条第 4 項において、上記１（１）の規定内容に加え、機構が第 9 条の規定により行う指導及び助言について、報告徴収等ができることとしているところ。

（２）このように、助言及び指導に関し報告徴収等を行う例としては、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 12 条の 6 の規定により、都道府県知事が関係府県の区域内の指定物質排出者に対する指導、助言又は勧告をするため必要があると認める場合の報告徴収等の例がある。この場合、同条の規定に違反した者は、同法第 25 条第 2 号に規定する罰則の適用対象となるものである。

大臣事務の認定行為を他の法人等に行わせている例について

根拠法	条項 （括弧内は大臣事務の根拠）	具体的な認定等の行為	認定の条文	委任先	実施主体の種別又は資格	認定の効果	取消権限	不服申立ての名あて人
計量法（平成4年法律第51号）	第168条の5第1号（第121条の2）	特定計量証明事業の認定（第107条第2号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業）	（認定） 第百二十一条の二　特定計量証明事業（第百七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。 一　特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。 二　特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。 三　特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。	（独）製品評価技術基盤機構	独立行政法人	・認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。（第121条の3） ※当該認定を受けない場合でも、「計量証明事業」として同一の事業を実施することは可能。	経済産業大臣（第121条の5）	（独）製品評価技術基盤機構
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）	第33条の8第1項（第33条の7第1項）	原材料器官等を原材料として製造された政令で定める製品（登録等を受けることができるものを除く。）が登録要件に該当する原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定	（適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定） 第三十三条の七　環境大臣及び特定国際種関係大臣は、原材料器官等を原材料として製造された政令で定める製品（登録等を受けることができるものを除く。）の製造者の申請に基づき、その製品が登録要件に該当する原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定をすることができる。 2～5　（略）	登録認定機関	第33条の8第3項の欠格事由に該当しない者	・環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その申請をした者に対し、申請に係る製品ごとに、その製品について同項の認定があった旨を表示する標章が交付される（第33条の7第3項）	規定なし	環境大臣及び特定国際種関係大臣（第33条の12）
建築基準法（昭和25年法律第201号）	第68条の25第1項（第68条の10第1項）	型式適合認定（建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分で、政令で定めるものの型式が、第1章から第3章の規定又はこれに基づく命令の規定（第68条の26第1項の構造方法等の認定の内容を含む。）のうち当該建築材料又は建築物の部分の構造上の基準その他の技術的基準に関する政令で定める一連の規定に適合するものであることの認定）	（型式適合認定） 第六十八条の十　国土交通大臣は、申請により、建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分で、政令で定めるものの型式が、前三章の規定又はこれに基づく命令の規定（第六十八条の二十六第一項の構造方法等の認定の内容を含む。）のうち当該建築材料又は建築物の部分の構造上の基準その他の技術的基準に関する政令で定める一連の規定に適合するものであることの認定（以下「型式適合認定」という。）を行うことができる。 2　型式適合認定の申請の手続その他型式適合認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。	指定認定機関（第77条の36から第77条の39までの規定のめるところにより指定する者）	第77条の37の欠格事由に該当しない者	・建築確認申請・検査における申請者の負担が軽減される	規定なし	国土交通大臣（第77条の53）
（独立行政法人が自ら行う例）								
石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）	第4条第1項	日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定	（医療費の支給及び認定等） 第四条　機構は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。 2　前項の認定（以下この条から第十七条まで及び第二十条第一項第二号において「認定」という。）は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。 3　機構は、認定を行ったときは、当該認定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対し、石綿健康被害医療手帳を交付するものとする。 4　（略）	独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人	・医療費の支給 ・石綿健康被害医療手帳の交付	独立行政法人環境再生保全機構	明文規定なし